

- 豫防接種心得
- 食品及嗜好品分析表
- 衛生材料格納保全法
- 衛生材料取扱規則
- 衛生材料器械使用法草案(戰用品ノ部)
- 戰用衛生材料内容品表
- 赤十字條約解釋
- 衛生材料消耗品解説
- 衛生材料器械制式解説
- 陸軍軍馬病類別
- 軍馬衛生學教程
- 陸軍病馬看護法
- 野外衛生勤務(擔架教育)

檢 閲

檢閲の目的は軍隊教育の成績を検し其進歩發達を促すに在り。又は團體官衛學校に於ける軍紀、風紀、服務、教育、衛生、保育、動員計畫、經理等の状況を實檢査閱等のために行ふものにして、國軍の能力を向上するため教育と相俟て重要なるものなり。

檢閲には隊長の行ふ檢閲、師團長の行ふ隨時檢閲、兵監及航空兵團長の行ふ檢閲及特命檢閲等あり。

一 隊長の行ふ檢閲

本檢閲の目的は軍隊教育の成績を検し進歩發達を促すにあり。檢閲實施後、隊長は其の成績の概況を直上の上官に報告す。

但兵科専門に關する事項は當該隊長より更に當該兵監(戰軍隊にありては教育總監、航空隊にありては航空本部長)に報告す。

二 隨時檢閲

航空兵團長及師團長は毎年隨時部下諸部隊を檢閲し軍隊教育期の終に於て檢閲の實況及意見を奏上し且陸軍大臣、參謀總長、教育總監に報告す。

三 航空本部長、兵監の行ふ檢閲

航空本部長は航空兵科専門の事項に關し航空兵科諸軍隊を檢閲して意見を隊長に訓示し檢閲を終りたるときは其實況を教育總監に報告し關係長官に通報す。

四 特命檢閲

長に訓示し檢閲を終りたるときは實況を陸軍大臣に報告し關係長官に通報す。

各兵監は主管の事項に就き當該兵の團隊を檢閲し之に關する意見を團隊長に訓示し檢閲を終りたるときは其實況を教育總監に報告し關係長官に通報す。

特命檢閲は勅命に依り元帥其他の將官特命檢閲使と爲り、勅旨を奉じ陸軍部隊に於ける軍紀の張弛、服務の能否、教育の精粗、保育の良否を検し法規實施の度を察し、動員計畫の完否、會計經理の整否、兵器材料其他の軍需品及諸營造物保存の景況等に付所要の事項を實檢査閱するものとす。

通常毎年部隊を指定して行はれるを例とす。

檢閲使は檢閲せる事項に關し意見を當該團隊、官衛學校の長に訓示し檢閲終れば其狀況及意見を伏奏し且之を陸軍

區分す。

一 連合演習

連合演習の目的は諸兵種(航空兵にありては分科を異にする部隊を含む)を連合して其協同戰闘を演練するに在り。

二 師團演習

師團演習の目的は各級幹部及兵を訓練して陣中勤務及戰闘の諸動作に慣熟せしめ以て軍隊年度教育の完成を期するに在り。

師團演習は毎年概ね教育年度の末期に於て之を行ふものとす。

師團演習の演習日割左の如し。但師團長は要すれば一日を増減することを得

三 特別師團演習

特別師團演習の目的は概ね師團を基幹とする兵團の作戦を演練研究するに在

り。

四 特別大演習

特別大演習の目的は軍若しくは師團の作戦を演練するに在り。

特別大演習は通常毎年一回之を行ひ其日数は概ね四日とす。

五 特別各兵演習

特別各兵演習とは特別騎兵演習、特別砲兵演習、特別工兵演習、特別航空兵演習及特別輜重兵演習を總稱す。

特別各兵演習の目的は主として當該兵科専門の事項を演練研究するに在り。特別各兵演習には要すれば他兵科の部隊を連合せしむることを得。

特別航空兵演習は陸軍大臣、其他の特別各兵演習は教育總監之を主管す。特別各兵演習は通常師團演習に先だち

演 習

演習一般の目的は勉めて實戰に近き状態に於て軍隊を訓練し、或は幹部のみを集めて實地に教育し、以て教育の完璧を期せんとするにあり。

演習は平時に於て戰爭の實際的訓練をなすべき唯一の手段なり。故に其計畫指揮、實施は共に實戰の見地に立脚し、戰術の原則と戰爭の教訓とに基き更に科學の進歩に適應せしめざるべからず。

陸軍に於ける演習を分つて實兵を用ひて行ふものと否ざるものとす。前者は幹部及兵を訓練して教育の完璧を期するを目的とし後者は幹部の能力向上を目的とす。

前者は其目的と性質とに依て左の如く

帝國陸軍—檢閲、演習

帝國陸軍一演習

之を行ひ當該兵監を以て統監となす。特別各兵演習は所要に應じ之を行ふものとす。

六 司令部演習

司令部演習を分ちて高等司令部演習及司令部(幹部)實設演習とす。高等司令部演習の目的は司令部及必要の機關を實設し主として師團以上の兵團を以てする作戦及之に伴ふ幕僚勤務を演練、研究するに在り。高等司令部演習は參謀總長之を主管し自ら統監し若しくは部下の將校をして統監せしむ。

司令部(幹部)實設演習の目的は司令部(幹部)及一部の部隊等を實設し主として各部隊の指揮運用を演練するに在り。

七 特種演習

司令部(幹部)實設演習は各部隊長適宜之を實設するものとす。特種演習とは特別陣地攻防演習、特別

防衛演習、特別通信演習、衛生隊演習其他鐵道、船舶に關する演習等特種の演習を總稱す。

特別陣地攻防演習は教育總監、特別防衛演習は參謀總長又は師團長、衛生隊演習は師團長之を主管す。

特種演習は主管者之を統監し又は他の將官(師團長の主管する演習に在りては將校)をして統監せしむるものとす。右の外海軍と連合して陸海軍協同作戦を演練する演習を陸海軍聯合大演習と云ふ。

聯合大演習は 天皇親臨して之を統監す。聯合大演習は參軍勅を奉じ作戰計畫を基礎として之を企畫し且其施行を統裁す。

聯合大演習は陸軍一師團以上海軍一鎮守府若しくは一艦隊以上の兵力を用ひて對抗せしむるを例とす。時宜に依り或は其一を假設することあり。聯合大演習施行の年は陸軍大機動演習

及び海軍大演習は之を行はず。

此種演習は常に實員の部隊を以て行ふの本旨とするが、時として實員部隊を以て行ふ演習に關聯し、或は全く之と別個に幹部のみを實設し之に指揮連絡に必要な機關又は一部の動員部隊を附したものを以て演習を行ふことあり。此種の演習を擧ぐれば、

將官演習旅行

高等帥兵術を實地に講究し大作戦に關する機務に練熟せしむるにあり。演習員は通常少將を以て充て參謀總長自ら之を統裁するものとす。概ね毎年一回演習日數約十日。

參謀演習旅行

大部隊の作戦を實地に講究し戰時高等指揮官並參謀將校の要務を習得せしむるに在り。故に此演習旅行に在りては單に軍隊の運用に關する戰略戰術の講究に止らず、後方諸勤務の講究に及ぶものとす。概ね毎年五回演習日數毎回

約十四日。

幹部演習旅行

主として戰術上の問題を實地に講究し軍隊の指揮運用に習熟せしむるに在り故に此演習旅行にありては主として戰場に於ける軍隊の指揮運用に關する事項を講究すべしと雖も時宜に依り之に關聯する鐵道船舶輸送勤務其他諸機關の業務等を講究せしむることを得。

幹部演習旅行を分て師團、歩兵旅團、騎兵旅團及野戰重砲兵旅團幹部演習の

四種とす。

師團幹部演習旅行

概ね隔年一回演習日數約十日

歩兵旅團幹部演習旅行

概ね隔年一回同 約七日

騎兵旅團幹部演習旅行

概ね隔年一回同 約七日

野戰重砲兵旅團幹部演習旅行

概ね隔年一回同 約七日

右の外に輜重兵幹部練習教令により輜重兵監は當該兵科専門に屬する學術の

研究並教育に關する指導の爲め毎年各輜重兵隊の佐尉官を臨時に召集し概ね三週間位教育す。

陸軍特別大演習一覽

明治二十三年明治天皇御統監の下に名古屋地方で施行された大演習は第三、第四、第九の三個師團に海軍の一部が參加して可なり大規模のものであつたが、現制度の特別大演習は明治二十四年に制定され翌二十五年第一回を施行さる。

年次	地域	參謀總長(幕僚長)	軍司令官
明治二十五年	宇都宮地方	熾仁親王	(佐久間左馬太)
明治三十一年	大阪地方	川上操六	(佐久間左馬太)
明治三十四年	仙臺地方	大山巖	(立見尙文)
明治三十五年	熊本地方	大山巖	(西寬二郎)
明治三十六年	姫路地方	大山巖	(井上保春)
			(黒木爲楨)
			(山口素臣)

帝國陸軍一演習、陸軍特別大演習一覽

帝國陸軍—陸軍特別大演習一覽

明治四十年	結城地方	奧保登	川貞村景明	近衛、第一、三、十五
明治四十一年	奈良附近	奧保登	乃愛木希典	第四、九、十一、十六
明治四十二年	宇都宮附近	奧保登	長谷川寬二郎	第二、七、八、十三、十四
明治四十三年	岡山附近	奧保登	西愛寬二	第五、十、十七
明治四十四年	久留米附近	奧保登	長谷川好道	第六、十二、十八
大正元年	川越附近	長谷川好道	大島久義直	近衛、第一、十三、十四
大正二年	名古屋附近	長谷川好道	川村親明	第三、九、十五、十六
大正三年	京阪地方	長谷川好道	淺田信義興	第四、十、十一、十七 飛行機始メテ參加
大正四年	弘前地方	長谷川好道	大仁親尚	第二、七、八
大正五年	福岡地方	上原勇作	大井省吾	第五、六、十二、十八
大正六年	彦根附近	上原勇作	大谷喜久藏	第三、四、九、十六
大正七年	關東平地栃木附近	戰仁親王	松川敏胤	近衛、第一、二、八、十三、十四、十五

帝國陸軍—陸軍特別大演習一覽

大正八年	攝津地方	上原勇作	柴山好古	第四、十、十一、十七
大正九年	中津地方	上原勇作	本郷房太胤	第六、十二、十八
大正十年	武相平野	上原勇作	大井正成	近衛、第一、三、十三、十四
大正十一年	西部讚岐地方	上原勇作	山田西陸	第五、十一
大正十三年	加越地方	河合操	町田中義一	第九、十三、十六
大正十四年	仙臺地方	河合操	菊池慎之助	第二、七、八
昭和元年	佐賀平地	鈴木莊六	竹上常三郎	第六、十二
昭和二年	中京地方	鈴木莊六	守垣正一	第一、三、四
昭和三年	盛岡地方	鈴木莊六	赤井春海	第二、八
昭和四年	水戸附近	鈴木莊六	白川幾太郎	近衛、第一、十四
昭和五年	岡山附近	金谷範三	井上幾太郎	第五、十
昭和六年	熊本附近	金谷範三	渡邊鏡太郎	第六、十二

帝國陸軍—陸軍特別大演習二覽、陸軍禮式儀の概要

昭和七年	大阪平地	奈良平地	載仁親王	(南本庄次)	第四、五、三、十六
昭和八年	福井附近	載仁親王	(荒原田義一)	第九、十一	
昭和九年	關東平地	載仁親王	(阿部貞信)	近衛、第一、二、十四	
昭和十年	南九州	載仁親王	(林銑十郎)	第六、十二	
昭和十一年	北海道	載仁親王	(香椎浩平)	第七、八	
昭和十二年	中止		(三毛熊一)		

陸軍禮式儀式の概要

軍旗は 天皇に對する時及び拜神の場合を除くの外敬禮を行はず。
 軍人廉ある場合に於て「君が代」の奏樂を聞く時は其間姿勢を正すこと。
 喇叭「君が代」は 天皇陛下に對し奉り敬禮の際吹奏す。
 皇室の祭儀及禮典に際して行ふ陸軍儀式は特殊のものなるが故に陸軍禮式より省かれて皇室令の中に加へらる。又近

衛守衛隊を始め特別の場合の儀禮は別の規定による。

喇叭「海行かば」左の區分により吹奏す。
 一 元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監、陸軍大將及特命檢閱使たる將官に對し
 二 陸軍中將に對し
 三 陸軍少將に對し
 但し行進間に於ては階級に係はらず一回吹奏す。
 喇叭「皇御國」は軍隊相對したる時一回吹

奏す。

喇叭「國の鎮」軍隊拜神の際神前に整列し天皇に對する時と同一の敬禮を行ひ一回吹奏す。

陸軍儀禮に於て儀式と謂ふは左の六種とす。
 一 儀仗
 二 堵列式
 三 伺候式
 四 觀兵式
 五 禮砲式

六 軍旗迎送式

儀仗とは 天皇皇族及將官衛戍地著發の時行ふもので分ちて儀仗隊と儀仗衛兵の二つとす。

堵列とは 天皇皇族及將官衛戍地著發の時軍隊は堵列して迎送す。

伺儀式とは 天皇皇族及將官衛戍地著發の時該地所在の將校は行在所又は旅館に伺候するを謂ふ。

觀兵式とは 天長節及陸軍始其他特に規定あるか又は命令ある時に行ふものに分ちて閱兵式及分列式とす。

禮砲式とは 敬禮又は表祝の爲之を行ふ其數は左記の通りとす。

- 天皇 一〇一發
- 皇族 二二發
- 元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監 一九發
- 總督、軍司令官、陸軍大將及特命檢閱使 一三發
- 師團長 一三發
- 紀元節及天長節に於ける禮砲の數は一

帝國陸軍—陸軍禮式儀式の概要、軍隊

〇一發とす。

軍旗迎送式とは軍旗の安置せる場所を出入する時之を行ふものにて喇叭「足曳」を一回吹奏す。
 陸軍葬令による會葬式は別ちて儀仗兵、堵列、弔砲、總代會葬の四とす。
 儀仗兵は左に掲ぐる者の葬儀に差遣せらる。

- 一 陸軍現役將校
- 二 陸軍現役准士官及勳章を有し又は戰役に從事したる陸軍現役下士官兵
- 三 勳二等又は功三級以上の勳章を有する者右の場合儀仗隊は階級に相當する軍隊の敬禮を行ふと同時に喇叭手は「吹なす笛」を一回吹奏す。
- 現役將校の場合は尙弔銃齊發を行ふ。
- 堵列の場合も柩の通過する時之に對し軍樂隊及喇叭手は「吹なす笛」一回を吹奏す。
- 弔銃及弔砲の數を次の通とす。

現役將官	同 佐官	同 尉官	同 砲	同 師團長	同 中將	同 現役大將及親任官又は親補の職に在る
三回	二回	一回	一九發	一三發	一三發	一九發

軍旗下賜日	近衛師團	第一師團
近歩一、近歩二	近歩一、近歩二	近歩一、近歩二
近歩三	近歩三	近歩三
近歩四	近歩四	近歩四
近騎	近騎	近騎
騎一三、一四	騎一三、一四	騎一三、一四
步一、步三	步一、步三	步一、步三
步四九	步四九	步四九
步五七	步五七	步五七
騎一	騎一	騎一
明治七、一、三	明治七、一、三	明治七、一、三
明治八、一〇、七	明治八、一〇、七	明治八、一〇、七
明治三〇、五、二	明治三〇、五、二	明治三〇、五、二
明治三九、二、三〇	明治三九、二、三〇	明治三九、二、三〇
同 三、三、九	同 三、三、九	同 三、三、九
明治七、三、二九	明治七、三、二九	明治七、三、二九
同 三、四、二	同 三、四、二	同 三、四、二
同 三、八、八	同 三、八、八	同 三、八、八
同 三、二、三〇	同 三、二、三〇	同 三、二、三〇

近衛師團 (京東)					師團	陸軍常備團	旅	隊	備	表
野戰重砲兵第四旅團 (東京)	騎兵第一旅團 (習志野)	近衛步兵第二旅團 (同)	近衛步兵第一旅團 (東京)	近衛步兵第一旅團 (東京)						
鐵道	野戰重砲兵第一旅團	野戰重砲兵第二旅團	野戰重砲兵第三旅團	野戰重砲兵第四旅團	野戰重砲兵第五旅團	野戰重砲兵第六旅團	野戰重砲兵第七旅團	野戰重砲兵第八旅團	野戰重砲兵第九旅團	野戰重砲兵第十旅團
射砲	野戰重砲兵第一旅團	野戰重砲兵第二旅團	野戰重砲兵第三旅團	野戰重砲兵第四旅團	野戰重砲兵第五旅團	野戰重砲兵第六旅團	野戰重砲兵第七旅團	野戰重砲兵第八旅團	野戰重砲兵第九旅團	野戰重砲兵第十旅團
野戰重砲兵第一旅團	野戰重砲兵第二旅團	野戰重砲兵第三旅團	野戰重砲兵第四旅團	野戰重砲兵第五旅團	野戰重砲兵第六旅團	野戰重砲兵第七旅團	野戰重砲兵第八旅團	野戰重砲兵第九旅團	野戰重砲兵第十旅團	野戰重砲兵第十一旅團
野戰重砲兵第一旅團	野戰重砲兵第二旅團	野戰重砲兵第三旅團	野戰重砲兵第四旅團	野戰重砲兵第五旅團	野戰重砲兵第六旅團	野戰重砲兵第七旅團	野戰重砲兵第八旅團	野戰重砲兵第九旅團	野戰重砲兵第十旅團	野戰重砲兵第十一旅團
野戰重砲兵第一旅團	野戰重砲兵第二旅團	野戰重砲兵第三旅團	野戰重砲兵第四旅團	野戰重砲兵第五旅團	野戰重砲兵第六旅團	野戰重砲兵第七旅團	野戰重砲兵第八旅團	野戰重砲兵第九旅團	野戰重砲兵第十旅團	野戰重砲兵第十一旅團

步一五	步五〇	步五九	騎一八	步九
同 一、七、三	同 二、三、三	同 二、三、三	同 二、三、三	同 二、三、三
步二〇	步三三、三八	騎二〇	步七三、七四	步七五、七六
同 一、七、三	同 二、三、三	同 二、三、三	同 二、三、三	同 二、三、三
騎二七	步七、九、八、六	騎二八	臺步一、步二	同 一、七、三
同 一、七、三	同 二、三、三	同 二、三、三	同 二、三、三	同 二、三、三

騎一五、一六	步四	步一六	步二九、三〇	騎二	步六	步一八	步三四	步六八	騎三	騎二五、二六	步八	步三七	步六一	步七〇	騎四
同 一、三、二、九	明治八、九、九	明治七、八、五	同 三、三、三	同 二、二、八	明治七、三、六	同 一、七、八、五	同 三、三、三	同 四、五、八	同 三、二、六	同 三、三、三	明治七、三、六	同 三、三、三	同 三、三、三	同 三、三、三	同 二、二、八
步一	步二一	步四一、四二	騎五	步一三	步二二	步四五、四七	騎六	步三、三、六、七、六	騎七	步五	步一七	步三一、三二	騎八	騎二、三、二、四	步七
明治八、九、九	同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 二、二、八	明治八、九、九	同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 二、二、八	明治三、三、三	同 二、三、三	明治二、三、三	同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 三、三、三	同 三、三、三	明治八、九、九
步一九	步三五、三六	騎九	步一〇	步三九、四〇	步六三	騎一〇	步二二	步二二	步四三、四四	騎一一	步一四	步二四	步四六、四八	騎一二	步二
同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 三、三、三	明治七、三、六	同 三、三、三	同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 二、二、八	明治八、九、九	同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 一、九、八、七	同 三、三、三	同 三、三、三	同 三、三、三	明治七、三、六

團師九十第 (南羅)			團師六十第 (都京)			團師四十第 (宮都宇)		
步兵第三十八旅團(羅南)	步兵第三十七旅團(咸興)		步兵第三十旅團(天津)	步兵第十九旅團(京都)		步兵第二十八旅團(高崎)	步兵第二十七旅團(宇都宮)	
工高山騎	步兵	步兵	輜工高舞野騎	步兵	步兵	輜工野騎	步兵	步兵
兵砲兵	兵	兵	重兵射鶴砲兵	兵	兵	重兵砲兵	兵	兵
第第第	第第第	第第第	第第第	第第第	第第第	第第第	第第第	第第第
十第二十十	十第二十十	十第二十十	十第二十十	十第二十十	十第二十十	十第二十十	十第二十十	十第二十十
九五十七六五	四五七六五	四三	六三兵十	八三	九	四十八七	五九	九
聯聯聯	聯聯聯	聯聯	聯聯聯	聯聯	聯	聯聯聯	聯	聯
隊隊隊	隊隊隊	隊隊	隊隊隊	隊隊	隊	隊隊隊	隊	隊
(會羅同同羅會會)	(會羅同同羅會會)		(同京大舞同京奈福京)	(同京大舞同京奈福京)		(宇水同宇松高宇水)	(宇水同宇松高宇水)	
寧津	南寧興南		都津鶴都良山都	都津鶴都良山都		宮戶宮本崎宮戶	宮戶宮本崎宮戶	

團師二十第 (米留久)			團師一十第 (寺通善)		
野戰重砲兵第二旅團(小倉)	步兵第二十四旅團(久留米)	步兵第十二旅團(福岡)	步兵第二十二旅團(德島)	步兵第十旅團(善通寺)	
輜工高鷄佐下	步兵	步兵	輜工山騎	步兵	步兵
重兵射知世關	兵	兵	重兵砲兵	兵	兵
兵第砲重保重	兵	兵	兵第兵第	兵第	兵第
第十第砲砲	兵	兵	第十第十	第四	第二十
八四兵兵	兵	兵	十一十一	十四	十二
聯聯聯	聯	聯	聯聯聯	聯	聯
隊隊隊	隊	隊	隊隊隊	隊	隊
(同久佐鷄佐下)	(同久留米)	(同大留米)	(同同同善通寺)	(同同同善通寺)	(同同同善通寺)
米賀知保關	米村	米村	米村	米村	米村

三第				二第				一第								
靜岡	豐橋	岐阜	名古屋	高田	新發田	福島	仙臺	千葉	本郷	甲府						
靜岡縣	靜岡縣	愛知縣	岐阜縣	愛知縣	新瀉縣	新瀉縣	福島縣	宮城縣	千葉縣	埼玉縣	東京府	山梨縣				
富田郡	周智郡	南設樂郡	岐上郡	西春日井郡	中頸城郡	高田郡	新瀉郡	新瀉郡	北葛飾郡	熊谷市	本郷區	神奈川縣				
駿東郡	濱名郡	岡崎郡	加茂郡	丹羽郡	東頸城郡	三島郡	西蒲原郡	長岡郡	大川島	葛飾區	下谷區					
田方郡	引佐郡	西加茂郡	可兒郡	瀬戶郡	西頸城郡	刈羽郡	南蒲原郡	三條郡	兒玉郡	江戶區	淺草區					
賀茂郡	磐田郡	寶飯郡	土岐郡	半島郡	北魚沼郡	古志郡	岩船郡	板橋區	北足立郡	板橋區	本所區					
志太郡	安原郡	八名郡	惠那郡	海部郡	南魚沼郡	佐渡郡	北蒲原郡	足立區	南埼玉郡	足立區	深川區					
庵原郡	小笠原郡	北設樂郡	羽島郡	知多郡	東春日井郡	中魚沼郡	東蒲原郡	北埼玉郡	北埼玉郡	向島區	豐島區					

第	師管	聯隊區	陸軍管區表
麻布	東京府	埼玉縣	管轄
埼玉縣	東京府	川越區	轄
比企郡	八丈島	杉並區	轄
秩父郡	西多摩郡	小田原區	轄
	京石川區	芝品區	轄
	目黒區	麻布區	轄
	澁谷區	目黒區	轄
	北多摩郡	多摩區	轄

考備	團師十二第 (山龍)			
一、臺灣關東州及滿洲國ニ在ル常備團隊並航空兵團所屬部隊ハ本表外トス 二、第十九師團及第二十師團ハ當分ノ內規定ノ衛戍地外ニ分屯セシムルコトヲ得	步兵第三十九旅團 (平壤)	步兵第四十旅團 (龍山)	步兵第八十聯隊	步兵第七十七聯隊
	步兵第七十七聯隊	步兵第七十九聯隊	步兵第八十一聯隊	步兵第八十二聯隊
	步兵第八十三聯隊	步兵第八十四聯隊	步兵第八十五聯隊	步兵第八十六聯隊
	步兵第八十七聯隊	步兵第八十八聯隊	步兵第八十九聯隊	步兵第九十聯隊
	工兵第一聯隊	工兵第二聯隊	工兵第三聯隊	工兵第四聯隊
	工兵第五聯隊	工兵第六聯隊	工兵第七聯隊	工兵第八聯隊
	工兵第九聯隊	工兵第十聯隊	工兵第十一聯隊	工兵第十二聯隊
	工兵第十三聯隊	工兵第十四聯隊	工兵第十五聯隊	工兵第十六聯隊
	工兵第十七聯隊	工兵第十八聯隊	工兵第十九聯隊	工兵第二十聯隊
	工兵第二十一聯隊	工兵第二十二聯隊	工兵第二十三聯隊	工兵第二十四聯隊
	工兵第二十五聯隊	工兵第二十六聯隊	工兵第二十七聯隊	工兵第二十八聯隊
	工兵第二十九聯隊	工兵第三十聯隊	工兵第三十一聯隊	工兵第三十二聯隊
	工兵第三十三聯隊	工兵第三十四聯隊	工兵第三十五聯隊	工兵第三十六聯隊
	工兵第三十七聯隊	工兵第三十八聯隊	工兵第三十九聯隊	工兵第四十聯隊
	工兵第四十一聯隊	工兵第四十二聯隊	工兵第四十三聯隊	工兵第四十四聯隊
	工兵第四十五聯隊	工兵第四十六聯隊	工兵第四十七聯隊	工兵第四十八聯隊
	工兵第四十九聯隊	工兵第五十聯隊	工兵第五十一聯隊	工兵第五十二聯隊
	工兵第五十三聯隊	工兵第五十四聯隊	工兵第五十五聯隊	工兵第五十六聯隊
	工兵第五十七聯隊	工兵第五十八聯隊	工兵第五十九聯隊	工兵第六十聯隊
	工兵第六十一聯隊	工兵第六十二聯隊	工兵第六十三聯隊	工兵第六十四聯隊
	工兵第六十五聯隊	工兵第六十六聯隊	工兵第六十七聯隊	工兵第六十八聯隊
	工兵第六十九聯隊	工兵第七十聯隊	工兵第七十一聯隊	工兵第七十二聯隊
	工兵第七十三聯隊	工兵第七十四聯隊	工兵第七十五聯隊	工兵第七十六聯隊
	工兵第七十七聯隊	工兵第七十八聯隊	工兵第七十九聯隊	工兵第八十聯隊
	工兵第八十一聯隊	工兵第八十二聯隊	工兵第八十三聯隊	工兵第八十四聯隊
	工兵第八十五聯隊	工兵第八十六聯隊	工兵第八十七聯隊	工兵第八十八聯隊
	工兵第八十九聯隊	工兵第九十聯隊	工兵第九十一聯隊	工兵第九十二聯隊
	工兵第九十三聯隊	工兵第九十四聯隊	工兵第九十五聯隊	工兵第九十六聯隊
	工兵第九十七聯隊	工兵第九十八聯隊	工兵第九十九聯隊	工兵第一百聯隊
	工兵第一百零一聯隊	工兵第一百零二聯隊	工兵第一百零三聯隊	工兵第一百零四聯隊
	工兵第一百零五聯隊	工兵第一百零六聯隊	工兵第一百零七聯隊	工兵第一百零八聯隊
	工兵第一百零九聯隊	工兵第一百一十聯隊	工兵第一百一十一聯隊	工兵第一百一十二聯隊
	工兵第一百一十三聯隊	工兵第一百一十四聯隊	工兵第一百一十五聯隊	工兵第一百一十六聯隊
	工兵第一百一十七聯隊	工兵第一百一十八聯隊	工兵第一百一十九聯隊	工兵第一百二十聯隊
	工兵第一百二十一聯隊	工兵第一百二十二聯隊	工兵第一百二十三聯隊	工兵第一百二十四聯隊
	工兵第一百二十五聯隊	工兵第一百二十六聯隊	工兵第一百二十七聯隊	工兵第一百二十八聯隊
	工兵第一百二十九聯隊	工兵第一百三十聯隊	工兵第一百三十一聯隊	工兵第一百三十二聯隊
	工兵第一百三十三聯隊	工兵第一百三十四聯隊	工兵第一百三十五聯隊	工兵第一百三十六聯隊
	工兵第一百三十七聯隊	工兵第一百三十八聯隊	工兵第一百三十九聯隊	工兵第一百四十聯隊
	工兵第一百四十一聯隊	工兵第一百四十二聯隊	工兵第一百四十三聯隊	工兵第一百四十四聯隊
	工兵第一百四十五聯隊	工兵第一百四十六聯隊	工兵第一百四十七聯隊	工兵第一百四十八聯隊
	工兵第一百四十九聯隊	工兵第一百五十聯隊	工兵第一百五十一聯隊	工兵第一百五十二聯隊
	工兵第一百五十三聯隊	工兵第一百五十四聯隊	工兵第一百五十五聯隊	工兵第一百五十六聯隊
	工兵第一百五十七聯隊	工兵第一百五十八聯隊	工兵第一百五十九聯隊	工兵第一百六十聯隊
	工兵第一百六十一聯隊	工兵第一百六十二聯隊	工兵第一百六十三聯隊	工兵第一百六十四聯隊
	工兵第一百六十五聯隊	工兵第一百六十六聯隊	工兵第一百六十七聯隊	工兵第一百六十八聯隊
	工兵第一百六十九聯隊	工兵第一百七十聯隊	工兵第一百七十一聯隊	工兵第一百七十二聯隊
	工兵第一百七十三聯隊	工兵第一百七十四聯隊	工兵第一百七十五聯隊	工兵第一百七十六聯隊
	工兵第一百七十七聯隊	工兵第一百七十八聯隊	工兵第一百七十九聯隊	工兵第一百八十聯隊
	工兵第一百八十一聯隊	工兵第一百八十二聯隊	工兵第一百八十三聯隊	工兵第一百八十四聯隊
	工兵第一百八十五聯隊	工兵第一百八十六聯隊	工兵第一百八十七聯隊	工兵第一百八十八聯隊
	工兵第一百八十九聯隊	工兵第一百九十聯隊	工兵第一百九十一聯隊	工兵第一百九十二聯隊
	工兵第一百九十三聯隊	工兵第一百九十四聯隊	工兵第一百九十五聯隊	工兵第一百九十六聯隊
	工兵第一百九十七聯隊	工兵第一百九十八聯隊	工兵第一百九十九聯隊	工兵第二百聯隊

第九第				第八第				第七第					
福井	敦賀			富山	金澤	山形	秋田	盛岡	青森	旭川	釧路	函館	札幌
福井縣	岐阜縣	滋賀縣	福井縣	富山縣	石川縣	山形縣	秋田縣	岩手縣	青森縣	北海道廳	北海道廳	北海道廳	北海道廳
吉田郡市	大井郡市	愛知郡市	遠敷郡市	岐阜縣						宗谷支廳	旭川支廳	網走支廳	釧路支廳
足羽郡	不安郡	東淺井郡	高島郡	大野郡						留萌支廳	上川支廳	釧路支廳	帶廣支廳
今立郡	養老郡	海津郡	坂田郡	三方郡						樺太	根室支廳	十勝支廳	後志支廳
南大條郡			犬上郡									渡島支廳	小樽支廳
													日高支廳
													室蘭支廳
													石狩支廳

第六第				第五第				第四第				
沖繩	鹿兒島	都城	大分	熊本	山口	濱田	福山	廣島	和歌山	堺	神戶	大阪
沖繩縣	鹿兒島縣	宮城縣	大分縣	熊本縣	山口縣	島根縣	廣島縣	廣島縣	和歌山縣	大阪府	兵庫縣	大阪府
			速見郡		熊毛郡	飯石郡	加茂郡	福山郡		泉北郡	多紀郡	旭區
			直別郡		大津郡	美濃郡	美濃郡	尾道郡		岸和田郡	南上郡	東北區
			玖珠郡		阿蘇郡	那賀郡	那賀郡	三原郡		布衣郡	天王寺區	豐中區
			下毛郡		吉野郡	那賀郡	那賀郡	安藝郡		北河內郡	浪速區	武庫郡
			宇佐郡		阿武郡	智郡	世羅郡	安佐郡		南河內郡	西成區	川邊郡
			西國郡		佐波郡	邇摩郡	御調郡	佐伯郡		中河內郡	住吉區	有馬郡
			東國郡		厚狹郡	安濃郡	比田郡	高田郡				兵庫縣
												津名郡

備考	第六十第			第四十第				二	
	奈良	津	福知山	京都	松本	高崎	宇都宮	水戸	久留米
一、師管ノ番番ハ師團ノ番號ト同一トス	奈良縣	三重縣	京都府	滋賀縣	長野縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	福岡縣
			熊野郡	甲賀郡					久留米市
			福知山郡	大津市					大分縣
			天乙田郡	蒲生郡					日田郡
			加葛佐野郡	神樂郡					三井郡
			與南謝郡	野洲郡					浮山郡
			中船井郡						羽門郡
			竹何野鹿郡						

第十		第十一第				第十				
大村	福岡	小倉	高知	德島	松山	丸龜	松江	岡山	鳥取	姫路
長崎縣	福岡縣	山口縣	高知縣	德島縣	愛媛縣	香川縣	鳥取縣	岡山縣	鳥取縣	兵庫縣
	糟屋郡	下關市					西米大松		朝美鳥	加美明
	嘉直德方郡	豐浦郡					伯子原江		來方取	西囊石
	鞍飯手塚郡	築八上幡郡					日氣仁八		穴城岩	飾姫
	宗筑像紫郡	田若川松郡					野高多東		栗崎美	磨路
	朝早倉良郡	遠戸賀畑郡					東隱能		神養八	拇明
	糸島郡						伯岐義		崎父頭	保石
							郡鳥郡		出石郡	佐加
										用古
										赤印
										德南
										多加
										可東
										郡

輜重兵曹長	輜重兵軍曹	輜重兵伍長	輜重兵上等兵	輜重兵一等兵	輜重兵二等兵
經理部	主計部	主計部	衛生部	衛生部	衛生部
主計曹長	主計曹長	主計曹長	衛生上等兵	衛生一等兵	衛生二等兵
縫工曹長	縫工曹長	縫工曹長	補助衛生上等兵	補助衛生一等兵	補助衛生二等兵
衛生曹長	衛生軍曹	衛生伍長	輜重兵特務兵	輜重兵特務一等兵	輜重兵特務二等兵
療工曹長	療工軍曹	療工伍長	軍樂上等兵	軍樂部兵	
獸醫	獸醫部	獸醫官			
獸醫務曹長	獸醫務軍曹	獸醫務伍長			
軍樂曹長	軍樂部	軍樂伍長			

陸軍武官俸給表

區	分	年	額
大	將	六千六百圓	
中	將	五千八百圓	
少	將	五千圓	
大	佐	四千五百圓	
中	佐	三千二百圓	
少	佐	二千三百圓	

考備	軍樂大尉	中尉	大尉	軍樂中尉	軍樂少尉	准士官
一、參謀總長又ハ教育總監ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千四百圓、軍司令官又ハ師團長ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千圓トス	二、一等	二、一等	二、一等	二、一等	二、一等	二、一等
二、聯隊長又ハ獨立隊長ノ職ニ在ル佐官ニハ年額二千圓以內ヲ加給ス其ノ定額及支給區分ハ陸軍大臣之ヲ定ム	二、二等	二、二等	二、二等	二、二等	二、二等	二、二等
三、准士官下士官ヨリ少尉ニ任ゼラレタル者又ハ其ノ者ニシテ更ニ中尉ニ任ゼラレタルモノ、新ニ受クベキ俸給額(年功加俸ヲ含マズ)ガ從前ノ額(憲兵加俸及技術加俸ヲ含ミ勤績加俸及年功加俸ヲ含マズ以下之ニ同ジ)ヨリ少キトキハ從前ノ額ヲ給ス	二、三等	二、三等	二、三等	二、三等	二、三等	二、三等
	千九百圓	千四百七十圓	千六百五十圓	千七百五十圓	千三百四十圓	千九百圓
	千九百圓	千二百三十圓	千四百五十圓	千五百四十圓	千二百四十圓	九百六十圓
	千九百圓	千二百三十圓	千四百五十圓	千五百四十圓	千二百四十圓	九百六十圓

陸軍下士官以下給料表

區	分	月	額
曹長	一等	三十九圓	
	二等	三十四圓五十錢	
	三等	三十圓	
軍曹	一等	六十七圓	
	二等	六十三圓五十錢	
	三等	六十圓	
	一等	二十二圓五十錢	
	二等	十八圓	
	三等	十五圓	
	一等	五十三圓	
	二等	五十三圓	
	三等	五十圓	

考 備	勤 務 士 官	伍 長		上 等 兵	同 一 級 二 等 兵	教 化 兵
		四 等	一 等			
一、豫備役後備役ノ見習士官、經理部見習士官、衛生部見習士官、又ハ獸醫部見習士官ノ給料ハ月額十 六圓トス		十三圓五十錢	十圓五十錢	六圓四十錢	五圓五十錢	二圓十錢
二、豫備役後備役下士官兵演習召集中ノ給料ハ管内居住ノ額トス		四十八圓五十錢	四十五圓五十錢	四十二圓四十錢		

陸軍學生生徒手當表

區 分	月 額	區 分	月 額
士官候補生(見習士官ヲ除ク)	六圓五十錢	衛生部 依託生	三十五圓
陸軍補充令第六十六條及第六十七條ノ下士官候補者	六圓四十錢	獸醫部 依託生	三十四圓
陸軍補充令第八十三條第一項ノ幹部候補生及操縦候補生(見習士官ヲ除ク)	五圓五十錢	陸地測量部 依託生	三十五圓
見習士官	十六圓	工部 依託生	三十五圓
衛生部 依託生	十六圓	東部 依託生	三十五圓
獸醫部 依託生	十六圓	熊谷航空飛行學校 依託生	三十五圓
陸軍法務部 依託生	十六圓	航空技術學校 依託生	三十五圓
陸軍官試補依託學生	十六圓	山空技術學校 依託生	三十五圓
		戶山空技術學校 依託生	三十五圓

將校准士官の服装

- 一 將校の服装は左の通り区分す。
- 二 各服装の使用区分
 - 1 正 装
 - 2 禮 装
 - 3 通常禮装
 - 4 軍 装
 - 5 略 装
- 三 各服装の使用区分
 - 1 四方拜、紀元節、天長節、明治節、行幸啓の際、靖國神社大祭單獨參拜其他一般大禮服用の場合。
 - 2 前項の外自家の賀儀葬祭にも正装を爲すことを得。
 - 3 禮 装
 - 4 一般通常禮装の場合、其他親族の賀儀葬祭にも禮装を爲すことを得。
 - 5 通常禮装
- 三 通常禮装
 - 1 天覽の場所に參列するとき、行幸啓の場所に參列するとき、特に上官に

帝國陸軍一將校准士官の服装

調するとき、任官叙位の辭令拜受、伺候式、廉ある午餐園遊會參列、一般通常服用の場合。

- 一 禮装は前立及飾帶を用ふるの外正装に同じ。
- 二 通常禮装は騎兵科將校を除くの外長袴、短靴を穿つ。但し乘馬本分の將校(騎兵科を除く)は短袴長靴を用ふることを得。
- 三 勳章及記章は正装、禮装及軍装に佩用す。
- 四 通常禮装及軍装に在りては時宜に依り勳等を表す最上級の勳章及金鷄勳章又は其の一種のみを佩用すること

を得(此場合記章を佩用せず)。軍装(儀式の場合を除く)略装に在りては略綬を佩用することを得。

- 一 將校の手套は白、鼠、燻茶、茶褐色、革製又は莫大小製のものを用ふ。正装、禮装にありては白色革製のものに限る。
- 二 乘馬本分の將校は靴に拍車を附し、短袴を穿つ。將校(脚絆を着用する時を除く)は總て袴に留革を附す。但し徒歩の場合は拍車及留革を附せざることを得。
- 三 軍装の場合騎兵科以外の將校は刀の下部佩鑽及刀帶の長釣革を除き一條の釣革を用ふ。
- 四 騎兵科將校は軍装略装の場合刀帶の釣鑽を釣革に代ふことを得。

x x x x

帝國陸軍一將校准士官の服裝

將校准士官の軍裝

品目	着装法	特別ノ	規定
軍帽		乘馬本分ノ者	乘馬本分ニ非ル者
軍衣			
長袴			暑中以外ニ於テ併用
短袴	暑中夏衣ト併用妨ナシ		暑中以外ニ於テ軍衣ト併用
夏衣			右 同
夏長袴	暑中夏衣ト併用妨ナシ		暑中以外ニ於テ併用
夏短袴	暑中夏衣ト併用妨ナシ		暑中以外ニ於テ併用
飾緒			暑中卷脚袴又ハ革脚袴ヲ用フルトキ
懸章	右肩ヨリ左脇ニ懸ク	參謀、皇族附武官及王公族附武官 副官、週番及衛戍巡察將校	皇族附武官及王公族附武官 週番及衛戍巡察准尉
短靴			暑中 使用
長靴			暑中 使用
卷脚袴	袴上ニ着ス		暑中 使用

革脚袴	背囊	外ハ雨套	水筒	圖囊	刀刀柄共	奉鏡	双眼鏡	軍醫携帶囊	醫療囊	獸醫携囊	馬療囊	備考
右 同	使用セザルトキハ卷キテ背囊 又ハ鞍尾ト附ス背囊ヲ負ハズ シテ隊伍ニ列スルトキハ卷キ テ左肩ヨリ右肩ニ懸ク ハ右肩ヨリ左脇ニ懸ク 衛生准尉	右 同	右 同	右 同	衣ノ下ニ佩用ス 往歩一上部佩鏡ヲ 乗馬一カケズ 鉤紐ニカケ	右 同	右 同	右肩ヨリ左脇ニ懸ク	右 同	右 同	右 同	表中ノ斜線ハ使用セザルモノヲ示ス
長靴ニ代ヘ短靴ト併用	隊伍ニ列スルトキ	右 同	右 同	右 同	將校隊伍ニ列スルトキ其他ノ者モ 使用スルコトヲ得	將校隊伍ニ列スルトキ	軍醫隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	
卷脚袴ニ代用	軍樂部將校ヲ除キ、隊伍ニ列スルトキ	隊伍ニ列スルトキ	隊伍ニ列スルトキ	事務ニ服スルモノ隊伍ニ列スルトキ	隊伍ニ列スルトキ用フルコトヲ得	各兵科尉官准尉隊伍ニ列スルトキ	右 同	衛生准尉隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	獸醫隊伍ニ列スルトキ	

帝國陸軍一將校准士官の服裝

帝國陸軍一陸軍重要官衙所在地

堺聯隊區司令部
和歌山聯隊區司令部
廣島聯隊區司令部
福山聯隊區司令部
濱田聯隊區司令部
山口聯隊區司令部
熊本聯隊區司令部
大分聯隊區司令部
都城聯隊區司令部
鹿兒島聯隊區司令部
沖繩聯隊區司令部
札幌聯隊區司令部
函館聯隊區司令部
釧路聯隊區司令部
旭川聯隊區司令部
青森聯隊區司令部
盛岡聯隊區司令部
秋田聯隊區司令部
山形聯隊區司令部
金澤聯隊區司令部
富山聯隊區司令部

大阪市東區大手前ノ町
和歌山市湊
廣島市基町
福山市明治町
島根縣那賀郡濱田町
山口東上字野令
熊本市千葉城町
大分市大字歌原
都城市大字宮丸
鹿兒島市山下町
那覇市松下町
札幌市北一條西十丁目
函館市谷地頭町
釧路市浦見町
旭川市近文
青森縣東津輕郡筒井村
盛岡市内丸
秋田市上中城町
山形市香澄町
金澤市西町
富山市五福

二〇六

敦賀聯隊區司令部
鯖江聯隊區司令部
姫路聯隊區司令部
鳥取聯隊區司令部
岡山聯隊區司令部
松江聯隊區司令部
丸龜聯隊區司令部
松山聯隊區司令部
德島聯隊區司令部
高知聯隊區司令部
小倉聯隊區司令部
福岡聯隊區司令部
大村聯隊區司令部
久留米聯隊區司令部
水戸聯隊區司令部
宇都宮聯隊區司令部
高崎聯隊區司令部
松本聯隊區司令部
京都聯隊區司令部
福知山聯隊區司令部
津聯隊區司令部
奈良聯隊區司令部

敦賀市
福井縣今立郡鯖江町
姫路市本町
鳥取市東町
岡山市津島
島根縣八束郡津田村
丸龜市番町城内
松山市堀内町
德島市追手町
高知市
小倉市舊城内
福岡市須賀裏町
長崎縣東彼杵郡大村町
久留米市諏訪野町
水戸市上市大町
宇都宮市旭町
高崎市鶴見町
松本市大字桐
京都市伏見區
福知山市
津市大字津西堀端
奈良市高畑町

營業種目

副特合鋼鋼鉄

物殊金

産鋼鐵材管鐵

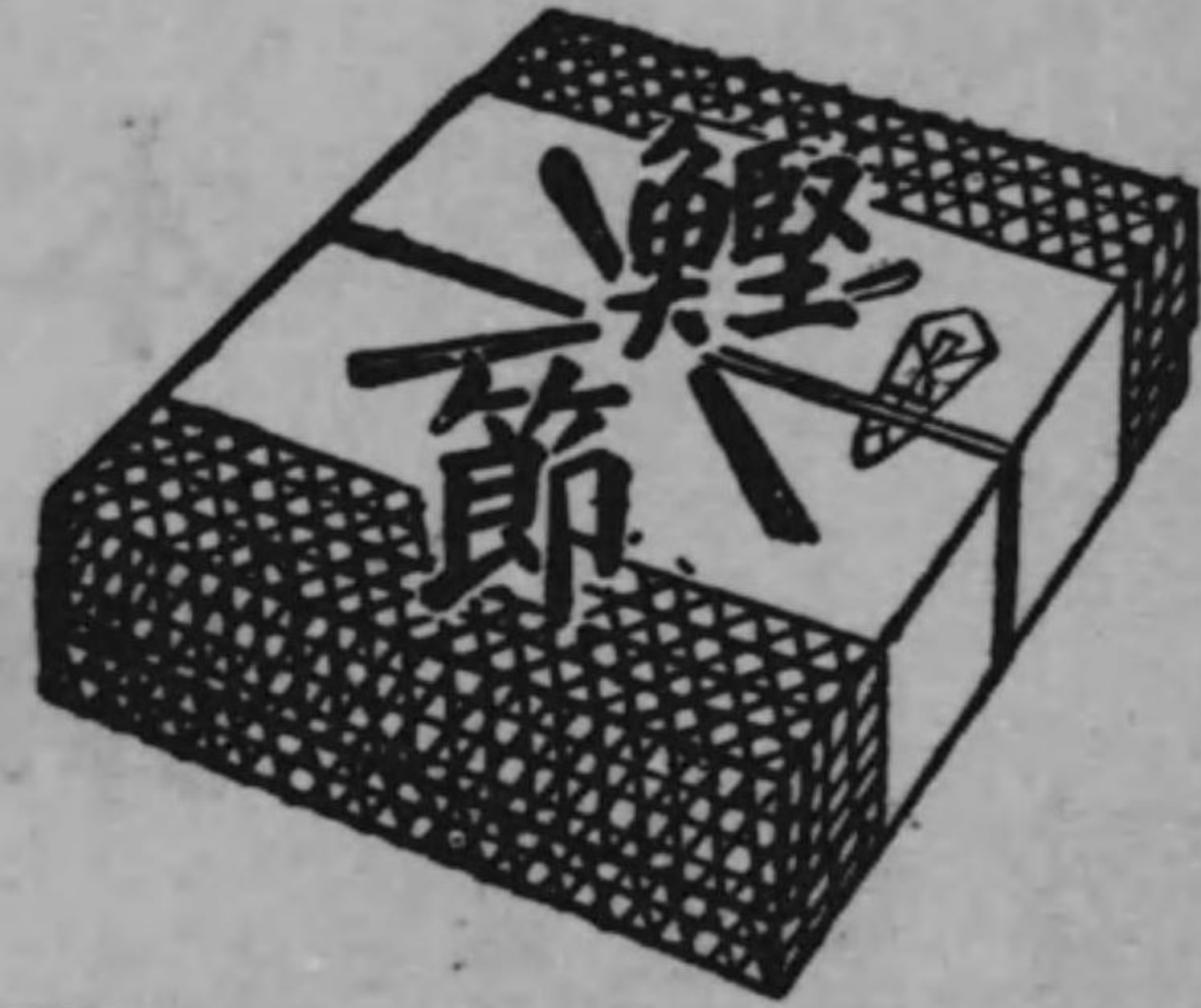
日本鋼管株式會社

本社及工場
東京出張所
(營業所)
電機製鐵所

神奈川縣川崎市
東京市麴町區丸ノ内一ノ二
電話丸ノ内(三五七一一三五七八)
富山縣射水郡新湊町

廣告

經節
引物結納品
並に御婚禮
用品一式
調遣仕候



九段坂上電停前

軍人會館
指定制

松宮商店

電話九段(33)一一五四

軍人會館
御用
偕行社



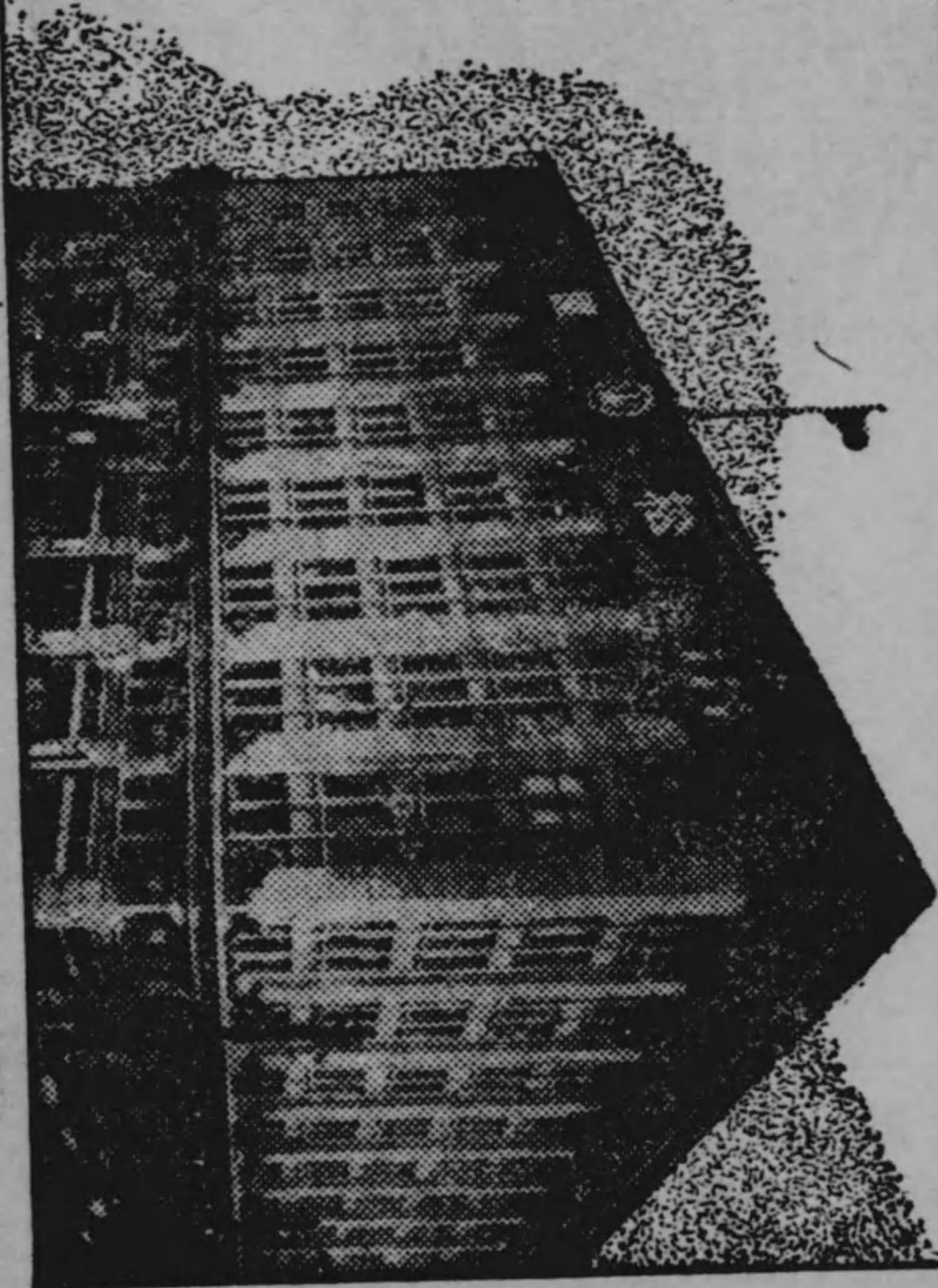
高級和洋
御菓子司

風月堂

神田區保三丁目一番地
電話九段(33)二〇五番
(市電專修大學前下車)

松屋物買

東京銀座
松屋
東京酒樓
松屋田部



線電倉藤 株式會社



裸銅線、電車線、A銅線、硅銅線
カドミウム線、銅覆アルミニウム線
護謨絶縁電線、藤光線、木綿
絶縁電線、エナメル線

電力用紙ケーブル
通信用紙ケーブル
海底ケーブル絶縁布線
電線電纜、接續用品一切

本社……東京・深川
販賣店……大阪・福岡
出張所……名古屋・京城・大連・上海
代理店……三井物産株式會社
(滿洲國・支那・印度・シヤム・南洋)

帝國海軍

帝國海軍の現制

海軍はいふまでもなく艦船より成り、一定の編組の下に之を艦隊に編成する。艦船は實に海軍編制の基礎であつて凡ゆる海軍機關は主として艦船を製造し、維持し、經理し、統率し、運用するために設けられてゐる。艦隊及鎮守府には各々司令長官があつて、軍令、軍政並教育事務を分掌する。海軍々令部總長は全海軍を以てする國防用兵に關することを掌り、海軍大臣は海軍全般の軍政を管理し、共に 天皇に直隷する。海軍には特に教育に關し 天皇直隷の機關を置かず、海軍省に教育局を置き、

帝國海軍—帝國海軍の現制、統帥機關、軍政機關

海軍全般の教育を統轄せしめる。

統帥機關

軍令部

軍令部は國防用兵に關する事を掌る所にして軍令部總長は 天皇に直隷し帷幄の機務に參し又軍令部の部務を統理す。在外帝國大使館及公使館に大使館附武官、公使館附武官及同輔佐官として兵科將校を置き總長之を管す。
〔歴代軍令部總長〕
中牟田倉之助、樺山資紀、伊東祐享、東郷平八郎、伊集院五郎、島村速雄、山下源太郎、鈴木實太郎、加藤寛治、谷口尚真、博恭王

軍政機關

〔海軍省〕

海軍大臣は海軍軍政を管理し、海軍軍人、軍屬を統督し所轄諸部を監督す。海軍省に大臣官房及軍務、人事、教育軍需、醫務、經理、建築、法務の八局を置く。

〔軍務局〕

第一課

- イ 艦船、部隊、官衙及學校の建制及勤務に關する事項
- ロ 艦船及部隊の編制及役務に關する事項
- ハ 軍紀、風紀に關する事項
- ニ 演習に關する事項
- ホ 檢閲に關する事項
- ヘ 儀式、禮式、服制及旗章に關する事項
- ト 艦船兵器(軍務局第三課及軍需局の所掌に屬するものを除く)に關する事項

項
 チ 國際的規約及遣外員に關する事項
 リ 海軍軍備其の他一般海軍軍政に關する事項

第二課

- イ 出師準備に關する事項
- ロ 軍需工業動員法に關する事項
- ハ 戒嚴及徵發に關する事項
- ニ 港務に關する事項
- ホ 運輸通信に關する事項
- ヘ 水路及海上保安に關する事項
- ト 水陸諸設備に關する事項
- チ 軍港、要港、要塞地帯及沿岸の取締に關する事項

第三課

- イ 機關の使用に關する事項
- ロ 艦内工作に關する事項
- ハ 艦船の保存整備に關する事項
- ニ 前各號に關係ある兵器（軍需局の所掌に屬するものを除く）に關する事項

〔人事局〕

第一課

- イ 士官、特務士官、候補生、准士官及文官の補充、服役、進退、任免、補職増俸に關する事項
- ロ 下士官兵の補充、服役、任官、徵募及進級に關する事項

第二課

- イ 敘位、敘勳、記章、褒章、賞與、其他身上に關する事項
- ロ 恩給に關する事項
- ハ 戰時充員に關する事項
- ニ 召募及簡閱點呼に關する事項
- ホ 軍需工業動員法に依り召集及徵用に關する事項

〔教育局〕

- 第一課
 - イ 教育の統一に關する事項（教育局第二課の所掌に屬するものを除く）
 - ロ 一般教育に關する事項（教育局第二課及第三課の所掌に屬するものを除く）

ハ 教育圖書に關する事項

第二課

- イ 艦船部隊の教育及術科訓練の統一に關する事項
- ロ 艦船部隊の教育訓練（教育局第三課の所掌に屬するものを除く）に關する事項

第三課

機關術の教育に關する事項

〔軍需局〕

第一課

- イ 艦營需品（行動消耗品を除く）に關する事項

ロ 港用品に關する事項

- ハ 兵器の準備保管及供給に關する事項

第二課

イ 燃料及行動消耗品に關する事項

ロ 炭山及油田に關する事項

第三課

被服及糧食に關する事項

〔醫務局〕

イ 醫務、衛生、恩給、診斷及軍人體格に關する事項

ロ 治療品に關する事項

- ハ 軍醫科及藥劑科士官以下の本務に關する事項
- ニ 醫務、衛生の教育に關する事項

〔經理局〕

第一課

- イ 豫算及決算に關する事項
- ロ 主計科士官以下の本務に關する事項
- ハ 會計經理及契約の規定に關する事項

第二課

イ 給與物品經理及契約の規定に關する事項

第一課

- ロ 會計の監査に關する事項
- ハ 國有財産に關する事項

第三課

イ 出納及用度に關する事項

- ロ 艦船、兵器、艦營需品、港用品、燃料、被服、糧食其の他の物の製造、購買、賣却、貸付、借入及運送の契約並建築工事の契約に關する事項

〔建築局〕

イ 建築及土木工事の計畫審査及實施に關する事項

關する事項

- ロ 建築及土木に従事する技師以下の本務に關する事項

〔法務局〕

イ 軍事司法、懲罰及監獄に關する事項

- ロ 恩赦、假出獄及刑の執行に關する事項

第二課

ハ 司法事務官、法務官、録事及監獄官以下の本務に官する事項

尚その外に海軍軍事に關する普及宣傳の計畫實施に當つてゐる海軍軍事普及部が置かれてある。

海軍省		政務次官		參與官	
大臣	秘書官	書記官	事務官	專任	專任
副大臣	秘書官	書記官	事務官	中、少佐（兼務）	中、少佐
				中、少佐	少佐

る技術に従事する造兵科士官を除く)の教育及本務に關する事項其の他海軍共濟組合に關する事項を掌る。猶海軍艦政本部隷屬官衙として海軍技術研究所及び海軍火藥廠がある。

〔海軍技術研究所〕海軍技術の研究、調査及諸種の技術的試験に關することを掌る。但し航空兵器に關しては海軍航空本部長の區處を受くるものとす。〔海軍火藥廠〕神奈川縣平塚市に置き火藥類及其原料の製造修理審査及研究に關することを掌る。

海軍航空本部 東京に置き航空兵器の計畫、審査、航空術の教育、航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官以下の教育及本務に關する事項其他航空に關する一般事項を掌る。

水路部 東京に置き水路の測量、水路圖誌の調製、航海の保安及水路科士官以下の教育に關することを掌る。

指揮官に必要な高等兵學其他の學術を修習せしむ。

海軍兵學校 (江田島)

海軍兵科將校と爲すべき生徒を教育し海軍兵科、航空科、整備科の准士官及一等下士官に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所とす。

海軍兵學校生徒は年齢十六年以上十九年以下にして海軍兵科將校たらんことを志願するものに就き検査を行ひ所要の人員を採用す。

- 一 有妻の者
- 二 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 三 復讐を得ざる家資分散者又は破産者
- 四 品行不正其の他の事情に依り將來海軍兵科將校たる體面を保つこと能はずと認むる者

生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編

帝國海軍—海軍大臣直轄學校

海軍大臣直轄學校

海軍大學校 (東京)

海軍士官に高等の學術を教授して兼ねて其研究を行ふ所とす。

海軍大學學生は之を左の三種に區別す。

- 一 甲種學生
- 二 機關學生
- 三 選科學生
- 四 特修學生

〔甲種學生〕海軍少佐又は大尉にして左の各部に該當する者に就き樞要職員又は高等指揮官の素養に必要な高等の兵學其の他の學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして高等の兵學を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

〔機關學生〕海軍機關大尉又は機關中尉にして左の各號に該當するものに就き

入す。

生徒の修業期間は四年とす、但し戰時又は事變に際しては之を短縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

一 海軍兵科將校たるべき器量に乏しき者

二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者

三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者

四 傷痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

海軍兵學校に於て修習する海軍兵科、航空科及整備科の准士官及一等士官を海軍兵學校選修學生と稱す。

選修學生は、海軍兵科、航空科若しくは整備科の准士官又は進級に必要な實役停年を有する海軍兵科、航空科若しくは整備科の一等下士官にして、左の各號に該

要職に充つるに適する素養に必要な高等の機關術其の他の學術を修得せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして高等の機關術を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

〔選科學生〕海軍士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむる才學識量有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍士官に其の專修すべき學科を指定して選科學生を命ずることを得。

入學試験の規定は海軍大臣の認可を受け校長之を定む。

〔特修學生〕甲種學生の教程を履修せざる海軍大佐又は中佐にして高等兵學を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認めたる者につき樞要職員又は高級

當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服するに必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍守府司令長官之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

海軍機關學校 (舞鶴)

海軍機關科將校と爲すべき生徒を教育し海軍機關兵曹長、海軍整備兵曹長、海軍一等機關兵曹及海軍一等整備兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所とす。

海軍機關學校生徒は年齢十六年以上十九年以下にして海軍機關科將校たることを志願する者に就き検査を行ひ所要の人員を採用す。

左の一に該當する者は生徒に之を採用せず。

- 一 有妻の者
 - 二 禁錮以上の刑に處せられたる者
 - 三 復権を得ざる家資分散者又は破産者
 - 四 品行不正其の他の事情に依り將來海軍機關科將校たる體面を保つこと能はずと認むる者
- 生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す。
- 生徒の修業期間は四年とす、但し戦時又は事變に際しては之を短縮することを得。
- 生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。
- 一 海軍機關將校たるべき器量に乏しき者
 - 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
 - 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
 - 四 傷痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

海軍機關學校に於て修習する海軍機關兵曹長、海軍整備兵曹長、海軍一等機關兵曹及海軍一等整備兵曹を海軍機關學校選修學生と稱す。

選修學生は海軍機關兵曹長若しくは海軍整備兵曹長又は進級に必要な實役停年を有する海軍一等機關兵曹若しくは海軍一等整備兵曹にして左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服するに必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍の鎮守府司令長官之を命す。

- 一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者
- 二 入學試験に合格したる者

海軍軍醫學校（東京）

海軍軍醫官及藥劑官に必要な學術を教授し兼て職務を練習せしめ海軍看護兵曹長に對し看護科特務士官の素養に必要な

る教育を施し其の他海軍に必要な醫學の研究、衛生の試験を行ひ並海軍の防疫に關する事務を補助する所とす。

海軍軍醫學校學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生
- 二 普通科學生
- 三 選科學生
- 四 選修學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の醫學を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍軍醫大尉に就き、要職に充つるに適當なる素養に必要な醫學に關する高等の學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命す。

普通科學生は新に任用したる海軍軍醫科尉官又は藥劑科尉官に初級軍醫科士官又は藥劑科士官に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命す。

選修學生は海軍軍醫科士官又は藥劑科

士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命す。

海軍大臣必要と認むるときは海軍軍醫科士官又は藥劑科士官に其の専修すべき學科を指定し、選科學生を命することを得。

選修學生は海軍看護兵曹長にして左の各號に該當する者に就き、將來看護科特務士官として所要の勤務に服するに必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り、在籍鎮守府司令長官之を命す。

- 一 身體強健實務成績優等にして高等武官として所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者
- 二 入學試験に合格したる者

海軍經理學校（東京）

帝國海軍—海軍大臣直轄學校

海軍主計科士官と爲すべき生徒を教育し海軍主計科兵曹長及一等主計兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施し、海軍主計科士官に對し之に必要な學術を教授し兼て該官をして職務を練習せしめ、海軍特修兵たるべき海軍下士官、兵に對し之に必要な學術を教授する所とす。

海軍經理學校生徒は年齢十六年以上二十一年以下にして海軍主計科士官たらんことを志願する者に就き検査を行ひ、所要の人員を採用す。

- 左の各號の一に該當する者は生徒に之を採用せず。
- 一 有妻の者
- 二 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 三 復権を得ざる家資分散者又は破産者
- 四 品行不正其の他の事情に依り將來海軍主計科士官たる體面を保つこと能はずと認むる者

生徒は入校の月より海軍兵籍に之を編

入す。

生徒の修業期間は四年とす、但し戦時又は事變に際しては之を短縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

- 一 海軍主計科士官たるべき器量に乏しき者
- 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
- 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
- 四 傷痍を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

海軍經理學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍經理學校學生、海軍下士官兵を海軍經理學校練習生と稱す。但し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な事項を修習する海軍一等主計兵曹は之を學生と稱す。

海軍經理學校學生は之を左の五種に區

別す。

- 一 甲種學生
- 二 乙種學生
- 三 補習學生
- 四 選科學生
- 五 選修學生

甲種學生は身體強健實務の成績優等にして會計經理に關する高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍主計少佐又は主計大尉に就き要職に充つるに適當する素養に必要な會計經理に關する學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

乙種學生は海軍主計大尉又は主計中尉に就き主計長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

補習學生は海軍經理學校生徒教程を経ざる海軍主計中尉又は主計少尉に就き初級主計科士官に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

選科學生は海軍主計科士官にして専門

の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍主計科士官は其專修すべき學科を指定し選科學生を命ずることを得。

選修學生は海軍主計兵曹長又は進級に必要な實役停年を有する海軍一等主計兵曹にして左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服する必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者
海軍經理學校學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

鎮守府司令長官に隷する學校

海軍砲術學校(横須賀)

海軍砲術學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な砲術を教授する所とす。

海軍砲術學校に於ては、前項の外海軍に必要な砲術の研究及其の教育の規畫に關する研究調査並に海軍に必要な體育の研究、海軍士官以下に對する其の教育及其の教育の規畫に關する研究調査を行ひ且必要に應じ海軍豫備員又は其の候補者を教育す。

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す。學生は之を左の三科に區別す。

- 一 高等科學生

- 二 特修科學生
- 三 專攻科學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な砲術を修習せしむる爲海軍兵科特務士官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生は海軍砲術學校高等科學生教程を終了したる者に就き砲術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍水雷學校(神奈川・田浦)

帝國海軍—鎮守府司令長官に隷する學校

海軍水雷學校は海軍兵科將校特務士官准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な水雷術を教授する處とす。

海軍水雷學校に於ては前項の外海軍に必要な水雷術の研究並其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍水雷學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍水雷學校學生、海軍下士官兵を海軍水雷學校練習生と稱す。學生は之を左の三種に區別す。

- 一 高等科學生
- 二 特修科學生
- 三 專攻科學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の水雷術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き水雷長の素養に必要な水雷術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生は海軍兵科佐尉官特務士官

にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な水雷術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

海軍潜水學校(吳)

海軍潜水學校は海軍將校兵科及機關科特務士官准士官下士官兵をして潜水艦に關する必要な實務を練習せしめ之に對し潜水艦に關する學術を教授する所とす。

海軍潜水學校に於ては前項の外潜水艦に關する研究教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

帝國海軍—鎮守府司令長官に隷する學校

海軍潜水學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍潜水學校學生、海軍下士官兵を海軍潜水學校練習生と稱す。
學生は之を左の五種に區別す。

- 一 甲種學生
- 二 乙種學生
- 三 機關學生
- 四 特修科學生
- 五 專攻科學生

甲種學生は海軍潜水學校乙種學生教程を修了したる者又は之に準ずべき經歷を有する海軍少佐若くは大尉に就き潜水艦長として其の職務を遂行するに必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

乙種學生は海軍水雷學校高等科學生教程を修了したる者又は之に準ずべき兵科尉官に就き潜水艦乗組兵科將校として其の職務を遂行するに必要な事項を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。
機關學生は海軍工機學校高等科學生教

術を教授する所とす。

海軍工機學校に於ては前項の外海軍に必要な機關術及工術の研究並其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍工機學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍工機學校學生、海軍下士官兵を海軍工機學校練習生と稱す。

海軍工機學校學生は之を左の三種に區別す。

- 一 高等科學生
- 二 特修科學生
- 三 專攻科學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の機關術及工術を修習せしむるに適當なる才學識を有すと認むる海軍機關大尉又は機關中尉に就き機關長の素養に必要な機關術及工術を修習せしむる爲、海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生は海軍機關科將校、特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な機關

海軍通信學校學生は之を左の三種に區別す。

- 一 高等科學生
- 二 特修科學生
- 三 專攻科學生

高等科學生は身體強健實務の成績優等にして高等の通信術を修習せしむるに適當なる才學識を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き通信長の素養に必要な通信術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生は海軍兵科佐尉官、特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な通信術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生は海軍通信學校高等科學生教程を終了したる者に就き通信術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必

要に應じ海軍大臣之を命ず。

學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

海軍航海學校 (横須賀)

海軍航海學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要な航海術、運用術、信號術及見張術を教授する所とす。

海軍航海學校に於ては前項の外海軍に必要な航海術、運用術、信號術及見張術の研究並に各其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍航海學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍航海學校學生、海軍下士官及兵を海軍航海學校練習生と稱す。

海軍航海學校學生は之を左の四種に區別す。

- 一 航海學生
- 二 運用學生
- 三 特修科學生

帝國海軍—鎮守府司令長官に隷する學校

海軍通信學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要な通信術を教授する所とす。
海軍通信學校に於ては前項の外海軍に必要な通信術の研究及其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。
海軍通信學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍通信學校學生、海軍下士官及兵を海軍通信學校練習生と稱す。

術及工術を修習せしむる爲海軍機關科將校に在りては海軍大臣海軍機關科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。
專攻科學生は海軍機關科將校に就き機關術又は工術に關し特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。
學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

海軍通信學校 (田浦)

四 專攻科學生

航海學生は身體強健實務の成績優等にして高等の航海術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き航海長の素養に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

運用學生は身體強健實務の成績優等なる海軍少佐又は大尉にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し運用長の素養に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

特修科學生は海軍兵科佐尉官、特務士官又は准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な航海術、運用術、信號術又は見張術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。專攻科學生は航海學生教程又は運用學生教程を修了したる者に就き航海術、運

用術、信號術又は見張術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。海軍航海學校學生の修業期間は海軍大臣之を定む。

鎮守府

其所在の地名を冠稱し所管海軍區要港部の警備を掌る。防禦及警備並所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督する所とす。

司令長官は 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。

司令長官は其軍港に於ける守備、秩序の維持及齊一を要する重大なる事項に關し同所に在る後任指揮官の率ふる艦船部隊を指揮するの權を有す。但緊急の必要ある場合の外之が爲、當該諸隊及艦船の本務を妨ぐることを得ず。

司令長官は所管海軍區の警備に關しては當該區警備の任務を有する艦隊司令長官と氣脈を通ず。

鎮守府隸屬官衙左の如し、但總て所在の地名を冠稱す。

- 一 海軍人事部 各軍港に置き在籍特務士官、准士官の人事を掌り又下士官、兵の兵籍を主管し徵募、召集、補充等に關すること、豫備員、豫備員候補者の人事に關する事項、軍人軍屬の福祉及軍事扶助並軍事普及に關すること等を掌る。
- 尙此外札幌、金澤、大阪、高松等に地方人事部ありて各鎮守府海軍人事部長に隸する。
- 二 海軍軍需部 各軍港に置き軍需品の準備保管及供給に關することを掌る。
- 三 海軍港務部 各軍港に置き軍港水域の警備、艦船の繋留、出入渠、浚渫船の使用、海標、運輸、救難、海上防火等の事及司令長官の指揮する軍港防禦

要港部

其所在の地名を冠稱し所管警備區の防禦及警備を掌り兼て軍需品の配給を爲す所とす。

司令官は 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を受け軍政を掌り、又部下の軍紀風紀及教育訓練を統監す。

司令官は要港に於ける守備、秩序維持のため之を要すれば鎮守府司令長官と同様の指定を爲すことを得。司令官は所屬警備區の警備に關しては當該警備の任務を有する艦隊司令長官と氣脈を通ず。

要港部には必要に應じ艦船部隊を附屬し又港務部、軍需部、工作部及病院を置く。要港部の港務部は軍港の港務部と同のことに掌握す。

駐滿海軍部

の一部に關することを掌る。

四 海軍艦船部 各軍港に置き、鎮守府所屬艦船の保存及整備に關することを掌る。

五 海軍工廠 鎮守府所在地及廣島縣加茂郡廣村に置き艦船及兵器の製造修理又は機裝並兵器の購買に關することを掌り、廣海軍工廠は航空機の製造及修理機關の製造及修理、機關及其他材料の審査研究並兵器の購買に關することを掌る。

工廠長は技術上の事に關しては海軍艦政本部長(航空本部長)の區處を受く。

六 海軍建築部 各軍港に置き、所在鎮守府に屬する建築及土木工事の實施に關すること並國有財産に關することを掌る。

七 海軍航空廠 横須賀軍港に置き航空兵器の設計及實驗、航空兵器及其の材料の研究調査及審査並之に關する諸種の技術的試驗を掌る。

帝國海軍一駐滿海軍部、艦隊

滿洲國新京に駐滿海軍部を置く。駐滿海軍部は滿洲沿海及河川の防禦に關する事を擔任し且滿洲國河川の警備に任ず。司令官は 天皇に直隸し部下艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀、風紀及教育教練を統監す。駐滿海軍部には必要に應じ艦船部隊を附屬す。

艦隊

戰時に在ては海軍の殆ど全艦隊を以て聯合艦隊を編成するものにして其編制は軍令部總長之を規畫す。然れども平時に在ては艦船修理の必要及經費上より其一部を以て艦隊を編成す。聯合艦隊は艦隊二箇以上を以て編成し必要に應じ之に艦船部隊を編入し又は附屬す。聯合艦隊司令長官は 天皇に直隸し聯合艦隊を統督す。但軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。

艦隊 艦隊は軍艦二隻以上を以て編成し必要に應じ之に驅逐艦、潜水艦、掃海隊、掃海隊(又は驅逐艦、潜水艦、掃海艦)を編入し工務部、防備隊、航空隊、特務艦等を附屬し又は軍艦及驅逐艦、潜水艦、掃海隊を以て編制し若しくは任務に因る名稱又差遣する海洋若しくは地方の名を冠稱す。艦隊司令長官は 天皇に直隸し麾下の艦隊を統率し隊務を總理し麾下艦隊の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。但軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。獨立艦隊司令官は 天皇に直隸し其職權に付ては艦隊司令長官に關する規定を準用す。

艦隊は必要に應じ之を戰隊に區分す。戰隊 戰隊は軍艦二隻以上又は軍艦及驅逐艦若しくは潜水艦を以て編成す。但主として航空母艦、驅逐艦、潜水艦等を以て編成する時は之を航空戰隊、水雷戰隊、潜水戰隊と稱するを例とす。

戰隊には必要に應じ水雷隊又は掃海隊を編入す。戰隊司令官は艦隊司令長官に隸し麾下戰隊又は其一部を指揮統率す。聯合艦隊司令長官又は艦隊司令長官の直率する戰隊司令官は司令長官の命する所により服務す。戰隊は編制に因り第一戰隊、第一航空戰隊、第二水雷戰隊等と稱す。戰隊(水雷戰隊、潜水戰隊を除く)とは戰艦若しくは巡洋艦を以て編組せる單隊の總稱にして直接一指揮官の下に戰闘し得る戰術單位を謂ふ。一戰隊は四隻を以て編成するを通常とす。水雷戰隊は戰術上の攻撃目標に對し同時に襲撃に使用し得る驅逐艦は二隊を超えざるを例とす。故に驅逐艦二隊を以て聯隊を編成し此二隊は常に協同して攻撃目的を達せしむる如くし更に二聯隊(四隊)を併せて水雷戰隊を編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附す

るを例とす。

潜水戰隊は潜水艦二若しくは三隊を以て編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。

警備戰隊、防備戰隊 各軍港に置き警備

艦船及防備艦艇を以て編成し警備、教育、訓練、保存、整備等に任ず。

驅逐艦、潜水艦、水雷隊、掃海隊 驅逐艦は驅逐艦二隻以上、潜水艦は潜水艦二隻以上、水雷隊は水雷艦二隻以上、

掃海隊は掃海艦二隻以上を以て編成し第一驅逐隊、第二潜水隊、第三水雷隊又は第四掃海隊等と稱す。

十二年帝國艦隊編成表(昭和十一年十二月三日公表)

聯 合 艦 隊	第一艦隊		第二艦隊		第十二戰隊		第三艦隊
	第一	第二	第一	第二	第一	第二	
第一戰隊	長門、陸奥、日向	榛名、霧島	第一航空戰隊	川内、第九、第二十一驅逐隊	第一航空戰隊	鳳翔、龍驤、第三十驅逐隊	第一戰隊
第二戰隊	鬼怒、名取、由良	第五、第四戰隊	第二航空戰隊	高雄、摩耶、那智、羽黑、足柄	第二航空戰隊	神通、第七、第八、第十九驅逐隊	第二戰隊
第三戰隊	八咫、三笠	第三、第四戰隊	第三航空戰隊	神威、第二十二、第二十九、第三十驅逐隊	第三航空戰隊	加賀、第十二、第二十九、第三十驅逐隊	第三戰隊
第四戰隊	第一、第二戰隊	第五、第六戰隊	第四航空戰隊	間宮、鳴戸	第四航空戰隊	出雲、天龍、龍田	第四戰隊
第五戰隊	第三、第四戰隊	第七、第八戰隊	第五航空戰隊	夕張、第十三、第十六驅逐隊	第五航空戰隊	安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、熱海、二見、栗、樺、蓮	第五戰隊
第六戰隊	第五、第六戰隊	第七、第八戰隊	第六航空戰隊	八雲、磐手	第六航空戰隊	夕張、第十三、第十六驅逐隊	第六戰隊

帝國海軍一艦隊

團 隊

海兵團 各軍港に置き其所在の地名を冠稱し鎮守府に屬し、軍港の航空機に依らざる空中防禦、警備及陸上の防火を掌り、又補給員を統轄する所にして必要に驅じ艦船を屬せしむ。

補給員とは艦船部隊其他各部の勤務又は練習等を免ぜられたる海軍下士官兵を謂ひ必要に應じ之を艦船部隊其他各部定員の補缺に充當す。

尙海兵團には海兵團練習部を置き海軍四等兵の教育を掌り又海軍特修兵たるべき海軍下士官兵、特殊の技藝を修得せしむべき海軍兵及海軍豫備員候補者を教育す。海兵團長は鎮守府司令長官に隸し部下を統率訓練し、軍紀風紀を維持し團務並練習部の部務を總理す。

防備隊 軍港及要港に置き其所在の地名を冠稱し鎮守府又は要港部に屬し(鎮守府又は要港部を置かざる軍港又は要

港の防備隊は其所在の海軍區を管する鎮守府に屬す)海面防禦に關することゝを掌り、又海兵團同所に在らざるときは當該軍港又は要港の航空機に依らざる空中防禦警備及陸上防火を兼掌す。防備隊には必要に應じ驅逐隊、潜水隊又は艦船を附屬す。

司令は鎮守府司令長官又は要港部司令官に隸し部下を統率訓練し軍紀、風紀を維持し隊務を總理す。

海軍航空隊 各軍港其他要地に置き其所在の地名を冠稱し當該鎮守府又は要港部に屬し海上部隊との協同任務に關すること並航空機を以てする空中防禦及海面防禦に關することを掌る。

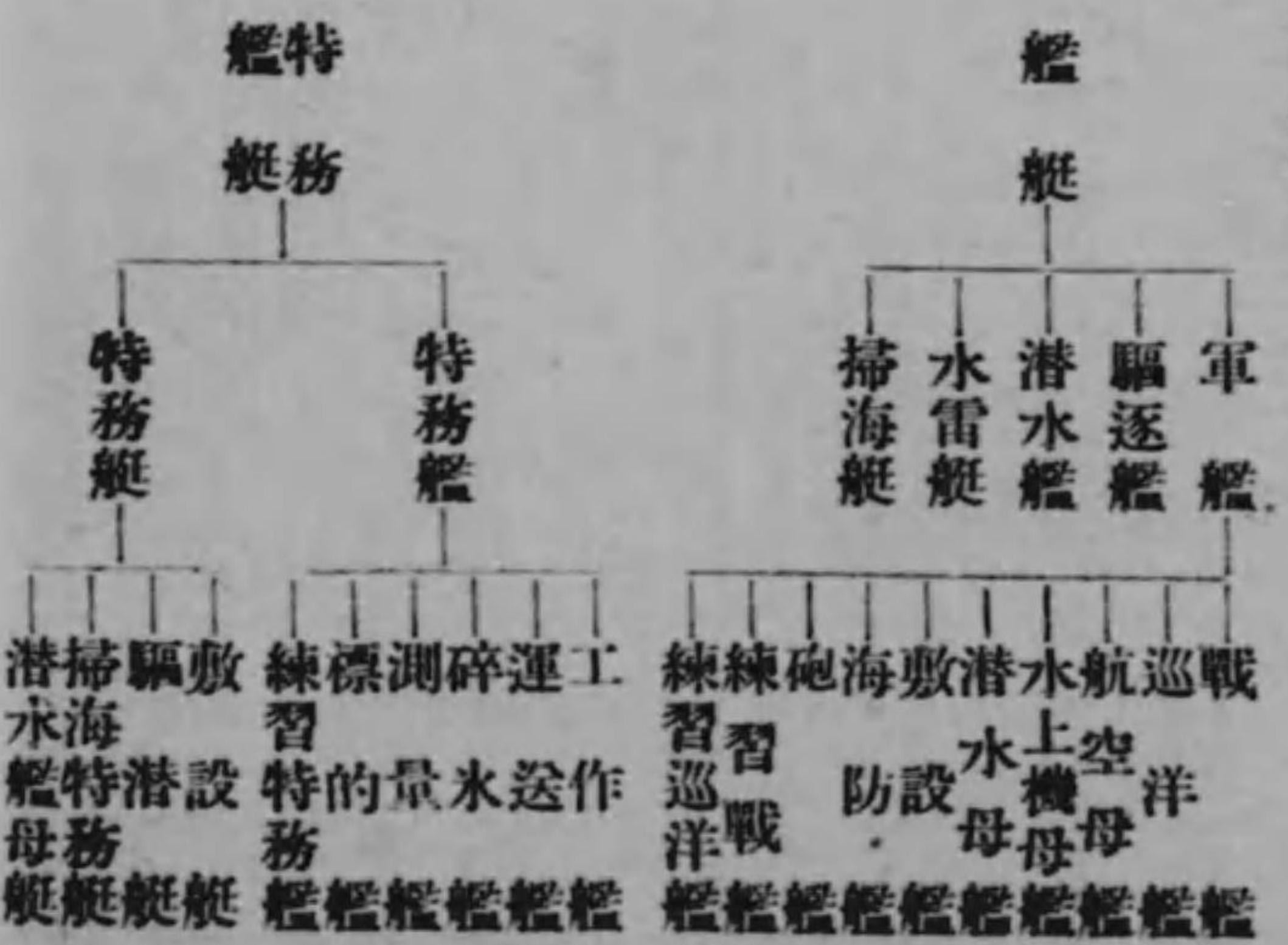
海軍航空隊に若干の飛行隊、氣球隊及飛行船隊を置き必要に應じ艦船を附屬す。

霞ヶ浦横須賀海軍航空隊には練習航空隊の役務を課し、將校、機關將校及下士官兵に航空術に關する事項を教授し

且其改良進歩を圖る。海軍通信隊 軍港要港其他要所に置き無線電信に依る通信を掌る。

艦 艇

海軍艦船は大別して艦艇と特務艦艇とに區分せらる。



戰艦 (主力艦)

〔改裝せる列國主力艦〕

一九二二年の華府條約及一九三〇年の倫敦條約によつて、日英米三大海軍國は一九三六年末(昭和十一年)迄主力艦を新造すること能はず其現有主力艦の強化改裝に努めたのみである。

即ち日英米三國の現有主力艦に就て觀るに、英國のネルソン級二隻と米國のコロラド級二隻を除き他は總べて今より遅くも十五年前に竣工したもので、現在科學の進歩に對しては少からず後れたものであるから、其近代的強化改裝の必要なるは言を俟たぬことである。

改裝の項目は主として空襲に對する防禦を強くし、且攻撃力を増大するにあるは勿論、一般性能としても船體機關兵器の各部に改良進歩を取入れ著しく其武力を強大にし速力を増加し、且防禦を完全

にし浮沈力を擴大することであつた。斯の如く日英米の三國が華府條約の拘束により主力艦の代換建造に着手し能はざるに先立ち、歐洲大陸の三海軍國は新鋭なる戰艦を起工した。

即一九三六年中建造せられ居る新主力艦は七隻の戰艦であつて佛國の三隻、伊國の二隻及獨逸の二隻である。其の最初のものには佛國のダンケルクで一九三五年十月進水した。本艦は其の姉妹艦ストラスブルグと共に排水量二六、五〇〇噸、三三噸砲八門を裝備し、英國が軍縮會議にて主張した中型戰艦である。伊國二艦はヴィトリオ・ヴェネト及リットリオ

の姉妹艦であつて、華府條約の最大排水量なる三五、〇〇〇噸を有し、主砲には佛戰艦よりも大口徑三八噸砲を採用すと傳へらる。從て佛は之に對し前二艦の外更に伊戰艦と同噸數の二戰艦フランスと

ヴェルダンを建造することゝなつた。獨逸は一九三四年ヴェルサイユ條約の廢棄を宣言したる後エルザス及ヘッセンの二艦の代換艦を起工した。此二艦は排水量は二六、〇〇〇噸二八噸砲九門を裝備すると傳へらる。

かくて一九三六年末を以て無條約時代に入るや、英國は本年(一九三七年)より十年計劃三億磅を以て海上王國再建を完うせんとしたが、本年二月更に五年計劃十五億磅國防計畫を發表し既に三萬五千噸級主力艦五隻を起工し、明年度計畫として更に三乃至五隻を起工するといはれてゐる。

續つて米國は英米海軍均等の協定に從つて主力艦二隻(各三萬五千噸)を起工し、向後毎年二隻を建造する旨發表してゐる。

帝國海軍一覽表

列國最新主力艦

一三〇

國名	艦名	基準排水量	軸馬力	速力	主砲	砲
英	キング・ジョージ五世	三五,〇〇〇	—	—	—	—
米	—	三五,〇〇〇	—	—	—	—
佛	リチャード・ブルグ	三五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二五	四〇糎砲或は三六糎砲	—
伊	リッツト	三五,〇〇〇	一二五,〇〇〇	—	四〇糎砲	一二門
獨	チネセ (元エルサス、ハッセン) アドミラル・グラフ・スパー	二六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	—	三〇糎砲	八門
		一〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	—	二八糎砲	九門
					六糎砲	六門

帝國海軍一覽表 (昭和十二年九月現在)

艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備砲	發射管	起年月日	進年月日	水日	竣工年月日	製造所
戰艦	金剛	199.21 ^m	28.04 ^m	8.38 ^m	29,330 ^T	26.0 ^k	36 ^{cm} 8 15 ^{cm} 16 ^{cm}	4	明治44—1—17	明治45—5—18	大正2—8—16	—	英國グライツカーズ社
戰艦	榛名	"	28.96	"	"	"	36 ^{cm} 12.7 高角... 8	4	明治45—3—16	大正2—12—14	大正4—4—9	"	神戶川崎造船所
戰艦	鳥島	"	"	"	"	"	36 ^{cm} 12 高角... 8	4	大正4—3—17	大正2—12—14	"	"	三菱長崎造船所

艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備砲	發射管	起年月日	進年月日	水日	竣工年月日	製造所
巡洋艦	扶桑	192.02	28.68	8.69	29,330	36 ^{cm} 12	36 ^{cm} 12 高角... 8	2	大正4—3—11	大正3—3—28	大正4—11—8	—	吳工廠
巡洋艦	山城	"	28.65	"	"	12.7 高角... 8	36 ^{cm} 12 高角... 8	2	大正2—11—20	大正4—11—3	大正6—3—31	—	横須賀工廠
巡洋艦	伊勢	195.07	"	8.74	29,990	"	14 ^{cm} 18	4	大正4—5—10	大正5—11—12	大正6—12—15	—	神戶川崎造船所
巡洋艦	日向	"	"	"	"	"	40 ^{cm} 8 14 ^{cm} 20 ^{cm}	4	大正4—5—6	大正6—1—27	大正7—4—30	—	三菱長崎造船所
巡洋艦	長門	201.25	28.96	9.14	32,720	12.7 高角... 8	36 ^{cm} 12 高角... 8	6	大正6—8—28	大正8—11—9	大正9—11—25	—	吳工廠
巡洋艦	奥門	"	"	"	"	"	12.7 高角... 8	7	大正7—6—1	大正9—5—31	大正10—10—24	—	横須賀工廠
計		9	排水量計 (基準) 272,070										

【條約型巡洋艦】

世界大戦當時に於ける輕巡洋艦は、各國とも排水量五千噸内外、備砲六吋砲、速力三十節以内のものであつたが、英國では大戦中敵の掠奪船を撃滅する目的にて「ラレイ」級が計畫された。この級に屬するものは排水量九千七百五十噸、備砲は七、五吋砲七門、速力三〇節を有す

帝國海軍一覽表

るもの四隻であつた。更に大戦の終期には英、米兩國は約七千五百噸の巡洋艦を計畫起工し、日佛兩國にてもこれと殆んど同大の巡洋艦を起工した。而して一九二二年の華府會議にては主として主力艦及び航空母艦に就き詳細なる制限が協定せられその他の艦種に就ては唯一括して、

一、基準排水量一萬噸を超ゆるを得ず
二、備砲口径八吋を超ゆるを得ず
との二項の制限を見、各國の保有噸數は無制限であつた。従て各協約國は一方に主力艦の建造を制限せられたるため、其補缺として條約の範圍内で最も威力ある巡洋艦建造に努力するに至つた。これが現代最新型たる八吋砲裝備一萬噸巡洋艦の出現したる理由である。尤もこの種巡洋艦の出現は上記の理由の外に、近代兵

一三三

艦名	排水量	速力	兵装	航空機
夕張	132,590	12.04	3,584	2,890
五十鈴	152,400	14.40	4,884	5,170
川内	"	"	"	5,195
阿武隈	"	"	"	5,170
神通	"	"	"	5,195
那珂	"	"	"	"
最上	190,500	18.20	4,500	8,500
三笠	"	"	"	"
谷風	"	"	"	"
野分	"	"	"	"
根室	"	"	"	"
筑前	"	"	"	"

計 25 隻 排水量計 (基準) 115,755 噸

航空母艦

世界大戦後新艦型として出現したる航空母艦は、一九三〇年の倫敦會議にて次の通り完成された。
水上軍艦にして航空機を搭載すること

を特有の目的とし、航空機は其處より出發し、又歸著し得るやう設備せられた艦は噸數の大小を問はずこれを航空母艦といふ。
尤も右の定義によりただ飛行機を搭載

し、其の艦より出發し得るのみにて、歸著し得る設備なき艦は、航空母艦といはず、水上機母艦として區別される。濠洲海軍の「アルバトロス」佛國の「コンマンドン・テスト」日本の「能登呂」の如

きは航空母艦にあらず水上機母艦である。

帝國航空母艦一覽

國名	艦名	排水量	速力	兵装	航空機
日	飛龍	10,050	30.0	12.7	中
日	蒼龍	10,050	30.0	12.7	中
日	加賀	26,900	25.0	12.7	
日	赤城	26,900	25.0	12.7	
日	鳳翔	26,900	25.0	12.7	
日	龍驤	26,900	25.0	12.7	
日	鳳翔	26,900	25.0	12.7	
日	赤城	26,900	25.0	12.7	
日	加賀	26,900	25.0	12.7	
日	龍驤	26,900	25.0	12.7	
日	蒼龍	26,900	25.0	12.7	
日	飛龍	26,900	25.0	12.7	
英	フューリアス	22,450	31.0	10.4	36
英	アガメス	14,450	20.2	6.1	20
英	ハメス	10,850	25.0	6.1	20
英	イグナス	22,600	24.0	5.0	21
英	カレチアス	22,500	30.5	6.1	22

佛	米							英	
ベ ア ル ン	ワ ス ブ	エ ン タ ー ブ ラ イ ス	ヨ ー ク タ ウ ン	レ ン ジ ヤ ー	サ ラ ト ガ	レ キ シ ン ト ン	ラ ン グ レ イ	グ ロ ー リ ア ス	ア ー ク ロ ー ヤ ル
二二、一四六	一四、七〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一四、五〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一一、五〇〇	二二、五〇〇	二二、〇〇〇
二一・五	三二・五	三二・五	三二・五	二九・五	三三・五	三三・五	一五・〇	三〇・五	二七・〇
六八 一五 七五	?	?	八	一八	一八	一八	四	一六	一
五五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	一三	二〇	二〇
四〇	一五〇	一五〇	七二	九〇	九〇	三三	七〇	五二	

英國は一九三七年新に二隻を起工し
(各五十機搭載)一九三九年竣工の豫定、
猶一九三七年二月の五年計畫より更に四
隻を建造すると發表してゐる。

水上機母艦
水上機母艦は航空母艦と區別せらるゝ
こと前記の通りであつて飛行甲板を有せ
ず、唯水上機を搭載し居りて其操作に必

要なる設備を有するものである。機の發
進は「デリック」にて水上に降ろしてか
ら之を行ひ、又は射出機によりて直ちに
射出する。歸著は總て水上に著水させ、

これを艦内に收容するのである。

水上機母艦一覽

國	艦名	排水量	速力	搭載機數	記	事
日	能登呂	一四、〇五〇	一一・〇〇	—	特務艦ヲ改装ス	
日	神威	一七、〇〇〇	一五・〇〇	—	建造中	
日	千代田	九、〇〇〇	二〇・〇〇	—	建造中	
英	アルバトロス	四、八〇〇	二一・〇〇	九	濠洲海軍ニ屬ス	
英	ヤークローヤル	六、九〇〇	一一・〇〇	—	現在實驗用	
米	ラセイ	一一、五〇〇	一五・〇〇	二三	飛行船繫留柱ヲ有ス	
米	セイント	一九、二九〇	一四・〇〇	—	飛行船繫留柱ヲ有ス	
米	パットカント	一六、八〇〇	一〇・八七	—	飛行船繫留柱ヲ有ス	
佛	コンマンダン・テスト	一〇、〇〇〇	二〇・五〇	二五	射出機四基設備	
伊	ジュセツベ・ミラーリア	五、四〇〇	二一・五〇	一五	艦艇ニ射出機各一基	

右の外米國は航空機に關する設備を爲
したる特務艦十六隻を有すといふ。

潜水母艦

帝國海軍—艦艇

潜水隊と共に行動し之に對する隊需品
の補給、小修理、艇員の休養等を任とす。
〔潜水母艦名〕

韓崎、駒橋、迅鯨、長鯨、大鯨
以上五隻、三一、〇二五噸
數 設 艦

帝國海軍一艦艇

機械水雷の敷設に任ず。

〔敷設艦名〕

常磐、勝力、白鷹、嚴島、八重山、沖島

以上六隻、一九六三〇噸

海防艦

海防艦の任務は主として海岸要塞等と協力し沿岸港灣等を防禦するにあり。故に其の本能は攻撃力防禦力に殆ど全力を傾注し運動力航續力等は唯一地より一地に移動し得るを以て足れりとす。本來海軍の戰略は海上に於ける積極的攻勢作戰を以て國防上の良策とするを以て各國は近來之を建造せず舊式戰艦巡洋艦等を以て充當するに至れり。

〔海防艦名〕

淺間、八雲、吾妻、出雲、磐手、對馬

春日

以上七隻、五五、四五〇噸

砲艦

砲艦の任務は主として海岸、河川等を

防備し又は陸兵を威嚇、制壓するにあり。多くは淺吃水の小船にして中、小口径砲數門を備ふるに過ぎず、揚子江方面の警備任務に従事する艦は概ね本艦種なり。

〔砲艦艦名〕

淀、鳥羽、嵯峨、安宅、比良、勢多、堅田、保津、熱海、二見
以上一〇隻、四五、〇五噸

練習艦

練習艦

兵裝及防禦の大部分を撤去したる戰艦にして練習用に使用せらる。

〔練習戰艦名〕 比叡 一九、五〇〇噸

練習巡洋艦

兵裝の一部を撤去したる巡洋艦にして練習用に使用せらる。

驅逐艦

今より約四十年前、水雷艇の發達が當時の大艦巨舶を惱ますことが多かつたので、これを擊攘する目的で造られたのが此の艦型である。従つて最初は水雷艇驅

逐艦と名づけられたがいつの間にか單に驅逐艦と呼ばれるに至つた。

此驅逐艦は日露戰役と世界大戰とで大活躍し、通報任務にも、警戒任務にも掩護任務にも將た又奇襲任務にも、充分價値あることを實證した。その結果として驅逐艦を、列國皆缺くべからざる艦型として採用し、其本來の性能たる高速度は愈々増加せられ攻撃力としての魚雷裝置も増大し、更に備砲の威力は初期のものに數十倍するに至つた。

各國とも目下基準排水量一、三〇〇噸乃至一、五〇〇噸位の驅逐艦を建造してゐるが、獨逸は一九三六年排水量一、六二五噸の大型驅逐艦十六隻の建造に着手した。

列國現時の驅逐艦は概ね大小二型に分れ大型は嚮導驅逐艦と謂ひ小型を驅逐艦と通稱する。日本海軍には嚮導驅逐艦なる類別なし。故に新型一等驅逐艦中の大型を假りに嚮導驅逐艦とし比較すれば下表の通りである。

國名	艦名	基準排水量	速力	馬力	軸	兵裝	雷裝
日	電	一、七〇〇噸	三四節	三五・五	三六	六門一二・七	九門
英	グアレルンブリヂル	一、八五〇	三七	三五・五	三七	五一一二・〇	八
米	ポルター	二、八八四	三八	三八	三八	八一一二・七	八
佛	モガドール	一、八五〇	三八	三八	三八	五一一三・八	九
伊	ヴィ・アルフィエリ	一、六二八	三八	三八	三八	四一一二・〇	四六

列國新驅逐艦

國名	艦名	基準排水量	速力	馬力	軸	兵裝	雷裝
日	初春級 山風	一、三六八噸	三四節	三三・〇〇〇	三四	五門一三・〇	六
英	ホステレ	一、三四〇	三四節	三五・五	三五	四一一二・〇	八
米	フアラガット	一、三六五	四二節	三八・〇〇〇	三六・五	五一一二・七	八
佛	フオルバン	一、三七八	三一節	三三・〇〇〇	三三	四一一三・〇	六

帝國海軍一艦艇

獨	伊
ゼ	リ
ツ	ベ
ト	ツ
I	シ
	ヨ
一、六二五	一、四四九
	四四、〇〇〇
	三八
五一一・二・七	四一・二・〇
八	六

〔一等驅逐艦名〕

澤風、峯風、矢風、沖風、羽風、島風、秋風、汐風、夕風、灘風、太刀風、帆風、野風、沼風、波風、神風、春風、朝風、松風、旗風、朝風、夕風、追風、疾風、皐月、如月、睦月、文月、彌生、卯月、菊月、水無月、長月、三月月、夕月、望月、磯波、東雲、薄雲、白雲、吹雪、白雪、初雪、叢雲、浦波、敷波、綾波、朝霧、天霧、夕霧、狹霧、曙、潮、連雷、電、曉、響、初春、子日、初霜、若葉、有明、夕暮、白露、時雨、村雨、夕

立、春雨、五月雨、江風、海風、山風、涼風、朝潮、荒潮、滿潮、夏雲、大潮、山雲

〔二等驅逐艦名〕

桃、櫻、檜、柳、梨、竹、榎、楡、栗、梅、柿、菊、葵、萩、薄、藤、葛、葦、菱、蓼、蓮、蓬、若竹、吳竹、芙蓉、朝顔、刈萱、早苗、夕顔

潜水艦

列國の潜水艦は歐洲大戰時迄は米國の「ホルランド」型、英國の「エル」型、佛國の「ロープーフ」型、伊國の「ローレンチ」

型等を基礎として發達して來たのであるが、大戰を契機として列國共に實戰の經驗を多分にとり入れ且各型式の長所を採り短所を改善したる結果、型式による特異的色彩は甚だしく薄らぎたるも、尙各國には或る種の特長を有して居る状況である。

潜水艦の排水量は巡洋潜水艦に於て水上二、〇〇〇噸内外より二、八〇〇噸に達するものがあり、艦隊用潜水艦は一、二〇〇噸乃至一、五〇〇噸、中型潜水艦は八〇〇噸乃至六〇〇噸が標準である。

列國最新大型潜水艦

國名	艦名	水上排水量	水中排水量	水上速力	水中速力	兵	雷装
日	伊伊	一、九五〇噸	一、四〇〇噸	二一・七節	一四・七節	二一門	二四噸
	七七					二四門	六六噸

列國最新中及小型潜水艦

國名	艦名	水上排水量	水中排水量	水上速力	水中速力	兵	雷装
英	セ	八、〇八〇噸	二、七一〇噸	二二・二五?	一〇・〇?	一一門	一〇六噸
米	ボ	四、三〇〇噸	一、一〇〇噸	??	??	七・六	九・五
佛	ア	一、三七九噸	二、〇六〇噸	一七・〇	一一・〇	一一門	二・四
伊	ビ	一、三五六噸	一、九六五噸	一七・〇	八・五	二一一門	八噸

國名	艦名	水上排水量	水中排水量	水上速力	水中速力	兵	雷装
日	呂	七〇〇噸	一噸	一六節	一〇・〇	一門	八門
英	ス	六七〇噸	九六〇噸	一三・七五	九・〇	一一七・六	七・五
佛	ミ	五九七噸	八〇〇噸	一四・〇	八・五	一一七・五	二・四
伊	ベ	五九一噸	一、一六七噸	一四・八	八・五	一一四	二・四
獨	ユ	二五〇噸	一噸	一三・〇	七・〇	一門	三門

伊號第一	一等潜水艦名	計三十七隻
伊號第二		
伊號第三		
伊號第四		
伊號第五		
伊號第六		
伊號第七		
伊號第八		
伊號第二十一		
伊號第二十二		
伊號第二十三		
伊號第二十四		
伊號第五十一		
伊號第五十二		
伊號第五十三		
伊號第五十四		
伊號第五十五		
伊號第五十六		
伊號第五十七		
伊號第五十八		
伊號第五十九		
伊號第六十		
伊號第六十一		
伊號第六十二		
伊號第六十三		
伊號第六十四		
伊號第六十五		
伊號第六十六		
伊號第六十七		
伊號第六十八		
伊號第六十九		
伊號第七十		
伊號第七十一		
伊號第七十三		
伊號第七十四		
伊號第七十五		

水雷艦

水雷艦は驅逐艦に比し排水量小にして性能も之に劣るも其の任務は驅逐艦に準じ主として沿岸防禦に使用せらる。

- 〔水雷艦艇名〕 十二隻
- 千鳥、真鶴、友鶴、初雁、鴻、鴨、隼
 - 鷓、雉、雁、鷺、鳩
 - 掃海艦

掃海艦の主要任務は敷設水雷を掃海(除去し處分す)し航路を安全ならしむるにあり。

掃海艦艇名

- 〔掃海艦艇名〕 十二隻
- 第一號、第二號、第三號、第四號、第五號、第六號、第十三號、第十四號、第十五號、第十六號、第十七號、第十八號

特務艦は工作艦、運送艦、碎氷艦、測量艦、標的艦及練習特務艦に分ち、それぞれ艦船及部隊に對する海上修理、軍需品の運送、供給、航路の開通及測量又は練習任務を掌る。

〔特務艦艇名〕

- 朝日、敷島、富士、攝津、大和、膠州
- 青島、洲崎、室戸、野島、知床、襟裳、佐多、鶴見、尻矢、石廊、隱戸、早柄、鳴戸、間宮、大泊、明石

特務艦は敷設艦(任務は敷設艦に同じ)驅逐艦(港灣哨戒潜水艦の攻撃等に任ず)掃海特務艦(機械水雷の掃海並處分に任ず)、潜水艦母艦(任務は潜水母艦に同じ)

に分つ。

教育、點檢、査閲、檢閲、演習

〔海軍の教育〕

海軍に於ける教育は之を被教育者から見れば士官教育、特務士官教育、准士官教育、及下士官兵教育となり、又之を教育科目から云へば精神教育、技能教育、及體育に分けることが出来る。本項に於ては主として下士官兵教育の大體に就て説明する。

海兵團の教育

志願兵徴兵は共に海兵團に入團すると新兵として約四箇月乃至五箇月間の教育を受けるのである。この海兵團教育は軍隊教育の初歩であり、而も將來の高等複雑なる諸教育の基礎をなすものであるから海軍にとつても亦個人の爲にも最も重要なものと言はねばならぬ。茲に「三ツ子の魂百造」とあり、白紙の如き清淨

帝國海軍—教育、點檢、査閲、檢閲、演習

なる新兵が將來有爲の海軍軍人たり得るか否かは主として此の期間に於ける教育と修養如何とに依り定まるのである。先づ精神教育方面では、明治大帝が軍人に對して賜つた勅諭の聖旨を奉體して、確固たる軍人精神を養ふことに精進し、或は日本建國の歴史を學びて我が國體の世界に冠たる所以を覺り、或は古來先進の勳績を聽いて義勇奉公の心を固むる等勿論一定の型がある譯ではないが、嚴格而も懇篤なる指導を受けて將來の大成に資することとなる。

技能教育に於ては、海上勤務者として誰しも熟達して居らねばならぬ所の短艇の漕ぎ方や或は端正なる態度姿勢を作り、嚴格活潑なる舉動を養ふ爲に必要な所の各個教練其の外に兵種に依り夫々の職責を完了するに必要な技術即ち水兵は艦砲教練や水雷の取扱ひ方、機關兵は船用機關の構造や焚火術、或は金工術木工術、潜水術、看護兵は衛生學や生理

學と云ふ具合に専門的學問と技能の初歩が課せらるゝのである。體育は將來繁劇なる海上の勤務に堪ゆる様頑健なる體格と海兵としての輕快敏捷な習慣を養ふを目的として課せらる。その種類には體操、劍道、柔道、銃術、水泳、器械體操あり、或は角力、綱毘、毘足、山登り其他各種の運動競技等もあるが、學科と體育とが能く併行する如く適當に按配されてゐる。要するに海軍の新入生を僅か五箇月位で立派な海軍軍人に育て上げなければならぬのであるから、其の教育は決して閑散なものではない。始めは随分激烈とも感ぜらるゝであらうが、而も新兵の顔色を見ると何れも生々として愉快さうであり、其の體重なども入團前に比し段々増加するに照らして見ても一方衣食住の適良なると共に半面に於て學科と體育との調和が極めて良くとれて居る事を知るに足ると思ふのである。

練習生の教育

海軍兵に對する技能教育は海兵團と次に述ぶる艦船とに於ける教育を以て完成する仕組みであるが、兵器機關、其の他要具が精巧であると其の更新が頻繁である

との爲右の教育では不十分であるから學校其の他の特別施設で専門的教育を施して艦船の實力發揮に資する必要がある。即ち之を概説すれば砲術學校、水雷學校、通信學校、航海學校、潜水學校、工

機學校、經理學校、練習航空隊、海兵團練習部及海軍病院練習部等に於ける練習生教程が夫であつて、練習生の種類を擧ぐれば次の通りである。

- 一 普通科砲術練習生 高等科砲術練習生 特修科砲術練習生
- 二 普通科水雷術練習生 高等科水雷術練習生
- 三 普通科測的術練習生 高等科測的術練習生
- 四 普通科運用術練習生 高等科運用術練習生
- 五 普通科信號術練習生 高等科信號術練習生
- 六 普通科電信術練習生 高等科電信術練習生
- 七 特修科航空術練習生
- 八 航空術(飛行・操縦・偵察)練習生
- 九 普通科航空兵器術練習生 高等科航空兵器術練習生
- 一〇 普通科整備術練習生 高等科整備術練習生
- 一一 普通科機關術練習生 高等科機關術練習生
- 一二 普通科電機術練習生 高等科電機術練習生
- 一三 工 術 練 習 生 特修科工術練習生
- 一四 特修科軍樂術練習生
- 一五 普通科看護術練習生 高等科看護術練習生

- (水兵より採用)
- (水兵又は航空兵より採用)
- (水兵より採用)
- (水兵より採用)
- (水兵より採用)
- (水兵より採用)
- (水兵より採用)
- (航空兵より採用)
- (乙種飛行機科練習生教程を卒業せる航空兵又は各兵種より採用)
- (航空兵又は水兵機關兵より採用)
- (航空兵又は水兵機關兵より採用)
- (機關兵より採用)
- (機關兵より採用)
- (軍樂兵より採用)
- (看護兵より採用)

高等科經理術練習生

- 一六 普通科經理術練習生
- 一七 掌 厨 術 練 習 生
- 一八 潜 航 術 練 習 生

右練習生教程に就て一般的に説明すれば、普通科練習生は大體二等兵、一等兵及進級資格のある三等兵より試験の上採用され、修業期間は六箇月乃至九箇月である。普通科練習生教程を卒業した者は

豫科練習生志願の航空兵として入籍したるものは直ちに航空隊に入つて約三ヶ年間の特種の教育を受ける。普通科練習生教程卒業者中の幾分は再び選抜されて各科の高等科練習生を命ぜられる譯であるが、夫は普通科教程を終りたる後概ね海上勤務一年以上を経過した一等兵以上の者から採用せられる。高等科練習生の修業期間も六箇月乃至九箇月で卒業すれば同じく海上勤務に復歸して一層重要な職務に配せられる。勿論服装上の識別章も普通科のものとは異なるものである。

海兵團に於ける技能教育は一般的、概括的であり、學校に於けるものは専門的であるが、艦船に於ける教育は特定のであり、且一層奥行の深いものであると共に

空兵は入團後三ヶ月後に三等兵に進級し普通科電信術練習生、普通科信號術練習生(偵察練習生志願の航空兵は普通科電信術教程約一ヶ年修了の上更に偵察練習生)となり海兵團、通信學校(航空隊)に於て夫と特殊の教育を受け、乙種飛行

帝國海軍—教育、點檢、査閲、檢閲、演習

帝國海軍—教育、點檢、查閱、檢閱、演習

に海を知り海に馴れる事に常に著眼するのである。海兵團や學校に於ては別に各自の固有配置と云ふものがないが、一旦艦船乗員となると各員に對し戰闘配置が定められる。是は艦長より兵に至る迄、否軍屬として乗艦する刺夫（理髮人）從僕（給仕）に至る迄同様であつて艦船としての最重要任務たる戰闘の場合の各の職務なのである。平素の教育や諸作業まで殆んど總て此の戰闘配置を基準として行はるゝもので、艦船乗員にとつては自己の戰闘配置を辱しめないと云ふ事程重要なことではないのである。

而して技能教育は特定の配置に従ひ、其の任務を完全に遂行出来る様に必要な知識と技術とを修得せしむるものである。海兵團に於て受けた教育丈では未だ艦船の乗員として充分なる働きは出来ない。例へば大砲は如何にして彈丸裝藥を裝填するや或は如何にして照準を行ふや等の事を會得しても僅是等に熟練し且全

砲員が調子を合せて其の大砲の全威力を發揮させる爲には海兵團教育では未だ充分でない。艦上で訓練しなくてはならない。戰闘は大にしては國家存亡の岐れ目となり、小にしては一艦の運命、乗員の死生に關するものであるから生易しい事ではない。從て之に参加する乗員の教育も亦深刻であらねばならぬ。

海軍に於ける教育は決して一朝一夕に完了さるゝものでなく、海軍生活は全部を通じてこれ教育であると謂ふても良い位である。從て其の種類、過程も複雑で到底簡単に説明することは出来ないが、其中、下士官兵に對する技能教育の大體の仕組を説明すれば以上の通である。艦内編制 軍艦には一般に次の職員がある。

- 艦長、副長、航海長、砲術長、水雷長
- 通信長、運用長、飛行長、整備長、機關長、工作長、軍醫長、主計長、副砲長、飛行隊長、分隊長（兵科、機關科）

二四八

軍醫科、主計科士官、兵科、機關科特務士官、乗組（士官、特務士官、準士官兵）

艦長は一艦の主腦者として副長以下の乗員を指揮し、教育訓練、軍紀、風紀の維持振肅、その他萬般の艦務を總理し有事の際軍艦の戰闘力を極度に發揮すべき責任と権能を有する。

副長は艦長を輔佐して艦内の整理その他萬般の事務を處理する。而して艦長副長の下に艦内の乗員物件は次の通り各科に分れてゐる。

イ 航海科 航海長を長とし航海上の必要なる諸物件を分擔し、信號、操舵等を掌る兵員を以て一個分隊を編成す。

ロ 砲術科 砲術長を長とし大砲その他砲術に關する諸物件を受持ち、大砲その他關係物件の數に應じて數個の分隊を編成し、各分隊には分隊長を長として砲兵、彈藥庫員等によつ

て一個の分隊を編成す。

ハ 水雷科 水雷長全般を指揮し水雷を受持ち魚雷發射機等の數に應じ一乃至二個の分隊を編成す。各分隊は分隊長を長とし發射機員等を以て編成す。

ニ 通信科 通信長を長とし、電信員等を以て一個分隊を編成す。

ホ 運用科 運用長を長とし、艦内防火、船體、船具の應急修理等の作業を受持ち運用科員を以て一個分隊を編成す。

ヘ 飛行科 飛行長を長とし、飛行に關する業務物件を掌理する飛行科員を以て一個分隊を編成す。

ト 整備科 整備長を長とし飛行機の整備に關する業務物件を掌理し整備科員を以て一個分隊を編成す。

チ 機關科 機關長全般を統轄し、機械、罐、補機、電機等の各分隊に分ち分隊長之を指揮す。

帝國海軍—教育、點檢、查閱、檢閱、演習

リ 工作科 工作長を長とし、金屬工業及木工工業に關する業務物件を掌理し工業員を以て一個分隊を編成す。タ 軍醫科 軍醫長の下に看護員を以て一個分隊を編成す。

ル 主計科 主計長の下に主計員を以て一個分隊を編成す。

士官教育 士官の教育制度に就て簡単に述べて見ると、海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校の教育は卒業後士官として勤務するに必要な各種學科を教育することは勿論であるが海軍士官として必要な徳性を養ふと共に體力を練ることに也非常に力を注いで居るのである。

四年間の學校教育が終ると各科候補生に任命せられて練習艦隊に配乗せしめらる。練習艦隊の教育は約八箇月で其の間に學校での机上の教育を海上で實地に練習して將來勤務上の自信を得せしむると

共に大に見聞を廣めるのである。

其の後約二箇月間艦隊の各艦に配乗せしめられて實地の練習を積みたる上各科少尉に任命せられ士官としての實務に携るのである。

爾後砲術學校、水雷學校、航海學校、通信學校、潜水學校、工機學校、經理學校、大學校、航空隊等に於て各専門的にして且高等の教育を受け艦隊の實力向上に努力するのである。

點檢

乗員の士氣並に艦の威容、内容の整備等を檢する爲に各種の點檢が行はれる。之は月曜日午前其他適時艦長が實施するのである。

〔分隊點檢〕

各分隊毎に上甲板に整列して艦長の點檢を受けるのであつて其の目的とする所は各員の姿勢態度の如何、元氣の充否、職責に對する自覺の程度、常識の可否、服裝の整否等を點檢詰問し又は匡正する

にある。

〔艦内點檢〕

艦長自ら艦内限なく巡視して、甲板、諸室、食卓等の清潔、艦頓等の状態を檢するのである。

右の外大砲、魚雷等の各種兵器、竝に機關等の點檢より彈火藥庫、各倉庫、短艇、釣床、甲板掃除具等の點檢に至る迄各部の整頓の状況を點檢し其の整備を計るのである。

陸上に於ても之に準じて諸點檢を行ふ。

查 閱

艦長は各科の教育訓練の練度を時々檢査し之に適當なる講評竝に訓示を與へて教育の進歩發達を促す。之を教育查閱と云つて居る。

艦隊司令長官、艦隊司令官も年に一回位查閱を行ふことになつて居る。陸上に於ても右に準じて查閱を行ふのである。

檢 閲

點檢、查閱等を行つて各部の整備竝に教育訓練の状況を檢し又其の進歩を計つて居るのであるが、更に艦隊鎮守府(要港部)司令長官(司令官)が恒例の檢閲を行つて部下各部の状況を檢閲するのである。

尙特命檢閲がある。特命檢閲使は、大命を奉じて、艦隊、鎮守府、要港部等を檢閲し終了せば其の實績を復奏するのである。

演 習

軍艦に於ける教育は戰闘射撃、戰闘運轉、戰闘發射、戰闘飛行其他戰闘の各種作業に於て乗員各自の戰闘配置に對する教育を實施するのであるが此等の作業は何れも適當なる規模の演習實施の中に包含せられて行はるのである。尙この外最終の教練として小演習又は大演習を實施するのである。

海軍儀禮の概要

旗 章

海軍で使用する旗は之を二大別する事が出来る。一つは信號用の旗である。他の一つは海軍旗章令と云ふ勅令に定められて居る海軍の旗章である。次に後者に關して説明する。

旗章の種類は大要、次の様な場合に掲揚することになつて居る。

(一) 天皇旗は 天皇艦船乗御の際其の檣頭に掲揚するのである。太皇太后旗 皇太后旗、皇后旗、皇太子旗は之に準ずる。其の他の皇族旗は公式に艦船に御乗艦の場合に其の檣頭に掲揚するのである。

(二) 大將旗、中將旗、少將旗を總稱して將旗と云つて居る。將旗は司令長官

又は司令官たる將官が乗る軍艦の檣に掲揚する。この將旗を掲揚して居る軍艦即ち司令長官か司令官かの乗艦を旗艦と云つて居る。

陸上の司令長官又は司令官は其の官衙の旗竿に掲揚することになつて居る。代將旗は司令官たる海軍大佐の旗章であつて將旗に準じ檣又は旗竿に掲揚する。

長旗は艦船を指揮する將校の旗章である。

軍港や要港或は艦船を見學に行くとき旗竿や檣頭に各種の旗の懸つて居るのを見るが是等は右の諸旗章である。

(三) 軍艦旗は我が日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且つ我が國主權の存在を確定するものである。軍艦旗は艦船碇泊中午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時に之を降下する。航海中は晝夜の別なく常に掲揚して居るのである。戰闘に當りては後部

帝國海軍—海軍儀禮の概要

の旗竿は大砲の射撃の邪魔になるから之を倒すので後檣の中央附近にある斜桁と檣頭とに掲揚する、檣頭にある軍艦旗を戰闘旗と云つてゐる。

短艇は艦船の分身である、所屬艦船を離るればその所屬艦船を代表するのである。外國に於て軍艦の有する特權は同様に短艇も亦有するのであるから、次の様な場合には短艇にも軍艦旗を掲揚することになつて居る。

イ 四大節、觀艦式

ロ 外國の艦船と交通をなす時

ハ 外國の港灣等にある場合

艦首旗は國旗を用ひ軍艦碇泊中は艦首の旗竿に掲ぐるのである。

〔滿艦飾〕

艦船特有の儀制に滿艦飾と云ふのがある。各檣の頂に互り艦首より艦尾に旗を連揚するのである。

之を行ふのは次の場合である。

イ 紀元節、天長節、明治節

ロ 天皇、皇族に對し皇禮砲を行ふ時
ハ 其の他特に命せられたる時
潜水艦は滿艦飾を行はないで艦飾と云ふのを行ふ、艦飾とは各檣に軍艦旗を掲げるのみである。

帝國の艦船と同所に碇泊して居る外國の軍艦は帝國の祝祭日等に滿艦飾を行ふ時はその外國の軍艦も滿艦飾を行ふ例になつて居る。従つて外國の祝祭日等にも帝國の軍艦がその國の軍艦と同所に碇泊する時は之を行ふのが例である。かくの如くにしてお互に敬意を表するのである。

禮 式

〔軍艦の敬禮〕

軍艦旗に對する敬禮は云ふに及ばず、軍艦と軍艦等との間に於ても極めて嚴格且丁重なる禮儀を交換するのである。之は航海碇泊を問はず、又内外何れの海面に於ても然りである。而して軍艦の敬禮は陸上部隊と大分異つた方法がある。其

の重なるものは次のやうである。

(一) 旗章の項に於て説明した如く軍艦旗は帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且我が國主權の存在を確定するものであるから、之が取扱には乗員一同精神を捧げるのである。碇泊中毎日午前八時に掲揚し、日没時に之を降下することは既に述べた通りであつて、之は艦内に於ける最も重要な禮式の一つである。定時五分前になると艦長は後甲板に、當直將校は艦橋に上り衛兵隊は軍樂隊又は信號兵(喇叭手)と共に後甲板に集合し艦尾の旗竿に向つて整列する。傳令は艦内限なく之を傳へる。時刻が來ると當直將校は艦橋にあつて軍艦旗の掲揚(降下)を令し、衛兵隊は之に面して捧統し喇叭(軍樂隊あれば軍樂隊)は君ヶ代を吹奏して掲揚又は降下する。この間乗員は全部姿勢を正して軍艦旗に面して敬禮をするのである。その光景は誠に肅然たる

ものである。

(二) 船舶、燈臺等は軍艦に對して其の旗竿に掲げて居る國旗を降下して敬禮することになつて居るが之に對し軍艦は其の軍艦旗を半ば降下して答禮を行ふのである。外國の商船も其の國旗を降下して軍艦に敬意を表する例になつて居る。この場合の答禮も右と同様である。
(三) 軍艦が 天皇乗御の艦船に遇ひたる場合には艦長以下幹部は艦橋に集合し、其の他の乗員は舷側に整列し、衛兵隊は捧統して喇叭君ヶ代を吹き敬意を表するのである。
(四) 軍艦と軍艦と相會した時の敬禮は互に喇叭「氣を付け」一回を吹奏し上甲板にあるものは姿勢を正して御互に敬意を表する。軍艦が將旗又は代將旗を掲げたる軍艦又は短艇に遭ふ時は右の外衛兵隊は捧統し、喇叭「海行かば」一回を吹奏することになつて居る。

(五) 右の外艦船には登舷禮式と云ふ敬禮方法がある。之は總員上甲板の舷側に整列して敬意を表するのであつて、次の場合に行ふものである。
(イ) 天皇に對する敬禮を行ふ時
(ロ) 戰事又は事變の時或は遠洋航海等の爲出入港する艦船を見送(迎へ)る時
(六) 其の外軍艦の敬禮中に次の様な風變りの敬禮がある。即ち號笛を吹いて敬意を表することである。號笛とは細長い海軍特有の小笛であつて、副長以上或は大公使等の乗退艦の際に舷門で行ふのである。
[短艇の敬禮]
短艇の敬禮も海軍特有の敬禮方法である。その方法には橈(オール)を立てる方法、帆走中ならば總帆を下す方法、汽走中ならば運轉を停止する方法がある。
[砲兵式]

鎮守府、艦隊等に於ては毎年一回位施行するが其の方法は陸軍と大差がない。

之も海軍特有の儀式である。
國家の大典に際し又は大演習等の場合に行はるゝものである。參列の艦船は威儀を正し滿艦飾をなし、各艦列を克く整へて 天皇陛下の御親閱を仰ぐのである。此の盛儀はいとも莊嚴なもので、夜間は電燈艦飾を行ふを例として居る。

我が國祝祭日に對する海軍軍人の觀念は極めて眞摯であり、敬虔の念に充ちて居る。當日は定刻乗員一同上甲板に整列して威儀を正し、宮城に向つて敬禮を行ふのである。

皇禮砲は 陛下の行幸啓の光榮に浴した時等に行ふ莊嚴にして雄大なる敬禮であつて、其の数は廿一發である。皇禮砲

は 天皇陛下其他皇族に對して行ふ外左の場合にも施行するのである。

外國の元首若しくは皇族又は其の旗章に對して行ふ
紀元節、天長節、明治節、其他特に令ありたる時等に正午に行ふ。
[帝國文武官に對する禮砲]
各其の職權に對して發するもので、その數は官等により差異がある。十九發乃至五發である。禮砲を受くる人は、海軍大臣、軍令部總長、元帥、指揮權を有する海軍將官、任地にある大公使、代理大公使、總領事、領事、朝鮮及臺灣總督等である。

文官に對する禮砲は其の駐劄國內又は管轄區域内に於て軍艦に公式訪問又は乗艦した時に限られて居る。

其他の禮砲
(一) 帝國の軍艦が外國の港灣に入港する時は普通その國の國旗に對し敬意を表して禮砲を行ふを例として居る。其

の數は廿一發である。
(二) 外國の軍艦と同地に碇泊する時は、我が國の禮砲を發する祝祭日等には外國の軍艦も禮砲を發し又外國の祝祭日等に外國の軍艦が禮砲を發する時は帝國の軍艦も禮砲を發しお互に敬意を表する例になつて居る。
(三) 外國軍艦と出會したる場合、その何れかに將旗があると其の將旗に對し禮砲を發し敬意を表することになつて居る。

外國の軍艦の我が國旗及司令長官、司令官に對する禮砲に對しては、禮砲と同數の答砲を行ふことに規定してある。

所謂少年航空兵と呼ばれる甲種及び乙種、飛行豫科練習生に關しては、第三二頁以降に詳細記述してあるから熟讀せられよ。

年 月 日	場 所	名 稱	艦 船		備 考
			隻 數	噸 數	
明治 元、三、二六	天保山沖	觀 艦 式	六	二、四五二	
二三、四、一八	神 戶 沖	海 軍 觀 兵 式	一九	三二、三二八	
三三、四、三〇	同	大 演 習 觀 艦 式	四九	一二九、六〇一	
三六、四、一〇	同	同	六一	二一七、一七六	
三八、一〇、二三	横 濱 沖	凱 旋 觀 艦 式	一六六	三二四、一五九	
四一、一一、一八	神 戶 沖	大 演 習 觀 艦 式	一二三	四〇四、四六〇	潜水艦始めて参列
大正 元、一一、一〇	横 濱 沖	同	一一五	四六〇、八二五	飛行機
二、一一、一〇	横 須 賀 沖	恒 例 觀 艦 式	五七	三五三、九六五	同
四、一二、四	横 濱 沖	御 大 禮 特 別 觀 艦 式	一二四	五九八、八四八	同
五、一〇、二五	同	恒 例 觀 艦 式	八四	四七二、二五四	同
八、七、九	横 須 賀 沖	御 親 閱 式	二六	八六、〇一三	戦利潜水艦七隻を合
八、一〇、二八	横 濱 沖	大 演 習 觀 艦 式	一一一	六二四、一八〇	飛行機

昭和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
二、一〇、三〇	二、一〇、三〇	三、一二、四	三、一二、四	三、一二、四
横 濱 沖	横 濱 沖	同	同	同
大 演 習 觀 艦 式	大 演 習 觀 艦 式	御 大 禮 特 別 觀 艦 式	御 大 禮 特 別 觀 艦 式	御 大 禮 特 別 觀 艦 式
一五八	一五八	一八六	一八六	一八六
六六四、二九二	六六四、二九二	七七八、八九一	七七八、八九一	七七八、八九一
飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機
八〇	八〇	一三〇	一三〇	一三〇
一〇	一〇	二〇	二〇	二〇
約一〇〇	約一〇〇	約一〇〇	約一〇〇	約一〇〇
約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇
數 百	數 百	數 百	數 百	數 百

海 軍 區、軍 港、要 港

全國を分ちて三海軍區とし、各海軍區に軍港を置き、其の軍港に置かれる鎮守府が之を管轄する。

〔帝國海軍區及其の區畫〕

海 軍 區	陸 上 區 畫	海 上 區 畫	軍 港
第一海軍區	樺太、北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、新潟縣、山梨縣、長野縣、靜岡縣、秋田縣、山形縣、新潟縣、及長野縣	樺太、北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、新潟縣、山梨縣、長野縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、及秋田縣	横 須 賀
第二海軍區	岐阜縣、愛知縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、山口縣、大分縣、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、高知縣、京都府、鳥取縣、島根縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、香川縣、及香川縣	和歌山縣、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、大分縣、宮城縣、高知縣、愛媛縣、香川縣、及福井縣	吳

官士下									
主		看		計		護		科	
海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉	海軍大尉
海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉	海軍中尉
海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉	海軍少尉
海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計	海軍主計
海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長
海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等	海軍一等
海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等	海軍二等
海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等	海軍三等

海軍兵職階

海軍武官階級表									
主		看		軍		機		整	
海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵	海軍一等主計兵
海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵	海軍二等主計兵
海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵	海軍三等主計兵
海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵	海軍四等主計兵

區		分		額	
大將	六、六〇〇圓	各	各	各	各
中將	五、八〇〇圓	各	各	各	各
少將	五、〇〇〇圓	各	各	各	各
佐	四、一五〇圓	各	各	各	各
中	三、二〇〇圓	各	各	各	各
少	二、三三〇圓	各	各	各	各

考 備	各科特務大尉			各科中尉		各科大尉		
	一級	二級	三級	一等	二等	一等	二等	三等
一、中將ニシテ軍令部總長ノ職ニ在ルモノニハ年俸六千四百圓、橫須賀、吳、佐世保ノ各鎮守府司令長官若ハ聯合艦隊司令長官ノ職ニ在ルモノ又ハ艦隊司令長官ノ職ニ在ルモノニシテ聯合艦隊司令長官ノ職ヲ兼タルモノニハ年俸六千二百圓、艦隊司令長官又ハ舞鶴要港部司令官ノ職ニ在ルモノニハ年俸六千圓ヲ給ス 二、大佐ニシテ二萬五千噸以上ノ戰艦、巡洋戰艦又ハ航空母艦ノ艦長ノ職ニ在ルモノ及各科大佐タルコト五年以上ニシテ重要ナル職ニ在ル者ニハ特ニ年俸四千六百圓ヲ給スルコトヲ得	一、七四〇圓	一、九一〇圓	二、〇七〇圓	一、〇二〇圓	一、一三〇圓	一、六五〇圓	一、四七〇圓	一、九〇〇圓
	准士官	少尉候補生	各科特務少尉	准士官	少尉候補生	各科特務少尉	准士官	少尉候補生
	四級	三級	二級	一級	補生	二級	一級	二級
	九三〇圓	一、〇四三圓	一、一五〇圓	一、二二〇圓	六七〇圓	一、三六八圓	一、四七〇圓	一、六三〇圓

海軍下士官以下俸給、生徒及學生手當

區	分	月	額	區	分	手當金額
一等下士官	一級		五五、四〇〇	海軍兵學校生徒	一日	十五錢
	二級		四九、〇〇〇			
	三級		四一、七〇〇			
二等下士官	一級		二八、九〇〇	軍醫學生 藥劑學生 主計學生 大學令ニ依ル大學部ノ學生タル者	一月	四十圓
	二級		二七、四〇〇			
	三級		二三、二〇〇			
三等下士官	一級		二一、六〇〇	前項以外ノ軍醫、藥劑、主計學生	一月	三十五圓
	二級	(特別俸)	一七、八〇〇			
一等兵			一六、〇〇〇	造船生徒	一月	三十四圓
			一三、一〇〇			
			一一、六〇〇			
二等兵			六、二〇〇	造機生徒		
三等兵				造兵生徒		

海軍官衙・學校・團隊所在地

〔官 衙〕
 ○軍令部 東京市麹町區霞ヶ關
 ○海軍省 同
 ○海軍監政本部 同
 ○海軍航空本部 同
 ○水路部 東京市京橋區築地五
 ○海軍技術研究所 同 目黒區三田
 ○海軍燃料廠 德山市
 探炭部 福岡縣糟屋郡志免村
 平壤鑛業部 朝鮮平壤府寺洞
 ○海軍火藥廠 平塚市
 煙藥部 京都府中舞鶴町
 ○鎮守府 橫須賀市稻岡町
 吳鎮守府 吳市
 佐世保鎮守府 佐世保市
 ○要港部 舞鶴要港部 京都府中舞鶴町

大湊要港部 青森縣下北郡大湊町
 馬公要港部 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海要港部 朝鮮慶尚南道鎮海面
 旅順要港部 關東州旅順市
 ○駐滿海軍部 滿洲國新京平安町
 ○海軍人事部 橫須賀市
 橫須賀海軍人事部 札幌市北一條西一丁
 札幌地方人事部 日
 吳海軍人事部 吳市
 金澤地方人事部 金澤市出羽
 大阪地方人事部 大阪市東區大川町
 佐世保海軍人事部 佐世保市
 高松地方人事部 高松市壽町
 ○海軍軍需部 橫須賀市長浦町
 橫須賀海軍軍需部 吳市
 吳海軍軍需部 吳市
 德山軍需支部 德山市
 佐世保海軍軍需部 佐世保市
 舞鶴要港部軍需部 京都府新舞鶴町
 ○海軍港務部

橫須賀海軍港務部 橫須賀市逸見
 吳海軍港務部 吳市
 佐世保海軍港務部 佐世保市
 舞鶴要港港務部 京都府中舞鶴町
 大湊要港港務部 青森縣下北郡大湊町
 馬公要港港務部 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海要港港務部 朝鮮慶尚南道鎮海面
 旅順要港港務部 旅順市東郷町
 ○海軍經理部 橫須賀市稻岡町
 橫須賀海軍經理部 吳市
 吳海軍經理部 吳市
 佐世保海軍經理部 佐世保市
 ○海軍建築部 橫須賀市稻岡町
 橫須賀海軍建築部 佐世保市
 佐世保海軍建築部 佐世保市
 舞鶴要港建築部 京都府中舞鶴町
 ○海軍艦船部 橫須賀市逸見町
 橫須賀海軍艦船部 吳市
 吳海軍艦船部 吳市
 佐世保海軍艦船部 佐世保鎮守府構内
 ○海軍航空廠 橫須賀市浦郷

○海軍工廠・工作部

橫須賀海軍工廠 橫須賀市稻岡町
 橫須賀海軍造兵部 神奈川縣三浦郡田浦町船越
 吳海軍工廠 吳市
 海軍技工養成所 廣島縣加茂郡廣村
 廣海軍工廠 佐世保市
 佐世保海軍工廠 京都府中舞鶴町
 舞鶴海軍工廠 青森縣下北郡大湊町
 大湊要港工作部 臺灣澎湖廳馬公街
 馬公要港工作部 朝鮮慶尚南道鎮海面
 鎮海要港工作部
 ○海軍病院 橫須賀市
 橫須賀海軍病院 靜岡縣賀茂郡竹麻村
 湊海軍病院 吳市宮原村
 吳海軍病院 佐世保市
 佐世保海軍病院 佐賀縣嬉野
 嬉野海軍病院 別府市龜川
 別府海軍病院 京都府新舞鶴町
 舞鶴要港部病院 青森縣下北郡大湊町
 大湊要港部病院

馬公要港部病院 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海要港部病院 朝鮮慶尚南道鎮海面
 ○海軍刑務所 神奈川縣浦賀町
 橫須賀海軍刑務所 吳市稻荷町
 吳海軍刑務所 佐世保市日字福石
 佐世保海軍刑務所
 【學 校】
 海軍大學校 東京市品川區上大崎
 海軍兵學校 廣島縣安藝郡江田島
 海軍機關學校 京都府中舞鶴町
 海軍軍醫學校 東京市京橋區築地五丁目
 海軍經理學校 東京市京橋區築地小田原町三丁目
 海軍砲術學校 橫須賀市楠ヶ浦町
 海軍水雷學校 橫須賀市田浦町
 海軍通信學校 同
 海軍航海學校 同
 海軍工機學校 同 楠ヶ浦町
 海軍潛水學校 吳市吉浦町

○海 兵 團
 橫須賀海兵團 橫須賀市
 舞鶴演習部 京都府郡中舞鶴町
 吳海兵團 吳市
 佐世保海兵團 佐世保市
 ○防 備 隊
 橫須賀防備隊 神奈川縣田浦町
 吳防備隊 吳市
 佐世保防備隊 佐世保市福石町
 舞鶴防備隊 京都府新舞鶴町
 大湊防備隊 青森縣下北郡大湊町
 馬公防備隊 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海防備隊 朝鮮慶尚南道鎮海面
 ○海軍航空部
 霞ヶ浦海軍航空隊 茨城縣稻敷郡阿見村
 橫須賀海軍航空隊 神奈川縣三浦郡追濱
 館山海軍航空隊 千葉縣安房郡館山北條町
 橫濱海軍航空隊 橫濱市金澤町
 木更津海軍航空隊 千葉縣君津郡殿根村
 廣海軍航空隊 廣島縣加茂郡廣村

帝國海軍—海軍官衙・學校・團隊所在地・支那事變中海軍の戦果

佐世保海軍航空隊 佐世保市
 大村海軍航空隊 長崎縣東彼杵郡竹松村
 大湊海軍航空隊 青森縣下北郡大湊町
 佐伯海軍航空隊 大分縣南海郡佐伯町
 舞鶴海軍航空隊 京都府新舞鶴町
 鹿屋海軍航空隊 鹿兒島縣鹿屋町
 鎮海海軍航空隊 朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海面
 旅順海軍航空隊 旅順市東郷町
 ○海軍通信隊 東京市海軍省
 東京海軍通信隊 横須賀市
 横須賀海軍通信隊 横須賀市
 船橋海軍通信隊 千葉縣船橋市
 父島海軍通信隊 小笠原島父島
 大湊海軍通信隊 青森縣大湊町
 稚内海軍通信隊 北海道宗谷郡稚内町
 舞鶴海軍通信隊 京都府中舞鶴町
 吳海軍通信隊 吳市
 佐世保海軍通信隊 佐世保市
 鎮海海軍通信隊 朝鮮鎮海

旅順海軍通信隊 關東州旅順
 馬公海軍通信隊 臺灣澎湖島
 高尾海軍通信隊 臺灣高雄州鳳山街
 ○臨時海軍防備隊 滿洲國哈爾濱
 ○上海海軍特別陸戰隊 上海北四川路

支那事變中海軍の戦果

一、支那軍に與へたる損害

◇艦艇(昭和十二年十月十日現在)
 巡洋艦 七隻(沈没擱坐 八)又は大破
 驅逐艦 一 爆擊沈没
 水雷艇 一 爆擊大破
 測量艦 一 砲擊沈没
 計 一八
 ◇飛行機(昭和十二年十二月一日現在)
 擊墜 一九二 七 一九九
 地上爆破 二一一 七 二一八
 計 四〇三 一四 四一七

二六四

二、我海軍の犠牲

(昭和十二年十二月一日現在)

◇戦死者 一二〇名
 准士官以上 七一名
 下士官兵 八三五名
 計 八三〇名
 ◇飛行機 六〇機

海軍に對する恤兵、國防金品

(昭和十二年十二月一日現在)

國防費 七百四萬六千六百四十圓九十錢
 將兵慰問費 三百五十七萬六千七圓三十一錢
 一般學藝 二百六十八圓四十五錢
 【累計】 千六十二萬二千九百六十六圓六十六錢
 慰問品 二百八萬五千二百八十一點



新品發賣

新品發賣記念

總當り抽籤
 景品付賣出し

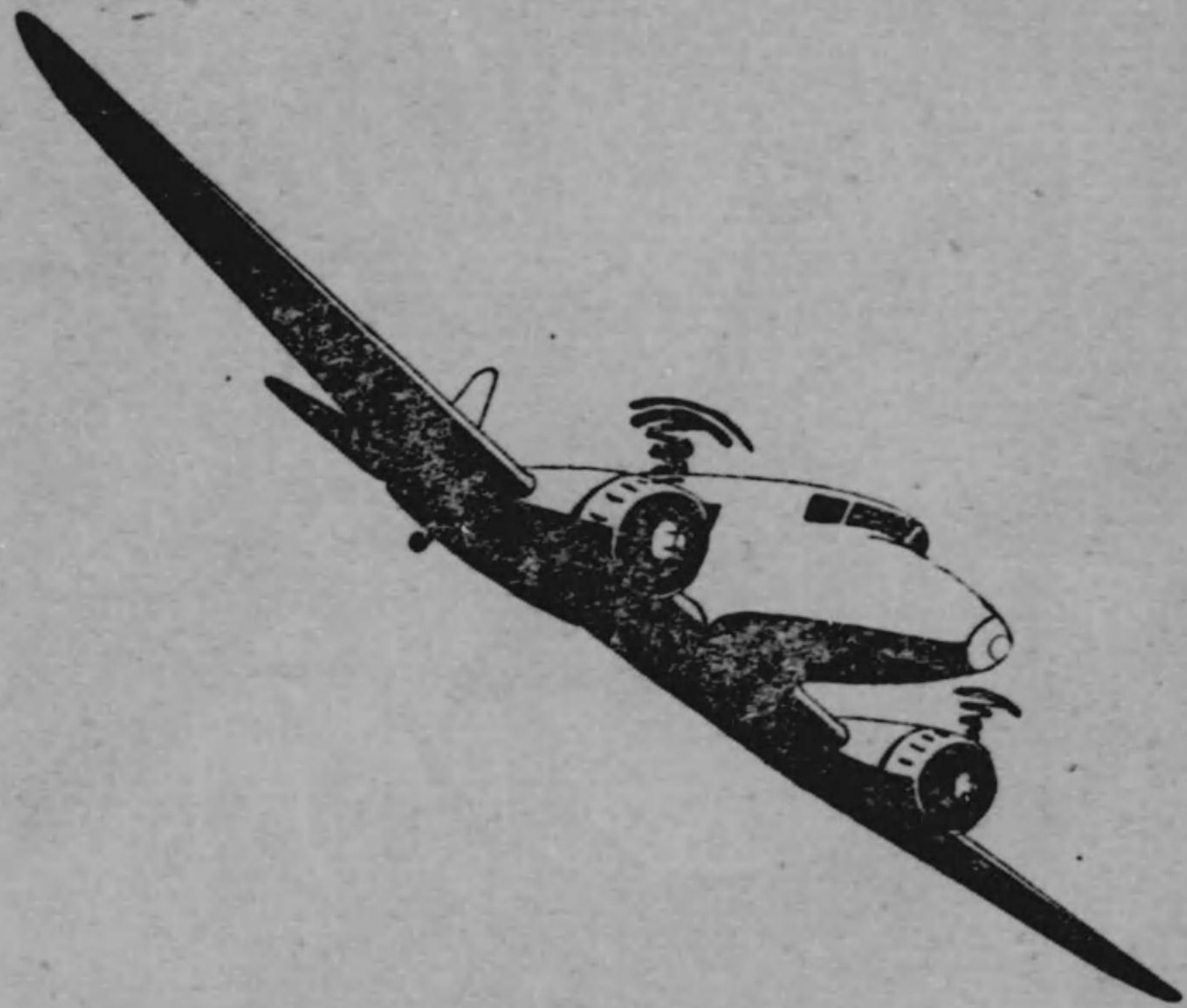
詳細は最寄りの日東紅茶店
 へお問ひ合せ下さい。

純國産

日東紅茶

發賣元 三井物産株式會社 製造元 日東拓殖農林株式會社

廣告



三井物産株式會社 機 械 部

特務機關

諮詢機關

兵馬の大權は 天皇親ら之を總攬し給ふ所なりと雖軍事の進歩と國軍の擴大に伴ひ軍事に關する最高顧問機關として元帥府を又諮詢機關並陸海軍の協調を完からしむべき機關として軍事參議院を設け置せられてある。

元帥府

天皇の軍事上に於ける最高顧問にして元帥府に列せらるゝ陸海軍大將には特に元帥の稱號を賜ふ。元帥は勅を奉じ陸海軍の檢閲を行ふことがある。

〔元帥府に列せられたる者〕

（○印は現存の元帥）

特務機關—諮詢機關

- 彰仁親王 山縣有朋 大山 巖
- 西郷從道 野津道貫 伊東祐亨
- 奧 保鞏 井上良馨 威仁親王
- 東郷平八郎 長谷川好道 貞愛親王
- 川村景明 寺内正毅 伊集院五郎
- 載仁親王 ○守 正 王 上原勇作
- 島村速雄 加藤友三郎 邦 彦 王
- 博 恭 王 武藤信義

軍事參議院

帷幄の下に在て重要軍務の諮詢に應ずる所にして諮詢を待ちて參議會を開き意見を上奏する。

軍事參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長及特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官を以て之れに充て、其高級先任者を以て軍事參議院議長

とす。

〔軍事參議官〕（昭和二・二一・一現在）

- 海軍大將 大角 岑 生
- 同 高 橋 三 吉
- 同 藤 田 尚 德
- 陸軍大將 畑 俊 六
- 陸軍中將 中村孝太郎
- 陸軍中將 鳩 彦 王
- 陸軍中將 齋 彦 王
- 〔陸軍大將に補せられたる者〕
- 西郷隆盛 熾仁親王 山縣有朋
- 彰仁親王 大山 巖 野津道貫
- 能久親王 佐久間佐馬太 川上操六
- 桂 太郎 黒木爲楨 奥 保鞏
- 山口素臣 岡 澤 精 長谷川好道
- 西寛二郎 兒玉源太郎 乃木希典
- 貞愛親王 小川又次 川村景明
- 大島義昌 大島久直 大迫尚敏
- 立見尙文 寺内正毅 井上 光
- 大久保春野 土屋光春 鮫島重雄
- 上田有澤 淺田信興 載仁親王

- 福島安正 安東貞美 中村 覺
- 上原勇作 一戸兵衛 内山小二郎
- 大迫尙道 神尾光臣 井口省吾
- 大谷喜久藏 秋山好古 松川敏胤
- 仁田原重行 本郷房太郎 明石元二郎
- 柴 五郎 島川文八郎 宇都宮太郎
- 大井成元 由比光衛 立花小一郎
- 大庭二郎 河合 操 田中義一
- 福田雅太郎 山梨半造 尾野實信
- 町田經宇 邦 彦 王 守 正 王
- 菊池慎之助 田中弘太郎 鈴木莊六
- 奈良武次 白川義則 宇垣一成
- 菅野尙一 森岡守成 武藤信義
- 井上幾太郎 鈴木孝雄 磯村 年
- 金谷範三 田中國重 菱刈 隆
- 岸本鹿太郎 吉田豊彦 南 次郎
- 畑英太郎 渡邊鏡太郎 緒方勝一
- 林銑十郎 本庄 繁 阿部信行
- 眞崎甚三郎 荒木貞夫 松井石根
- 松木直亮 川島義之 林 仙之
- 植田謙吉 寺内壽一 西 義一

- 岸本綾夫 杉山 元 畑 俊六
- 小磯國昭
- 〔海軍大將に補せられたる者〕
- 西郷從道 樺山資紀 伊東祐亨
- 井上良馨 東郷平八郎 山本權兵衛
- 威仁親王 川村純義 柴山矢八
- 鮫島員規 日高壯之丞 片岡七郎
- 上村彦之丞 伊集院五郎 出羽重遠
- 齋藤 實 瓜生外吉 三須宗太郎
- 島村速雄 加藤友三郎 吉松茂太郎
- 藤井較一 八代六郎 加藤定吉
- 山下源太郎 名和又八郎 村上格一
- 依仁親王 有馬良橋 山屋他人
- 財部 彪 黒井悌次郎 野間口兼雄
- 柄内曾次郎 博 恭 王 鈴木貫太郎
- 竹下 勇 小栗孝三郎 岡田啓介
- 井出謙治 百武三郎 安保清種
- 加藤寛治 谷口尙眞 山本英輔
- 大角岑生 山梨勝之進 野村吉三郎
- 小林躰造 中村良三 末次信正
- 永野修身 高橋三吉 藤田尙徳

○米内光政 百武源吾

陸海軍特務機關

一、侍從武官府

侍從武官府に侍從武官長及侍從武官を置く、其任務は 天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上、奉答及命令の傳達に任じ、觀兵、演習行幸其他祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從するに在り。

侍從武官長は陸海軍大中將を以て之に親補し侍從武官は陸海軍將校を以て之に補す。

〔侍從武官〕 (昭和二二・二二現在)

- 武官長 陸軍中將 宇佐美興屋
- 武官 海軍少將 平 田 昇
- 海軍大佐 遠 藤 喜一
- 陸砲、大佐 酒 井 康
- 海軍中佐 山澄貞次郎
- 陸騎、中佐 四手井綱正
- 陸歩、中佐 後 藤 光 藏
- 陸砲、中佐 澤本理吉郎

二、皇族附及王公族附武官

陸海軍武官たる皇族(王)に附屬し各兵科佐尉官を以て之に補す、其附屬する皇族(王公族)の威儀整飾を奉助し、行軍、觀兵、演習、其他の軍務及祭儀、禮典、宴會等に隨從するを任とす。

武官に在らざる皇子(公)に特に皇族(王公族)附武官を附屬せらるゝことがある。

三、陸軍將校生徒試験委員

陸軍將校生徒の召募試験に任ず。委員を分ちて常置委員及臨時委員の二とす。常置委員は教育總監部に置き、陸軍豫科士官學校生徒及陸軍幼年學校生徒の召募試験に關する事項を調査立案し、此等生徒の志願書類を審査し且召募試験の成績を調査す。臨時委員は各検査場に就き試験を實施するものにして各師團長部下將校中より所要の人員を選び之を命ず。

四、海軍生徒採用試験委員

特務機關—陸海軍特務機關、特務機關に準ずるもの

海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校生徒志願者の採用試験に任ず。委員長は海軍次官を以て充て、委員は常置及臨時委員の二とす。常置委員は採用規格試験問題其他、試験に關する事項を調査立案し、志願者の審査試験の實施及試験成績の調査に任ず。臨時委員は各試験場に就き試験の實施に任ずるものにして、其の都度海軍大臣之を命ず。

五、外國駐在員

學術研究の爲外國に派遣する陸軍將校及海軍士官同相當官なり。

〔特務機關に準ずるもの〕

一、陸軍衛生部、獸醫部將校學生並經理部、衛生部及陸醫部依託學生、依託生徒。

1、將校學生 學術研究の爲大學令に依る大學の大学院若しくは研究科、

傳染病研究所、醫學專門學校研究科又は陸軍々醫學校に入學する衛生部將校及獸疫調査所に入營する獸醫部將校とす。

2、依託學生、依託生徒 衛生部依託學生、獸醫部依託學生は大學令に依る大學の學部學生より採用し、衛生部依託生徒、獸醫部依託生徒は所定の專門學校生徒より採用す。

三、海軍醫學生 醫科學生、主計學生、造船學生、造船學生、造兵學生、造船生徒、造船生徒、造兵生徒。

前項陸軍の各學生生徒に略同じ。

三、外國留學生

陸海軍在職及休職武官にして軍事研究等の爲私費を以て外國に留學を許されたる者を謂ふ。

四、大(公)使館附武官、同輔佐官、外國駐在官、印度駐劄武官

特種の任務を有し外國に派遣せられあり。



優良國産

宮田の自轉車
 小型自動車
 オートバイ
 航空機

株式会社

宮田製作所

東京市蒲田区雑色町
 支店・東京 大阪 福岡

軍關係の國家的施設

學校教練

國民の心身を健全に發達せしめ其資質を向上し、以て國力を増進し國運の隆昌を圖るは内外の情勢に鑑み最も緊要の要務にして、此目的の達成は主として之を教育の效果に待たざるべからず。

是に於て學校に於ける教練を一層振作して體育を促進すると共に徳育を裨補し併せて國防能力の増進を圖る必要を生じ現役將校を配屬して之に任せしめ、又現下青年教養の施設は逐年發達の趨勢に在りて雖尙未だ十分ならざるものあるを以て青年訓練の制を定め、一般青年に對して適切なる訓練を行ふに至れり。

軍關係の國家的施設—學校教練

に對し在營年限の短縮を伴ふが故に、其國家産業の進展に及ぼす效果も亦頗る大なりと謂ふべし。

學校教練及青年訓練は文部大臣の主管に屬するも、此等訓練の成否は國防上重大の意義を有するに鑑み陸海軍は特に熱誠以て切實なる援助を與へ、最善の努力を費して成果の向上に違算なきことを期すること肝要である。

陸軍現役將校學校配屬令

(大正十四年四月勅令 第一一三五號)

第一條 官立又ハ公立ノ師範學校、中學校、實業學校、商業學校、大學豫科、專門學校、高等師範學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所又ハ青年學

校教員養成所ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲陸軍現役將校ヲ當該學校ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ規定ニ依ル將校ノ配屬ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ配屬將校ハ教練ニ關シテハ當該學校長ノ指揮監督ヲ承ク

第二條 私立ノ中學校、實業學校、高等學校、大學豫科若ハ專門學校又ハ兵役法施行令第百條第三號ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル私立學校ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲當該學校ノ申請ニ因リ陸軍現役將校ヲ之ニ配屬スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ將校ヲ配屬スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス
 大學學部ノ申出アルトキハ前二項ノ規定ニ準ジテ陸軍現役將校ヲ之ニ配屬スルコトヲ得

第三條 陸軍大臣及文部大臣ハ特別ノ事

軍關係の國家的施設—學校教練

二七二

由アルトキハ本令ニ依リ將校ノ配屬ヲ止ムルコトヲ得

第四條 陸軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ將校ヲ配屬シタル學校ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムルコトヲ得

第五條 官立又ハ公共ノ商船專門學校及商船學校ニハ第一條ノ規定ニ拘ラズ將校ヲ配屬セザルコトヲ得

尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ實業學校又ハ同等以上ノ實業學校以外ノ實業學校修業年限二年未滿ノ青年學校教員養成所及夜間ニ於テ教練ヲ課スル學校ニ付テハ第一條及第二條ノ規定ヲ適用セズ

第六條 配屬將校傷痍疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ニ因リ服務シ難キトキハ陸軍大臣ハ文部大臣ト協議シ他ノ現役將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ニ規定スル學校ニシテ大正十四年二月一日以後ニ於テ設立シタルモノニハ當分ノ内將校ヲ配屬セザルコトヲ得

陸軍現役將校配屬令施行規定

第一條 陸軍現役將校配屬令第二條ノ規定ニ依リ陸軍現役將校ノ配屬ヲ受ケントスルトキハ大學ニ在リテハ總長又ハ學長其ノ他ノ學校ニ在リテハ設立者ニ於テ右ノ事項ヲ具シ陸軍大臣及文部大臣ニ宛テタル申請書ヲ文部省ニ提出スベシ

- 一、名稱
- 二、位置
- 三、入學資格、修業年限
- 四、學生生徒定員、現在學生生徒學年別及學級別員數
- 五、屋外體操場ノ區域及面積
- 六、武器及其附屬物ノ種類並員數

七、現在體操科教員ノ氏名略歴

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ現役將校ノ配屬ヲ止ムルコトアルベシ

- 一、兵役法施行令第百條第三號ノ規定ニ依リ認定セラレタル學校ニシテ其ノ認定ヲ取消サレタルトキ
- 二、教練ノ成果ヲ舉グル見込ナキトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年ニ現役將校ノ配屬ヲ受ケントスルモノハ第一條ノ申請書ヲ四月三十日迄ニ提出スベシ

陸軍現役將校配屬令及大正十四年勅令第二百四十六號ノ特例ニ關スル件

(昭和十二年八月九日勅令第四百十一號)

陸軍現役將校配屬令及大正十四年勅令第二百四十六號ニ依リ配屬スル陸軍現役將校ハ當分ノ内昭和八年勅令第

十二號ニ依リ充用シタル陸軍ノ豫備役又ハ後備役ノ各兵科佐尉官ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校教練檢要目

(昭一二、五、三一文部省訓令)

陸軍現役將校ノ配屬ヲ受ケタル學校ニ於ケル教練ハ本教授要目ニ據リ土地ノ

情況ト學生生徒ノ心身ノ發育情況トニ適切ナル教授細目ヲ定メテ之ヲ實施スベキモノトス學校長及地方長官ハ克ク此ノ趣旨ヲ體シ之ガ取扱上遺憾ナキヲ期シ以テ教練實施ノ本旨ヲ貫徹センコトニカムベシ

尙當分ノ内教練ノ資料整備セザル場合ニ於テハ本教授要目ノ趣旨ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

一 教材

各個教練 部隊教練 射擊 敬禮・閱兵・分列 指揮法 陣中勤務 距離測量 測圖 軍事講話 戰史 其ノ他

二 教材の配當

○師範學校(本科第一部)
○中學校
○實業學校(修業年限五年以上)

部 隊 教 練	學 年	
	第一學年	第二學年
各 個 教 練	基本各個教練(徒手)	同
	上	上
	基本各個教練(執銃)	戰團各個教練(執銃)
	戰團各個教練(執銃)	戰團各個教練(執銃)
	戰團各個教練(執銃)	戰團各個教練(執銃)
部 隊 教 練	分隊密集教練(徒手)	分隊密集教練(執銃)
	小隊密集教練(徒手)	小隊密集教練(執銃)
	中隊密集教練(執銃)	中隊密集教練(執銃)
	分隊戰團教練(徒手)	分隊戰團教練(執銃)
	中隊戰團教練(執銃)	中隊戰團教練(執銃)
同	同	同
上	上	上

軍關係の國家的施設—學校教練

二七三

部隊教練	射擊	敬禮	分閱	指揮法	陣中勤務	距離測量	測圖
分隊密集教練(徒手)	徒手各部敬禮	徒手各部敬禮	分閱徒手(徒手)	助隊長ノ動作	搜索警戒特ニ歩哨斥候等(各個)通信ノ傳達法特ニ傳令連絡兵遞傳等	目歩測	地形地物ノ現示方法
分隊密集教練(徒手)	豫行演習	同上	同上	同上	同	同上	要寫景圖
分隊密集教練(徒手)	豫行演習	同上	同上	同上	同	同上	斷要寫面景圖
同上	實狹豫包窄行射射擊	同上	同上	同上	同上	同上	同上

軍事講話	其他
各兵種ノ職能及戰鬥一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護(消毒、防毒面ノ使用法等) 衛生及救急法 手榴彈投擲法等
軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要 國防 化學戰 列國軍事ノ趨勢	

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ關シテハ修身ト聯絡ヲ保チ適時述義シテ聖旨ヲ奉體セシムベシ
 - 二 行進ノ歩幅及速度ハ學年ニ應ジ適宜之ヲ定ムベシ
 - 三 狹窄射擊ハ依托伏射、膝射、伏射毎年各一回以上之ヲ行ヒ實包射擊ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
 - 四 旗信號ハ必要ニ應ジ之ヲ課スルコトヲ得
 - 五 既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムベシ
 - 六 低學年ノ教授ニ當リテハ高學年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
 - 七 軍事ニ關スル諸設備及各種演習ノ見學ハ適宜之ヲ行フベシ
- 實業學校(入學資格 高等小學校卒業程度)
修業年限 三年

教材	第一學年	第二學年	第三學年
各個教練	基本各個教練(徒手)	基本各個教練(執銃)	基本各個教練(執銃)
戰術	戰術各個教練(徒手)	戰術各個教練(執銃)	戰術各個教練(執銃)

測	距離測量	陣中勤務	指揮法	分閱敬	射擊	部隊教練
地形圖、地物、現示方法	歩目測	搜索警戒特ニ歩哨斥候等 (各個) 通信ノ傳達法特ニ傳令連絡兵遞傳等	小分助 隊隊教 長長助 ノノ手 動動動 作作作	分閱徒徒 列兵部各 (徒徒ノノ) 敬敬敬 手手禮禮	豫行演習	小分隊密集教練(徒手)
要寫景圖	音目步 響測	行軍宿營給養特ニ露營幕營廠營野外炊事等	同	分閱執執 列兵部各 (徒徒ノノ) 執執執 銃銃銃	狹窄行射擊	小分隊密集教練(徒手) 中分隊密集教練(徒手) 小分隊密集教練(徒手)
斷要寫面圖	同	同	中小分 隊隊隊 長長長 ノノ手 動動動 作作作	分閱執執 列兵部各 (執執ノノ) 敬敬敬 銃銃禮禮	實狹豫 包窄行射擊	中小分隊密集教練(徒手) 中分隊密集教練(徒手) 小分隊密集教練(徒手)

其	軍事講話	其他
	各兵種ノ職能及戰闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護(消毒、防毒面ノ使用法等) 衛生及救急法 手榴彈投擲法等

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ關シテハ修身ト聯絡ヲ保チ適時述義シテ聖旨ヲ奉體セシムベシ
- 二 行進ノ歩幅及速度ハ學年ニ應ジ適宜之ヲ定ムベシ
- 三 狹窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射毎年各一回以上之ヲ行ヒ實包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
- 四 旗信號ハ必要ニ應ジ之ヲ課スルコトヲ得
- 五 既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムベシ
- 六 低學年ノ教授ニ當リテハ高學年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
- 七 軍事ニ關スル諸設備及各種演習ノ見學ハ適宜之ヲ行フベシ

左ノ教材ヲ適宜配當シテ之ヲ實施スベシ

注意

- 一 高等學校尋常科ニ於ケル教練ハ中學校ニ於ケル教練ニ準ズ
- 二 師範學校、中學校及實業學校ニ於ケル既習事項ニ習熟セシメ特ニ指揮法ノ程度ヲ高ムベシ

- 高等學校
- 大學豫科
- 專門學校
- 高等師範學校
- 實業學校教員養成所
- 青年學校教員養成所

軍關係の國家的施設—學校教練

- 各個、部隊教練
- 射擊
- 指揮法
- 陣中勤務
- 軍事講話

軍關係の國家的施設—學校教練

- 三 部隊教練ニ於テハ簡易ナル大隊教練ヲ行フコトヲ得
- 四 射撃ニ於テハ毎年二回以上狹窄射撃ヲ行ヒ尙設備ノ許ス場合ニ於テハ一回以上實包射撃ヲ行フベシ
- 五 軍事講話ニ於テハ外國軍制ノ要綱竝ニ諸兵聯合作隊運用ノ初步ヲモ教授スベシ
- 六 專門學校ニ於テハ其ノ種類ニ依リ當該學科ニ適應スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ

三 每週教授時數及毎年野外演習日數

- 得又高學年ニ於テ戰史ノ概要ヲ授クルコトヲ得
- 七 軍事ニ關スル諸設備及各種演習ノ見學ハ適宜之ヲ行フベシ
- 大學
高等學校大學豫科等ニ於テ課シタル事項ヲ適宜配當シテ實施スベシ
尙戰史ノ概要ヲ授クベシ
- 注意
一 戰史ニ於テハ内外國戰史ヲ講述シ其ノ一般ヲ會得セシムベシ

- 二 大學ニ於テハ其ノ專門ノ種類ニ依リ將來ヲ考慮シ當該學科ニ適應スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得
- 三 設備ノ許ス場合ニ於テハ毎年一回以上實包射撃ヲ行フベシ
- 四 軍事ニ關スル諸設備及各種演習ノ見學ハ適宜之ヲ行フベシ

二八〇

中 學 校	師範學校		實業學校		學 校 種 別	學 年 別	每週教授時數 數演習日數
	第一部	第二部	修業年限	修業年限			
中 學 校	各學年	各學年	第一學年	第二學年	中 學 校	第一學年	二
	第一學年	第一學年	第三學年	第三學年		第二學年	二
中 學 校	各學年	各學年	第四學年	第四學年	中 學 校	第三學年	三
	第二學年	第二學年	第五學年	第五學年		第四學年	一・五
中 學 校	第一學年	第一學年	第一學年	第一學年	中 學 校	第五學年	二
	第二學年	第二學年	第二學年	第二學年		第六學年	二
中 學 校	第一學年	第一學年	第三學年	第三學年	中 學 校	第六學年	四
	第二學年	第二學年	第四學年	第四學年		第七學年	四

實業學校	修業年限		學 校 種 別	學 年 別	每週教授時數 數演習日數
	四 年	五 年			
大 學	第一學年	第二學年	大 學	第一學年	二
	第二學年	第三學年		第二學年	二
大 學	第三學年	第四學年	大 學	第三學年	三
	第四學年	第五學年		第四學年	三
大 學	第五學年	第六學年	大 學	第五學年	四
	第六學年	第七學年		第六學年	四

注意

- 一 師範學校ニ在リテハ本科第一部、第二部共最終學年ニ於テ三週間ノ軍事講習ヲ兵營又ハ野營地ニ於テ行フモノトス但シ其ノ一週間以内ヲ前年ニ繰上ゲテ行フコトヲ得
- 二 師範學校本科卒業者以外ノ者ニシテ專攻科ニ在學スル者ニ關シテハ本科第一部第五學年ニ準ズ
- 三 高等學校尋常科ニ關シテハ中學校ニ準ズ
- 四 實業學校中工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程及水産學校規程ニ夫々規定シタル實業學校第二部ニ關シテハ實業學校最高學年ニ準ズ
- 五 本表ノ日時數ハ最少限度ヲ示ス

軍關係の國家的施設—學校教練

二八一

陸軍現役將校配屬學校教練查閱規程

第一條 陸軍現役將校查閱規程及大正十四年勅令第二百四十六號ニ依リ學校ノ教練ヲ查閱セシムル將校ヲ教練查閱官ト稱ス

第二條 教練查閱官ハ師團長又ハ軍司令官(朝鮮軍司令官ヲ除ク以下之ニ同ジ)之ヲ命ズ

陸軍大臣ハ臨時ニ教練查閱官ヲ命ジ查閱スベキ學校ヲ指定シテ其ノ教練ヲ查閱セシムルコトアルベシ

第三條 教練ノ查閱ハ師團司令部附將校ヲ配屬シタル學校ニ在リテハ師管毎ニ聯隊附又ハ官衙附將校ヲ配屬シタル學校ニ在リテハ當該聯隊又ハ官衙毎ニ一名ノ教練查閱官ヲ置キ當該師團司令部又ハ聯隊若ハ官衙附ノ將校ヲ配屬シタル學校ニ付之ヲ行ハシム但シ學校多數ナルトキハ二名以上ノ教練查閱官ヲシテ分擔查閱セシムルコトヲ得

長ノ隷下ノ將校ヲ配屬シタルモノニ在リテハ近衛師團長ニ於テ、臺灣軍司令官、關東軍司令官又ハ支那駐屯軍司令官ノ隷下ノ將校ヲ配屬シタル學校ニ在リテハ當該軍司令官ニ於テ、第十九又ハ第二十師團ノ管區(陸軍召集規則第九十六條ノ管區ヲ謂フ以下之ニ同ジ)内ニ在ル學校ニ在リテハ第十九又ハ第二十師團長ニ於テ前項ノ規定ニ準ジ教練查閱官ニ其ノ擔任ヲ命ズベシ

第六條 教練ノ查閱ハ毎年度(四月一日ヨリ其ノ翌年三月三十一日迄)内ニ於テ各學校ニ付少クモ一回之ヲ行フヲ例トス

第七條 師團長ハ關係ノ地方長官(地方長官ノ管轄セザル學校ニ在リテハ當該學校長)又ハ樺太長官、第十九又ハ第二十師團長ハ朝鮮總督、臺灣軍司令官ハ臺灣總督、關東軍司令官ハ滿洲國駐劄特命全權大使(滿洲國特命全權大使ノ管轄ニ屬セザル學校ニ在リテハ當該學校長)支那駐屯軍司令官ハ當該學校長ト協議シテ教練查閱日割表ヲ作製シ之ヲ查閱ヲ受クベキ學校長ニ通知シ且陸軍大臣ニ報告スベシ

第八條 教練查閱官學校ノ教練ヲ查閱シタルトキハ當該學校長立會ノ上配屬將校ニ對シ所見 開示スベシ

第四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 教練查閱官ハ查閱ヲ了シタルトキ其ノ結果ニ基キ左ノ事項ヲ記載シタル教練查閱報告書ヲ調製シ其終了後二十日以内ニ師團長又ハ軍司令官ニ提出スベシ

第十一條 教練ノ成果ヲ學ブル見込ナシト認メタル學校ニ關スル報告其ノ他急ヲ要スル報告ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ其都度教練查閱官ハ師團長又ハ軍司令官ニ師團長又ハ軍司令官ハ陸軍大臣ニ之ヲ提出スベシ

配屬將校ハ當該學校ヲ中途退學スル者(入營ノ爲休學スル者及之ニ準ズル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及其研究科選科等ノ別科(正科トシテ教練ヲ課シアルモノニ限ル以下之ニ同ジ)ヲ修了又中途退學スル者ニ對シテハ其ノ教練ノ成績ヲ檢定シ其ノ可否ヲ決定スベシ但シ中學校及之ト同等程度ノ學校ヲ中途退學スル者及其ノ研究科選科等ノ別科ヲ修了又ハ中途退學スル者ニ在リテハ當該學校ニ入學スル以前ニ在セル學校(以下之ヲ前學校ト稱ス)ノ一ニ於テ檢定ヲ受ケタル者ニ限り檢定ヲ行フ

軍關係の國家的施設—學校教練

第十條 師團長又ハ軍司令官ハ前條ノ報告書ニ基キ左ノ事項ヲ記載シタル管内教練查閱報告書ヲ調製シ四月二十五日迄ニ陸軍大臣ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍關係の國家的施設—學校教練

ケル檢定ニ合格シタル者ニ限り合格ト爲ス事ヲ得

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ前三項ノ規定ヲ適用セズ

一 戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者

二 現役ヲ終リタル者及現役ニ服スル義務ナキニ至リタル者但シ第一補充兵トシテ教育召集ニ應召スル義務アル者ヲ除ク

三 身體ノ故障ニ因リ當該學校ニ在學中教練ヲ課セラレザル者

第二條 右ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教練ノ檢定ニ於テ之ヲ合格ト爲スコトヲ得ズ

一 正當ノ理由ナクシテ屢ニ教練ニ闕席シタル者、其ノ他教練實施ニ於テ怠慢ナリシ者、思想正順ヲ缺ク者又ハ素行不良ナル者ニシテ屢ニ訓戒ヲ受クルモ改悛セザルモノ

二 前學校ニ於ケル檢定ニ合格シタルト否トニ拘ラズ其ノ成績不良ナル者

三 師範學校在學者ニシテ正當ノ事由ナク當該學校ノ軍事講習ヲ受ケザリシモノ

前條ノ規定ニ依リ合否ヲ決定スルニハ最終學年以前ノ學年及前學校ニ於ケル教練ノ成績ヲ參酌スルコトヲ要ス

第三條 第一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル教練ノ檢定ヲ受クル者ニシテ當該學校ニ入學スル前配屬將校ニ依リ教練ヲ受クルコトヲ得ザリシモノト雖モ前條第一項第一號乃至第三號ノ規定ニ該當セザル限り合格ト爲スコトヲ妨ゲズ

第四條 配屬將校ハ毎年當該學校ノ前學年中ニ於テ實施セル檢定ノ結果ヲ集録シタル教練檢定原簿(附錄第一様式省略)正副二通ヲ調製シ正本ハ配屬將校之ヲ保管シ副本ハ五月三十日迄ニ所管長官ニ提出スベシ

教練檢定原簿ノ正本及副本ハ十二年間保管スルモノトス

第五條 配屬將校ハ第一條ニ規定スル教練ノ檢定ヲ行ヒ其ノ合否ヲ決定シタルトキハ之ヲ本人ニ通告シ且合格シタル者ニシテ教練檢定ノ合格ニ關スル證明書ノ下附ヲ顯出ツルモノアルトキハ前條ノ教練檢定原簿ニ基キ教練檢定合格證明書(附錄第二様式省略)ヲ調製シテ之ヲ下付スベシ

師範學校ノ配屬將校ハ其ノ年當該學校ヲ卒業スベキ者ニシテ教練檢定ニ不合格見込ノモノノ本籍地及氏名ヲ二月末日迄ニ到着スル如ク本人本籍地ノ聯隊區司令官ニ通知スベシ

師範學校ノ配屬將校ハ短期現役兵トシテ服役スル者ニシテ教練ノ檢定ニ合格セザル者ニ對シテハ其ノ本籍地及氏名ヲ本人本籍地ノ聯隊區司令官ニ通知スベシ但シ前項ノ通知ト相違ナキトキハ其ノ旨通知スルコトヲ以テ足ル

第六條 配屬將校ハ當該學校ニ於テ教練ヲ受クル者ニシテ兵役法施行令第三十

一條第三項ノ規定ニ依リ陸軍大臣ノ定メタル程度ノ課程ヲ修得セルモノ(前條ニ規定スル教練檢定合格證明書ヲ下附シタル者ヲ除ク)ニ對シテハ本人ノ申出ニ依リ退學ノ際教練證明書(附錄第三様式省略)ヲ下附スベシ

第七條 所管長官ハ第四條ノ規定ニ依ル教練檢定原簿ニ基キ學校教練檢定結果表(附錄第四様式省略)ヲ調製シ六月三十日迄ニ到着スル如ク陸軍大臣ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校教練及青年訓練修了者檢定規程ハ之ヲ廢止ス

學校教練及青年訓練修了者檢定規程第一章ノ規定ニ依リ檢定ヲ受ケ合格シタル者ハ本令ニ依リ檢定ヲ受ケ合格シタル者ト看做ス

海軍現役武官商船學校等配屬令

(昭和十一年十一月十日) 勅令第三九四號

第一條 公立商船學校又ハ朝鮮總督府遞信局海員養成所ニ於ケル生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ當該學校又ハ海員養成所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル武官ノ配屬ハ海軍大臣文部大臣又ハ朝鮮總督ト協議シテ之ヲ行フ

配屬武官ハ教練ニ關シテハ當該學校長又ハ海員養成所長ノ指示及監督ヲ承ク

第二條 海軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ武官ヲ配屬シタル學校又ハ海員養成所ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

公立商船學校教練檢定要目

一 教材

陸戰教練、手旗信號法、海軍諸例則大要、艦船兵器機關ノ大要、軍事講話

二 教材ノ配當

商船學校(修業年限四年以上)

三 每週教授時數並毎年野外演習日數

四 學年制

第一、二學年 每週二時間 野外演習日數 四日

第三、四學年 每週二時間 同 六日

五學年制

第一、二學年 每週二時間 野外演習日數 四日

第三、四五年 每週二時間 同 五日

海軍現役武官配屬商船學校等配屬令等ノ教練查閱規程

第一條 海軍現役武官商船學校等配屬令

第二條ノ規定ニ依リ公立商船學校又ハ朝鮮總督府遞信局海員養成所(以下海員養成所ト稱ス)ノ教練ヲ査閲セシム

軍關係の國家的施設—學校教練

- ル海軍將校ヲ教練査閱官ト稱ス
- 第二條 教練査閱官ハ公立商船學校ニ在リテハ當該鎮守府司令長官又ハ其命スル將官タル海軍將校トシ海員養成所ニ在リテハ鎮海要港部司令官トス
- 第三條 教練ノ査閱ハ各公立商船學校又ハ海員養成所ニ就キ毎年四月一日ヨリ其翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ少クトモ一回之ヲ行フモノトス
- 第四條 海軍大臣ハ前二條ノ規定ニ依ルノ外必要ニ應シ將官タル海軍將校ニ教練査閱官ヲ命シ公立商船學校又ハ海員養成所ヲ指定シテ其教練ヲ査閱セシムルコトアルヘシ
- 第五條 鎮守府司令長官ハ關係地方長官鎮海要港部司令官ハ朝鮮總督ト協議シテ教練査閱日程ヲ定メ査閱ヲ受クヘキ各公立商船學校長又ハ海員養成所長ニ之ヲ通知シ且海軍大臣ニ報告スヘシ

- 第六條 教練査閱官公立商船學校又海員養成所ノ教練ヲ査閱シタルトキハ當該學校長又ハ海員養成所長立會ノ上査閱ノ成績ニ付配屬武官ニ訓示スヘシ
- 第七條 海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命スル教練査閱官ハ査閱ヲ終了シタルトキハ其結果ヲ鎮守府司令長官ニ報告スヘシ
- 第八條 鎮守府司令長官又ハ鎮海要港部司令官ハ査閱ノ結果前條ノ報告ニ基キ左事項ヲ記載シタル報告書ヲ作製シ査閱終了後二十日以内ニ海軍大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 一 査閱實施ノ要領
- 二 成績概要
- 三 所見
- 四 其他必要ト認ムル事項

- 第一條 海軍豫備生徒タル水産講習所遠洋漁業科學生ニ對スル軍事學ノ教授及教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ水産講習所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 配屬武官ハ軍事學ノ教授及教練ニ關シテハ水産講習所長ノ指示及監督ヲ承ク
- 第三條 海軍大臣ハ海軍省教育局長又ハ特ニ命ズル現役將校ヲシテ水産講習所遠洋漁業科ニ於ケル軍事學ノ教授及教練ノ實施ノ狀況ヲ査閱セシムルコトヲ得

二八六

(昭和十二年四月一日) 勅令第八十八號

(昭和十二年六月十七日) 海軍省令第十三號

業科ニ於ケル軍事學ノ教授及教練實施ノ狀況ヲ査閱セシムル海軍將校ヲ教練査閱官ト稱ス

- 第二條 教練査閱官ハ特ニ命ズル場合ヲ除クノ外海軍省教育局長トス
- 第三條 軍事學及教練査閱ハ每年少クトモ一回之ヲ行フモノトス
- 第四條 教練査閱官ハ水産講習所長ト協議シテ査閱日程ヲ定メ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ
- 前項ノ協議及報告ハ査閱實施期日ヨリ二週間前ニ之ヲ爲スモノトス
- 第五條 教練査閱官査閱ヲ行ヒタルトキハ水産講習所長立會ノ上査閱ノ成績ニ付配屬武官ニ訓示スベシ
- 第六條 教練査閱官ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ作製シ査閱終了後二十日以内ニ海軍大臣ニ提出スベシ
- 一 査閱實施ノ要領
- 二 成績概要
- 三 所見

軍關係の國家的施設—學校教練、青年學校

四 其ノ他必要ト認ムル事項 附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年學校

青年學校令

(昭和十年三月卅日) 勅令第四十一號

- 第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス
- 第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合、及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村學校組合ニ準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ

- 第一條 設クルコトヲ得
- 第三條 商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス
- 第四條 私人ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 青年學校ノ設置廢止ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 青年學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六條 青年學校ニ普通科及本科ヲ置ク。但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得
- 青年學校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得
- 第七條 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス
- 本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテ

二八七

軍關係の國家的施設—青年學校

ハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、職業科並ニ體操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁

縫科並ニ體操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ズ教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得專修科ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クベシ

第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 青年學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 本令ニ依ラザル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト爲スコトヲ得

青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年學校ト看做ス

前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限り仍從前ノ實業補習學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコトヲ得

青年學校規程

(昭和十年四月一日 文部省令第四號)

第一條 青年學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 名稱
 - 二 位置
 - 三 學則
 - 四 生徒概數
 - 五 開校年月
 - 六 經費及維持ノ方法
- 前項第一號、第二號及第五號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ。第一項第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、校舍其ノ他ノ建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面ヲ添付スベシ

軍關係の國家的施設—青年學校

第二條 青年學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スベシ

第三條 青年學校ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ第一條第一項第一號乃至第四號及第六號ノ事項並ニ變更ノ事由ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第四條 青年學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フベシ

第五條 位置ノ變更ニアラザル校地ノ變更並ニ校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 青年學校ハ學校、試驗場、講習

所等ニ併設スルコトヲ得

第七條 青年學校ニハ土地ノ情況ニ依リ分教場ヲ設クルコトヲ得

第八條 普通科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一號表、女子ニ在リテハ第二號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第一號表

教授及訓練科目	年	
	第一年	第二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目	年	
	第一年	第二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	八〇	八〇
體操科	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

本科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第三號表女子ニ在リテハ第四號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ但シ男子ニ於テ教授及訓練期間ヲ四年ト爲シタル場合ニ在リテハ第三號表ノ第一年乃至第四年、女子ニ於テ教授及訓練期間ヲ二年ト爲シタル場合ニ在リテハ第四號表ノ第一年及第二年ノ時數以上トス

第四號表

教授及訓練科目	年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	七〇	七〇
家事及裁縫科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
體操科	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

研究科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第九條 青年學校ノ專修科ノ教授及訓練期間、入學資格、專修項目其ノ必要ナル事項ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

專修科ニ於テハ專修項目ノ外修身及公民科ヲ課スベシ

第十條 青年學校ノ教授及訓練ハ土地ノ情況ニ應ジ適當ナル時刻及季節ニ於テ之ヲ行フベシ

第十一條 青年學校ノ入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十二條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應ジ之ヲ普通科第二年又ハ本科若ハ研究科ノ第二年以上ニ入學セシムルコトヲ得

第十三條 他ノ青年學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアルトキハ之ヲ相當

科ノ相當年ニ入學セシムルコトヲ得

第十四條 學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スルモノアルトキハ其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年學校ニ委託スルコトヲ得

第十五條 學校長ハ普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證、本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證ヲ授與スベシ

第十六條 公立青年學校ニハ生徒ノ教育ヲ擔任セシムル爲指導員ヲ置クコトヲ得指導員ハ地方長官之ヲ囑託ス

第十七條 青年學校ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 科並ニ教授及訓練期間ニ關スル事項

二 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數ニ關スル事項

三 教授及訓練ノ時刻並ニ季節ニ關スル事項

四 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

五 入學、退學等ニ關スル事項

六 其ノ他必要ナル事項

前項第一號及第二號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號乃至第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ開申スベシ

第十八條 青年學校ニハ學籍簿及出席簿ヲ備フベシ

第十九條 青年學校ニ於テハ平素生徒ヲシテ其ノ修學情況ヲ明ニスヘキ手帳ヲ所持セシムベシ

第二十條 青年學校ニ於テハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校規程及青年訓練所規程ハ之ヲ廢止ス

青年學校令附則第二項ノ青年學校ノ本科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時數ハ四百二十時以上トシ各教授及訓練科目ニ付夫々第八條第三號表ノ第一年ノ時數ヲ下ラザルモノトス

青年學校教授及訓練

科目要旨(要目省略)

(昭和十二年五月二十八日) 文部省訓令第二十號

青年學校教授及訓練要目左ノ通定ム地方長官ハ宜シク各學校長ヲ督勵シ本要目ニ基キ土地ノ情況ニ即シテ適切ナル教授及訓練ヲ爲シ以テ青年學校教育ノ本旨ヲ達成セシメンコトヲ期スベシ

【修身及公民科】

一 常に教育に關する勅語の旨趣を體して生徒を教養すべきは特に青年學校教授及訓練科目要旨に明示せる所なり本要目亦此の根本方針に従ひて制定せり
二 國體觀念を明徴にし國家思想を涵養し特に忠君愛國の大義を明にし獻身奉

公の心操を確立するは本科の眼目なり此の點意を用ひたる所なり
三 修身及公民科は修身と公民科との二科にあらざりして渾然たる一科なり之亦特に留意せる所なり
四 教材は我が國民殊に青年に最須要なる事項を強調し兼ねて其の缺陷として矯正すべき方面を重視して選擇を行ひたり

五 多種多様の教材をなるべく綜合的な題目の下に統合し更に之を一層基本的なるものに歸一せしめんことに力めたり
六 題目及要項は夫等相互の內面的關聯並に夫等と生徒の生活環境との關係に留意し且單調を避け變化あらしむるやう排列せり更に其の排列に於ては相關聯せる事項にして後に來るものは之に先つものの發展たるやう留意したり
七 屢之を繰返して始めて體得せしめ得るが如き事項はなるべく形を變へて諸

所に掲げ年齢經驗等の進むに應じて次第に之を會得せしむることとなしたり
八 題目はなるべく青年の親しみ易き語句を用ふるやう留意したり

【實施上の注意】

一 何れの事項も常に教育に關する勅語の旨趣を體して取扱ふべし
二 修身及公民科は二にあらざると知るべし例へば「國法」に於ても修身の訓を説き「まごころ」に於ても公民の道を示すの用意あるべきなり
三 本要目に示したる所は凡て國民必須の事項なれば妄に省略すべからず實情に即して繁簡宜しきを制し以て實生活に適切ならしめんことを要す
四 本要目は之を自在に活用し日新の社會に適應せしむべし
五 本要目は農村用都市用の別を設けずされば其の運用に於て農村又は都市の實情に適切ならしめんことを要す
六 本科男子に於ける教授及訓練期間を

二年又は三年と爲したる場合の要目は本要目に準據し土地の情況に依り適切に定むべし

七 研究科及專修科の要目は本要目を參酌し土地の情況に適切に之を定むべし
八 教材は努めて之を統合的に取扱ひ次第に一層基本的なるものに歸一せしむべし

今之を本科男子五年制に就て例示せん即ち第一年に於ては多數の事項を七題目に統合して取扱ふと共に更に之等を一の「郷土愛」に統一し同様にして第二年「祖國愛」に第三年「青年」に第四年「國民生活」に第五年「大國民」に歸一せしむるが如し

九 相關聯せる題目又は要項にして之に先つものゝ發展として後に來るものにして其の聯繫を會得せしむるに留意すべし

十 實生活の指導を眼目となすれば常に體験を重んじ修練を旨とすべし知識

の授與に止まるべからず

十一 勤勞青年の純情をそこなふことなく其の天稟素質の啓發助長に力むべし
十二 眞に青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解するは難し指導の任に在るもの日夜研鑽工夫を要する所以なり
【普通學科】
【職業科】
【家事及裁縫科】
【體操科】

一 體操科の教材は青年學校の特質に鑑み簡明にして運動量多く興味深き種目を選び且運動の分類を簡單にせり
二 體操科の教材は青年學校規程第八條の時數に準據し主として基本的なるものを選択したり故に教授及訓練時數多き場合に在りては之を反覆練習せしむるものとす

三 體操科の教材は男子には鍛鍊的種目を女子には保健整容的種目を多く配當し以て男女の特質を發揮せしむることに力めたり
四 體操の教材は生徒の職業等に因る固

癖を矯正する必要上多く伸展運動を採擇せり

五 青年學校生徒の境遇に鑑み各年の教材中より夫々一聯の體操を組立て以て日常生活の中に實行を容易ならしめんことを期せり

六 教練は團體訓練に必要な基本的教材を選び主として正確敏捷なる動作を修練せしめんとす

七 競技の教材は走・跳・投の中より適當なるものを選び兼ねて運動能力検査に資せしめんとす

八 遊戯は主として我が國在來の運動種目中體育的效果大にして青年の志氣を鼓舞するに足るものを選択するに力めたり

九 唱歌遊戯及行進遊戯は教育的にして興味深く且個人的にも團體的にも行ひ得るものを選択せり

【實施上の注意】

一 體操科の教授及訓練は克く生徒の身

武	體	軍	話	20	防空、各兵科の性能、武官の階級、軍隊生活、服役の大意、典令範中必要の事項等 海軍に關しては海軍の任務、海軍軍人の階級、艦船の種類及性能、主要兵器の概略、海軍生活等海軍に關する一般常識
	操	事			
道	技	講	50	第一年及第二年に於ては主として基本體操、應用體操の初歩、小競技を授け年の進むに従ひ應用體操團體技を増加す 劍道等 基本動作、試合等を適宜實施す	
	道	話			

青年學校教練科等查閱令

(昭和十年八月十日 勅令第二百四十九號)

陸軍大臣ハ陸軍現役將校ヲシテ青年學校令又ハ昭和十年勅令第九十一號ニ依ル青年學校ニ於ケル教練科及兵役法施行令第三十一條第三項ノ規定ニ依リ其ノ課程ヲ青年學校ノ課程ト同等以上ト認定シタル學校(陸軍現役將校配屬令又ハ大正十四年勅令第二百四十六號ニ依リ陸軍現役將校ヲ配屬シタル學校、陸軍現役將校配屬令第五條第一項ニ掲グル學校及陸海軍

所屬ノ學校ヲ除ク)ニ於ケル青年學校教練科相當科目ニ關スル查閱ヲ爲サシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十五年勅令第七十八號ハ之ヲ廢止ス

【參照】

大正十四年七月三日公布勅令第二百四十六號ハ文部大臣所轄外ノ學校ニ陸軍現役將校ヲ配屬スルノ件同十五年四月四日勅令第七十八號ハ青年訓練所ニ

於ケル教練查閱ニ關スル件ナリ

青年學校教練科等查閱規程

(昭和十年八月十三日 陸軍省令第八號)

第一條 昭和十年勅令第二百四十九號ニ依ル青年學校等ニ於ケル教練科等ノ查閱ハ各青年學校(其ノ課程ヲ青年學校ノ課程ト同等以上ト認定シタル學校ヲ含ム以下同シ)ニ於ケル教練科(其ノ課程ヲ青年學校ノ課程ト同等以上ト認定シタル學校ニ在リテハ青年學校ニ於ケル教練科相當科目以下同シ)ノ情況

ヲ檢シ當該青年學校ノ課程ヲ修ムル者カ兵役ニ關スル特別ノ資格ヲ具備スルヤ否ヤヲ考察スルト共ニ教練科ノ進歩發達ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 青年學校ニ於ケル教練科ニ關スル查閱ヲ爲サシムル將校ヲ青年教練查閱官ト稱ス

第三條 青年教練查閱官ハ師團長又ハ軍司令官(朝鮮軍司令官ヲ除ク以下同シ)其ノ部下將校ノ中ヨリ之ヲ命ス但シ師團長又ハ軍司令官ハ部下ニ非サル將校ニ當該將校ノ在職スル部隊ノ長ト協議シ青年教練查閱官ヲ命スルコトヲ得

第四條 青年學校ニ於ケル教練科ニ關スル查閱ハ聯隊區(朝鮮、臺灣、關東州滿洲國又ハ支那ニ在リテハ兵役法施行規則第八十一條ニ掲クル上欄ノ地域ニ從ヒ各其ノ下欄ノ師團長又ハ軍司令官ニ於テ適宜定ムル區域以下ニ同シ)毎ニ若干名ノ青年教練查閱官ヲシテ分擔シテ之ヲ行ハシム

軍關係の國家的施設—青年學校

第五條 師團長又ハ軍司令官ハ當該師團長(第十二師團長ニ在リテハ當該師管ニ上海、漢口ヲ加ヘタル地域、兵役法施行規則第八十一條ニ掲クル下欄ノ師團長(第十二師團長ヲ除ク)又ハ軍司令官ニ在リテハ各其ノ上欄ニ掲クル地域以下同シ)内ニ於ケル教練科ニ關スル查閱ヲ指揮監督ス

第六條 師團長又ハ軍司令官ハ教練科ニ關スル查閱ニ關シ查閱ノ要領其ノ他必要ナル事項ヲ青年教練查閱官ニ指示ス

第七條 教練科ニ關スル查閱ハ各青年學校ニ付二年以内ニ少クトモ一回之ヲ行フヲ例トス

第八條 師團長又ハ軍司令官ハ教練科ニ關スル查閱ノ時期ニ關シ關係ノ地方長官(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東州廳長官、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太

ニ在リテハ樺太廳長官、滿洲國(南滿洲鐵道附屬地ヲ含マス)及支那ニ在リテハ領事官(明治三十二年法律第七十號第十九條ニ規定スル領事官ヲ謂フ)以下同シ)ト協議スヘシ

第九條 聯隊區司令官、第十九、第二十師團長又ハ軍司令官ハ青年教練查閱日割表ノ調製及查閱場ノ選定ニ關シ要スレバ支廳長、管理者、學校長、設置者道知事、州知事又ハ廳長ト協議スヘシ

第十條 聯隊區司令官、十九、第二十師團長又ハ軍司令官ハ青年教練查閱官ノ擔任スヘキ青年學校、查閱ノ場所及查閱日割ヲ定メテ查閱ノ日ヨリ概ネ二十日前ニ之ヲ地方長官、道知事、州知事、廳長及青年教練查閱官ニ通知スヘシ但シ聯隊區司令官ニ在リテハ該通知前豫メ師團長ノ認可ヲ受クルモノトス

軍關係の國家的施設—在郷軍人職業輔導の概要

三〇〇

第十一條 師團長又ハ軍司令官ハ豫メ聯隊區毎ニ分チタル青年教練査閲日割表ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

前項ノ査閲日割表ハ當該年ノモノヲ數次ニ分チ報告スルコトヲ得

第十二條 青年教練査閲官教練科ニ關スル査閲ヲ爲シタルトキハ當該青年學校ノ管理者(道府縣立學校ニ在リテハ學校長、私立學校ニ在リテハ設置者又ハ其ノ代表者)立會ノ上學校長(道府縣立學校ノ學校長ヲ除ク)又ハ青年訓練所主事並ニ教練科ヲ擔任スル教諭、助教諭及指導員ニ對シ所見ヲ開示スヘシ

第十三條 青年教練査閲官ハ査閲ノ結果ニ基キ其ノ全般及各青年學校ノ教練科ニ付左ノ事項ヲ記載シタル報告書三通ヲ調製シ査閲終了後二十日以内ニ師團長又ハ軍司令官ニ提出スヘシ

一 教練科成績ノ概要
二 査閲ノ結果ニ付開示シタル所見ノ

要旨

三 將來ニ關スル意見
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第十四條 師團長又ハ軍司令官ハ前條ノ報告書ノ内一通ヲ當該青年學校所管ノ地方長官、道知事州知事及廳長ニ送付シ師團長(第十九、第二十師團長ヲ除ク)ニ在リテハ他ノ一通ヲ當該青年學校所在地ノ聯隊區司令官ニ交付スヘシ

第十五條 師團長又ハ軍司令官ハ毎年左ノ事項ヲ記載シタル管内青年教練査閲報告書ヲ調製シ五月十日迄ニ陸軍大臣ニ提出スヘシ

一 第六條ノ規定ニ依リ指示シタル査閲ノ要領其ノ他ノ事項
二 教練科一般ノ成績
三 將來ニ關スル意見
四 其ノ他必要ト認ムル事項

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在郷軍人職業輔導の概要

〔輔導部設置の趣旨〕 崇高なる兵役義務に服したる兵や永年軍務に従事したる武官に離現役後失業の憂を懐かしめないことは國軍の強みをなす所以であるから内務省に於ては離現役者の爲め特に其の職業紹介機關を活動せしめ離現役者職業紹介の第一線に立ち、又陸海軍兩省、師團或は海軍人事部に就職斡旋機關を設け更に軍事扶助の諸團體を運用し各部隊や内務省所管の職業紹介機關に連繫協力して只管斡旋に努めて居る。尙在郷軍人職業輔導部は財團法入義濟會、同報效會及愛國恤兵會の共同事業として昭和八年創設せられ爾來逐日良好なる結果を現はして居る。軍港所在地に遠隔のものには各地の聯隊區司令部内の職業輔導部に依頼すれば陸海軍の別なく喜んで世話して呉れることとなつてゐる。

〔目的と事業〕 輔導部は陸海軍離現役者、在郷軍人、傷病軍人、軍人遺家族の生業扶助を目的とし次の事業を實施して居る。

一 傷病軍人、軍人遺家族の實情調査

二 傷病軍人の職業再教育及授産其の他の職業輔導並就職斡旋
三 在郷軍人及退團兵の就職斡旋
四 退職武官に對する講習の實施

長を部長とし陸、海軍、内務三省の主任官を幹事として更に退職將校中の奉仕適任者を以て主事とし、左の如く其の體系を整へ献身的努力を繼續し求人求職兩者の利便を計つて居る。

本 部 (陸軍省人事局内)	幹事長	陸軍省人事局恩賞課長	主 事	滿洲	師團司令	第一、三、四、五、十二、十六師團司令部	新京關東軍司令部、奉天〇〇部隊本部、ハルビン〇〇部隊本部、チハル、牡丹江其他
	幹事	陸軍省人事局課員		聯隊區	司令部	七ヶ所	
補 導 部 長	陸軍省	陸軍省人事局局長	主 遣 所 事	海軍人	司令部	七ヶ所	
	人事局長	海軍省人事局局長		臨時派遣	司令部	七ヶ所	
顧 問	東 京	主事書記 若干名	主 遣 所 事	臨時派遣	司令部	七ヶ所	
	府 府	職業課長		臨時派遣	司令部	七ヶ所	

〔師團(軍)就職斡旋委員及海軍人事部門との關係〕 除隊求職者の爲めには各師團(軍)毎に師團(軍)司令部及其の管下部隊並に聯隊區司令部に就職斡旋委員を設け、各海軍人事部に主任者を置き、關係職

業紹介機關等と協力し斡旋に盡力して居るが滿洲事變以來軍隊の本務多忙激甚なるに鑑み輔導部は兩者の連鎖となり各業務を補助し能率の増進を計つて居る。

〔職業紹介所との關係〕 内務省に於ては特に重要都市の職業紹介所に軍人部を設置せしめ或は關係紹介所を指定し專任取扱者を設け且各府縣職業課に對しても在郷軍人の就職に對しては特に考慮する様指示する等特別の考慮を拂つて居る。

軍關係の國家的施設—在郷軍人職業輔導の概要

三〇一

然しながら之が實績の向上を計るには特に軍部職能機關の協力を必要とする状況にあるので、輔導部は退職武官、傷病軍人等特殊の者に對する就職斡旋を行ふと共に、一般除隊者及び在郷軍人の爲軍部關係方面に對する求人開拓に努むる等内務省所管職業紹介機關とは、中央は勿論地方に於ても緊密に連繫協力して之が實績の向上に専念して居る。

〔求職申込の方法〕 求職希望の除隊者在郷軍人、傷病軍人及軍人遺家族は自筆の履歴書を携帶し左記區分に從ひ可成直接出頭申込をなすを宜しとす。

- 一 在郷將校准士官及傷病官人 東京近傍現住者は直接陸軍省内部又第一師團司令部、海軍士官は海軍省人事局へ、其他は海軍人事部又は現住地所管聯隊區司令部等へ
- 二 除隊者及在郷下士官兵 在營間は部隊就職斡旋委員若しは海軍人事部へ、除隊後は海軍人事部人事相談部

又は現住地所管聯隊區司令部若しくは最寄職業紹介所へ

但東京附近現住者中麻布聯隊區管内居住者は東京府職業紹介所軍人部へ又本郷聯隊區管内現住者は東京市聯絡紹介所軍人部へ

- 三 軍人遺家族 現住地所管の聯隊區司令部若しくは最寄職業紹介所へ
- 四 在郷在郷軍人 滿洲國新京關東軍司令部、哈爾濱〇〇部隊本部又は奉天〇〇部隊司令部へ
- 〔求人申込の方法〕 求人上の相談又は求人のある場合は左記箇所へ申込みれば適任者を銓衡して推薦する。
- 一 在郷軍人職業輔導部本部
- 二 各師團司令部就職斡旋委員
- 三 全國聯隊區司令部輔導部主事
- 四 海軍人事部人事相談所
- 五 滿洲國新京關東軍司令部、哈爾濱〇〇部隊本部又は奉天〇〇部隊本部
- 六 其他部隊所在地の職業紹介所

▲ 警備役將校團へ小銃の貸與及實包供給等に關する件

- 一 軍隊教育に妨げなき限り最寄軍隊に於て射撃場を使用せしめ且所要の射撃要具を貸與するものとす。
- 二 射撃當日軍隊保管の現用歩兵、騎銃三十挺以内を貸與するものとす。
- 三 射撃用彈藥は一名一回に付二十發以内とし、團長より最寄軍隊に貸與方を照會するときは一時軍隊保管のものを之に充用し射撃終了後實際發射彈數を精算し團長より右の員數に對する購買注文書を當該軍隊及師管内兵器支廠又は要塞司令部を経て砲兵工廠に送付す。兵器支廠又は要塞司令部は直に該注文に記載の員數を當該軍隊に補充し、工廠より現品受領迄一時其廠の保管員數を缺數とし置くものとす。
- 四 前項に依り貸與する彈藥の出納は當該軍隊係官に於て之に任ずべし。
- 五 射撃場取締及危險豫防に關しては當

該軍隊に於て相當補助を爲すものとす
六 彈藥購買に要する費用は演習費令達費算内を以て支辨するものとす。

▲ 部外團體の兵營及廠舎宿泊 遊軍及軍用物件貸與規程

部外團體にして軍隊生活の見學又軍事研究等の爲兵營(學校を含む以下同じ)又は廠舎に宿泊し、或は軍馬並軍用物件の貸與を願ふものあるときは、師團長(各學校に在りては學校長)は左記各號に準據し軍隊又は學校の教育、内務、經理及衛生に支障を生ぜざる範圍内に於て之を許可することを得。但軍隊規程第八十二條及第八十三條に規定せられたるもの及び師團長に於て特に必要と認むるものにありては、豫め規定を設け部隊長をして許可せしむることを得。

〔軍隊規程規程抜萃〕

第八十二條 入營又は除隊する者にして傳染病交通機關の關係等已むを得ざる事由に因り兵營に宿泊を許可せられたる

軍關係の國家的施設—雜

るものには所要の兵食、被服、陣營具消耗品を供給又は貸與することを得。前項の場合に於て兵食に對しては前條に準じ其實費を徴し其他に對しては特に經費を要したる場合に限り其實費を徴すべし。

第八十三條 部外團體にして軍隊生活の見學又は軍事研究等の爲兵營廠舎に宿泊又軍馬の使用を許可せられたる場合又軍用物件の貸與を願出たる場合に於ける糧秣被服陣營具消耗品練習用具に關する取扱は左の各號に依るべし。
(一)兵營又廠舎に宿泊を許可せられたる場合に於ては左品種に限り之を貸與し又供給することを得。

- イ 寢具
- ロ 陣營具(寢臺其他宿泊上必要な物品)
- ハ 糧食
- ニ 消耗品(燈火、薪炭類)
- (二)軍馬の使用を許可せられたる場合

に於て特に給飼量の増加を要するときは増飼用馬糧を供給することを得
(三)被服、練習用具の貸與を願出たる場合に於ては左の品種に限り聯隊長之を許可することを得。

- イ 着用被服(防雨外套作業衣袴卷脚絆)
- ロ 裝具(背囊、飯盒、水筒、携帶天幕)
- ハ 練習用具
- (四)前各號の貸與品にして兵營、廠舎以外に持出すものに在りては總て當日中午に之を返納せしむるものとす、但し要すれば數日に亘り貸切と爲すことを得。
- 一 兵營若しは廠舎に宿泊を許可する範圍次に掲ぐる團體に限る。但し「ニ」項にありては個人の希望に應ずることを得
- イ 軍隊生活見學又は軍事研究の目的を以て兵營に宿泊を希望するもの
- ロ 軍事教練實施の目的を以て廠舎に

軍關係の國家的施設—雜

宿泊を希望するもの

- ハ 軍事講習の目的を以て兵營若は廠舎に宿泊せしむべき師範學校
- ニ 入隊又は除隊する者にして入(除)隊の直前(後)傳染病、交通機關の關係等止むを得ざる事情に基き兵營に宿泊を希望する者

二 宿泊日數及日課

宿泊日數は三泊以上を例とし其日課は宿泊せしむる部隊長之を定むるものとす、但前號(イ)項以外のものにあつては此限りに非ず。

三 宿泊者の取締

軍隊内務書の規定に準じ宿泊せしむる部隊長所要の取締方法を講じ且成るべく下士卒と雜居を避けしむるものとす

四 軍馬の貸與

馬術又は馭法の修習を希望する者あるときは軍馬(官衙のものを除く)を貸與することを得

五 兵器の貸與

- 左の品種に限り之を貸與することを得
- イ 本目的の爲交付せる師團特別保管の兵器
 - ロ 各部隊保管定數外兵器
 - ハ 各部隊保管演習用器材
 - ニ 兵器の入手用具
- 六 射撃の實施及彈藥の拂下
 - 射撃の實施を希望する者あるときは之を許可することを得但火砲の實彈射撃は之を行はしむることを得ず。空包、實包及狹窄彈は別に定むる所に依り之を拂下ぐることを得但し彈藥の出納及保管は軍部に於て之を掌るものとす
- 七 危害の豫防
 - 實包、狹窄射撃及馬術馭法の修習を實施せしむるに當りては軍隊幹部(射撃にありては將校)指導の下に行はしめ、特に危害の豫防に注意するものとす。
- 八 糧秣、被服、陣營具、練習用具、消耗品の貸與並供給

- 九 軍馬及軍用物件の貸與期間
 - 兵營又は廠舎以外に持出すものは凡て當日中に返納せしむるものとす但要すれば數日に亘り貸切を爲すことを得。
- 十 損傷並失等の場合に於ける處理
 - 貸與したる軍馬及軍用物件を損傷又は亡失したる時は治療修理に要する實費を徴し又評價額を以て之を賠償せしむるを例とす。
- 十一 軍馬及軍用物件の入手洗濯並運搬

三〇四

しては軍隊經理規程第八十二條乃至第八十四條の定むる所に依る。

〔軍隊經理規程抜萃〕

第八十四條 前條の規定に依り貸與又は供給したる物品に要する經費は、附表第七の區分に依り納付せしむるの外、損傷又は亡失したるものに付ては其修理費の實費又は評價額に依り別に賠償せしむるを例とす。

貸與物品の運搬及手入(洗濯を除く)に要する經費は使用團體の負擔とす。

九 軍馬及軍用物件の貸與期間

兵營又は廠舎以外に持出すものは凡て當日中に返納せしむるものとす但要すれば數日に亘り貸切を爲すことを得。

損傷並失等の場合に於ける處理
貸與したる軍馬及軍用物件を損傷又は亡失したる時は治療修理に要する實費を徴し又評價額を以て之を賠償せしむるを例とす。

(附表第七表) 部外團體納付金額區分表

考備	増飼用馬糧代	糧食費	宿泊雜費	保料		區分	一名當額	摘	要
				著用被服	器具				
探援用薪炭ヲ給シタルトキハ使用暖室器ノ數ニ應シ内地ニ在リテハ日額二十錢、朝鮮及滿洲ニ在テハ同額三十五錢ヲ別ニ納付セシムルコトヲ得			〇九錢	〇三錢	〇六錢			洗濯費支辨ノ爲一錢以内ニ加算スルコトヲ得、二品種迄ハ半額トス	
								寢具、陳營具ノ保料及消耗品費トシテ寢具洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得	

十二 衛生

兵營又は廠舎に宿泊を許可せられたる者にして診療を願出づるときは之に應ずることを得、但醫治に要する藥物及消耗品は現品を戻入せしむるを例とす

十三 宿泊並軍馬及軍用物件貸與願出に關する手續並通報

事由を具し部外團體より師團長(部隊長限り許可するもの)に在りては部隊長に願出許可を受けしむるものとす但師團長に願出するものにして軍隊關係のものとは凡て當該關係部隊長を経由するものとす。

▲部外團體に對する彈藥類

拂下手續

一 陸軍造兵廠より直接彈藥類領受の手續

陸軍造兵廠火工廠に願出て同廠の發行する納入告知書に依り代金を其指定する金庫に納入するときは引渡通知書と共に直接現品の送附を受く。拂下願と共に振替貯金にて代金を納入すれば納入告知書の發行を省略す。

二 最寄陸軍部隊より繰替交付に依る

拂下手續

イ 左各部隊中の某一部隊を経て火工廠に願出つると共に經由部隊の收入官吏に即金納付の上同隊より現品を受領す

(一) 師團司令部、臺灣軍司令部、關東軍司令部、兵器支廠(千葉支廠を除く) 要塞司令部

(二) 前號の部隊の屯在せざる地に在りては一衛戍地毎に所管長官の指定する一隊、但師團(軍)司令部に代金納入済のものに限り軍又は師團にて指定する所管軍隊に於て便宜彈藥現品を交付することを得

ロ 軍隊に射撃を願出て軍隊射撃場に於て軍隊監視の下に射撃を爲し且彈藥の出納を軍隊に於て取扱ふ場合に在りては、一時軍隊保管のものを交付し射撃施行後直に實際發射彈數を精算し其員數に應ずる代金を前號(一)若くは(二)部隊に納入し拂下願を其部隊に提出し出願の手續を爲すことを得

支無き場合

軍隊に射撃を願出て軍隊所屬の射撃場に於て軍隊監視の下に射撃を爲し且彈藥の出納は軍隊に於て取扱ふ場合に限る。

六 拂下願に記入すべき事項

イ 讓受の事由、目的及用途

ロ 讓受者の住所、所在地の府縣郡市町村名及所轄警察署名並其所在地

ハ 學校に在りては官公私立の區分及現役將校配屬の有無

ニ 青年學校に在りては其經營者

陸軍現役將校を配屬せる
學校等へ軍用糧食品拂下
に関する件

陸軍現役將校を配屬せる諸學校若は豫後備役將校團並在郷軍人會より軍事知識の普及増進の目的を以て軍用食糧品の拂下を希望し來る場合之が交付に關しては左記に依り取扱ふことに定めらる。

一 拂下の品種及數量は軍隊に於る戰用糧下糧食品中の乾麵麴及罐詰肉にして

銃器彈藥類拂下價格(昭和六年六月一日以降)

名	稱	單位	陸軍造兵廠		陸軍兵器本廠	陸軍兵器本廠
			拂下分	廠拂下の分		
三八式步兵銃	(附屬品共)	一	五六円四〇	一三圓	小銃擬製彈(挿彈子紙函共)	一〇〇
三十年式銃劍	(屬品共)	一	八・四〇	二圓	小銃擬製彈(包紙共)	一〇〇
三八式騎銃	(附屬品共)	一	四九・五〇	なし	三十年式銃狹窄射擊實包	一〇〇
三八式銃實包		一〇〇	四・三五	なし	十八年式村田銃實包	一〇〇
三八式銃空包		一〇〇	二・七〇	なし	露式連發銃實包	一〇〇
輕機關銃空包		一〇〇	三・四五	なし	露式單發銃實包	一〇〇
三八式銃狹窄射擊	(實包)	一〇〇	二・七〇	なし		八〇錢
						八〇錢
						八〇錢
						七〇錢

軍隊の使用に支障を來さざる範圍とす

二 拂下價格は左記標準に基き當該所管の經理部長之を指定するものとす。

1 乾麵麴に在りては陸軍給與令第二十五條に依る換算定量に對する精米精麥の當該月指定相場に依り算出する金額。

2 罐詰肉に在りては陸軍給與令細則第四十九條に依り算出したる賄料減殺額に相當する金額、拂下の爲要する運搬費は拂下を受くべき學校若團體の負擔とす。

三 學校其他團體代表者より糧食品の拂下方を願出たるときは當該隊長は其實

情を審査し適當と認めたるもの限り當該所管長官の認可を受け拂下するものとす。

四 拂下げたる糧食品は當該隊營内居住者の爲消費せる者と同様に整理し、又拂下を受けたる者より納付せる代金は其隊委任經理の收入に組入るる者とす

富士電機製造株式會社

神奈川縣川崎市

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

附 海軍志願兵・海軍甲種飛行豫科練習生志願者

(昭和十三年度)

陸軍豫科 學校	陸軍豫科 士約 二年	學校名
四年約 本科 現役兵、 未滿十六 年	上十六年 以上 下十六年 以上 未滿十六 年	年修業 年限
現役兵、 未滿十六 年	現役兵、 未滿十六 年	志願年齡
十九 五月 日	十七 日月	志願票 出期
陸軍 經理學 校長	陸軍 經理學 委員長	志願 票出先
迄二月 三十一 日	九月 廿三日 迄	身體檢 查日期
日間 一月 廿三日 迄	九月 廿四日 迄	學科試 驗日期
科目 程度 二年 學期 修四 一月 二日	國漢、 作、地、 數、物、 學、 一年 程度	學科試 驗目 程度
計本生 少科 尉卒 任業 官後 主補	二年 十二月 十一月 十二月 十一月 十二月	日入校 卒業後 ノ身分
採 用 人 員 約 二 〇 〇 名	採 用 人 員 約 二 〇 〇 名	摘 要

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

陸軍幼年學校	陸軍工科學校	東京陸軍航空學校	陸軍航空技術學校	陸軍幼年學校
三約年	二約年	一約年	二約年	三約年
未上十三年以	未上十一年以	未上十五年以	未上十五年以	未上十三年以
廿十一年二月	廿十一年二月	廿十一年二月	廿十一年二月	廿十一年二月
教育總監部	陸軍將校生	陸軍航空技術	陸軍航空技術	陸軍航空技術
一月廿四日迄	一月廿四日迄	一月廿四日迄	一月廿四日迄	一月廿四日迄
國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文
四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日
陸軍幼年學校	陸軍工科學校	東京陸軍航空學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校
陸軍幼年學校	陸軍工科學校	東京陸軍航空學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校
約四五〇名	約四五〇名	約四五〇名	約四五〇名	約四五〇名

陸軍通信學校	陸軍幼年學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校
二約年	三約年	二約年	二約年	二約年
未上十六年以	未上十三年以	未上十五年以	未上十五年以	未上十五年以
廿十一年二月	廿十一年二月	廿十一年二月	廿十一年二月	廿十一年二月
陸軍通信學校	陸軍幼年學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校
九月月中旬	九月月中旬	九月月中旬	九月月中旬	九月月中旬
國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文	國語、地理、算術、理科、作文
四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日
陸軍通信學校	陸軍幼年學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校	陸軍航空技術學校
採用人員約一〇名	採用人員約一〇名	採用人員約一〇名	採用人員約一〇名	採用人員約一〇名

陸軍幼年學校生徒

昭和十三年四月入校の生徒志願者心得の概要を述べれば、
 一 採用人員
 東京陸軍幼年學校約百五十名
 廣島陸軍幼年學校約百五十名
 仙臺陸軍幼年學校約百五十名

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

志願者の資格

二 志願者の資格
 年齢 大正十二年四月二日より大正十四年四月一日迄に生れた者
 學力 概ね中學校第一學年第二學期修業程度に於て、別項記載の學科試験を行ふ。
 學歷 制限なし。
 三 願書用紙(志願者心得共)は全國各

聯隊區司令部(朝鮮に在りては師團司令部、臺灣、關東洲、滿洲國又は支那に在りては軍司令部)教育總監部若は直接學校に請求(郵税三錢切手封入)すること。
 出願期限 昭和十二年十月三十一日迄。
 聯隊區名は第一八九頁に記載。

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

四 採用検査

採用検査を分ちて身體検査及學科試験

とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。

検査場

師管	身體検査場	學科試験場	師管	身體検査場	學科試験場
第一師管	東京 甲府	東京 横須賀 千葉	第十師管	姫路 松江	取 姫路 岡山 松江 鳥
第二師管	仙臺 若松 高田	仙臺 若松 高田 新	第十一師管	善通寺 高知 松	德島 善通寺 高知 松山
第三師管	名古屋 静岡	名古屋 岐阜 静岡	第十二師管	久留米 小倉 佐	久留米 小倉 福岡
第四師管	大阪	大阪 和歌山	第十四師管	京都宮 松本	京都宮 水戸 松本
第五師管	廣島 山口 濱田	廣島 濱山 福山 山	第十六師管	京都 津 奈良 福知	京都 津 奈良 福知
第六師管	熊本 鹿兒島	熊本 鹿兒島 都城	朝鮮	京城 平壤 羅南	京城 平壤 大邱 羅南
第七師管	旭川 札幌 釧路	旭川 札幌 函館 釧	臺灣	臺北 臺南	臺北 臺南
第八師管	弘前 山形 盛岡	弘前 山形 秋田 盛	關東州及滿洲國	旅順 新京 奉天	旅順 新京 奉天
第九師管	金澤 鯖江	金澤 鯖江 富山	支那	天津	天津

身體検査期日

自昭和十三年一月中旬至同年一月二

十四日迄の間に於て指定する日。

學科試験期日

五 昭和十三年一月二十五日より三日間 學科試験科目及其の範圍

國語
作文
歴史：國史の全部、但江戸幕府以降は尋常小學校にて修めたる程度
地理：尋常小學校にて修めたる範圍及程度
數學：算術（整數、小數、諸等數、分數、比、比例及歩合算）代數（正數、負數、整式四則一元一次方程式）
理科：尋常小學校にて修めたる範圍に於て中學校第一學年第二學期修業程度の一般理科、但生理、衛生、物理、化學に關する事項は尋常小學校に於て修めたる程度とす。

六 身體検査に不合格となすべきもの

- 一 裸眼の視力一・〇に満たざる者及辨色不全の者
- 二 傷痕、疾病、畸形、等にて陸軍軍人の服務に妨げある者
- 三 身長、體重、胸圍、一定の標準に達せざる者

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

七 備考

入校後生徒は毎月左の通り納金する。
自費生 二十圓
半特待生 十圓
特待生 不要
特待生又は半特待生は次の各項に該當し、資産の状況に依り納金の全額又は半額を免除せられる。
1 戦死又は公務に因り傷を受け若は病氣に罹り、その爲に死亡した

軍人又は文官の子。
2 恩給法に依り軍人又は准軍人としての普通恩給又は増加恩給を受ける權利を得た者の子。
3 現役陸海軍佐官以下の高等武官又は十一年以上軍務に精勵した陸海軍准士官以下の軍人の子、十五年以上陸海軍部内に在つて軍務に精勵した奏任又は判任文官の子。
4 特に國家に功勞ある軍人又は文官で死亡した者の子。
5 前各項の適用については子は父と同一の戶籍内に在る者に限り、養子は前項に規定せる軍人又は文官の家督相續人に限る。

陸軍豫科士官學校

生徒

昭和十三年度（特に十二年十二月一日入校）豫科生徒志願者心得の概要を述べれば、

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

- 一 採用人員 約二千二百名
- 二 志願者の資格
 - 年齢 一般よりの志願者、大正五年四月二日より大正十一年四月一日迄に生れたる者
 - 現役下士官よりの志願者 明治四十五年四月二日以後に生れたる者
 - 幹部候補生、操縦候補生、現役兵よりの志願者（但し出願の際在營しある者に限る）
 - 大正二年四月二日以後に生れたる者
- 學力 概ね中學校第四學年第一學期修業程度
- 學歷 制限なし。
- 「不採用者」
 - 一 妻ある者
 - 二 破産の宣告を受け復権を得ざる者
 - 三 禁錮以上の刑に處せられたる者
 - 四 素行修まらざる者

- 三 願書用紙（志願者心得共） 請求は略々幼年學校に同じ。
- 検査場 幼年學校に同じ。
- 出願期限 一般昭和十二年八月十日迄 部内一七月十日迄
- 四 採用検査
 - 採用検査を分ちて身體検査及學科試験とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。
 - 身體検査期日 自昭和十二年九月五日至同二十日迄の間に於て指定する。
 - 學科試験期日 昭和十二年九月二十一日より四日間
- 五 學科試験科目範圍
 - 國語、漢文
 - 作文
 - 外國語（英、獨、佛、露、支那語の中 志願者の希望する一種）
 - 歴史（甲要目準據）「國史全部」（但初學年用に依る）「西洋史」「フラン

- 六 身體検査に不合格となすべきもの
 - 一 裸眼の視力〇・五に満たざる者及辨色不全の者
 - 二 傷痍、疾病、畸形等にて陸軍軍人の服功に妨げある者
 - 三 身長、體重、胸圍一定の標準に達せざる者
- なほ昭和三年三月二十六日陸軍省令

- 第九號陸軍身體検査規則附錄第四（該書類は陸軍官衙、學校、軍隊、市（區）町村役場等に備附あり）を参照するか、又は學校配屬將校に就き承知すること。
- 七 注意
 - 入校後の経費は凡て官費で猶毎月約四圓の手當を支給される。

陸軍經理學校豫科生徒

- 昭和十三年度（特に二月入校）の陸軍經理學校豫科生徒志願に就ての梗概を述べれば、
 - 一 採用人員 約六十五名
 - 二 志願者の資格
 - 年齢 陸軍部外よりの志願者 大正七年四月二日より大正十一年四月一日迄に出生の者
 - 陸軍部内よりの志願者

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

- 現役下士官よりの志願者 明治四十五年四月二日以後出生の者
- 學力 中學校第四學年第二學期修業程度
- 學歷 制限なし。
- 不採用者
 - 一、妻ある者
 - 二、破産の宣告を受け復権を得ざる者
 - 三、禁錮以上の刑に處せられたる者
 - 四、素行修まらざる者
- 三 出願
 - 出願期限 一般一昭和十二年十月十五日迄
 - 陸軍部内一九月十五日迄

- 四 採用検査
 - 採用検査を分ちて身體検査及學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。
 - 検査場 豫科士官學校に同じ。
 - 身體検査期日 昭和十二年十一月下旬至各年十二月三日の間に於て一日
 - 學科試験期日 昭和十二年十二月上旬に四日間
- 五 試験科目
 - 外國語（英、獨、佛、露、支那語の中 志願者の希望する一種）
 - 歴史（甲要目に準據）「國史全部」（但「武士の興起と武家政治」までに於て第四學年に修得すべきものは其の程度に據る）
 - 「西洋史」「フランス革命」以後全部
 - 國語漢文
 - 作文
 - 地理「日本地理」（但朝鮮及總括を除く）

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

〔外國地理〕(但イギリス、フランス、イタリー、イベリア半島、バルカン半島を除く)

理科(乙表要目に準據)〔物理〕(物性、熱、音、光、磁氣及靜電氣、電流の強さ、電動力、抵抗、電流の作用)

〔化學〕非金屬、金屬、有機化合物の一部、(炭化水素、メタン、アセチレン、クロロホルム、ヨードホルム、石油、メチルアルコール、エチルアルコール、フーゼル油、グリセリン、エチルエーテル、ホルムアルデヒド、アセトン、醋酸、飽和化合物、不飽和化合物、異性體)

數學〔代數〕(整式、分數式、無理式、開方、方程式、不等式比例、級數、函數)〔幾何及三角形〕(直線形、圓面積、比例、相似形、軌跡、作圖題、銳角の三角函數)

六 身體検査に不合格となすべきもの
イ、矯正視力「〇・七」に満たず且つ

屈折機異常の度五「チオフトリー」以上のもの及辨色不全のもの
ロ、傷痕、疾病、畸形等にて陸軍軍人の服務に妨げある者
ハ、身長、體重、胸圍一定の標準に達せざる者

昭和三十二年三月二十六日陸軍省令第九號陸軍身體検査規則附録第四(該書類は陸軍官衙、學校、軍隊、市(區)町村役場等に備附あり)を参照するか、又は學校配屬將校に就き承知すること。

七 注意

入校後の経費は凡て官費で、猶毎月豫科生徒は約四圓の手當を支給される。(本科生徒は約六圓五十銭)

陸軍工科學校生徒

昭和十三年四月入校志願者心得

- 一 採用人員 約四五〇名
- 二 志願者の資格

現役各兵科(憲兵を除く)兵(二十三年未滿)

年齢十七年以上二十年未滿の兵役關係なき者。

三 志願者差出期日

一般一昭和十二年十二月三十一日迄聯隊區司令官へ(朝鮮は師團長、臺灣、關東州、滿洲國及支那は軍司令官へ)現役軍人一昭和十三年一月二十日迄所屬部隊長へ

四 學力、試験科目

高等小學校卒業程度

國語、作文、算術、地理、歴史、理科
五 注意
入校後の経費は凡て官費で猶毎月約四圓の手當を支給される。

東京陸軍航空學校生徒

本校は従來の熊谷陸軍飛行學校及陸軍航空技術學校の豫備校のやうなもので、

五 試験期日

身體検査 九月十三日

學科試験 九月十四日より二日間

第二次身體及適性検査 十一月三十日

詳細は陸軍諸學校生徒採用規則に規定せられ毎年一月頃に官報に告示せらる。

陸軍戸山學校軍樂生徒

生徒

陸軍戸山學校軍樂生徒は軍樂部の下士官となるもので、其の課程を卒業した者は軍樂上等兵を命ぜられ次で下士官に任ぜらる。

一 年齢 十六年以上二十年未滿(入校年の三月三十一日を以て計算す)

二 學力 學科試験は高等小學校卒業の程度。併し學歴の有無は問はず。

三 試験科目 國語、作文、算術、地理、歴史、唱歌以上高小卒業程度。

本校で一年の教育を受け、夫々適性に依つて右二校の内何れかへ入學することに

昭和三十二年四月第一回同十月第二回を入學させるが要項は左の通りである。

- 一 採用人員 約一、一〇〇名
- 二 志願者の年齢

大正十年四月二日より大正十二年四月一日迄に出生の者

三 學力及學科目

尋常小學校卒業の程度
國語、數學、歴史、理科

四 志願者

陸軍航空本部、本校、聯隊區司令部、其他に請求すること。

五 右差出期日

昭和十二年十一月二十五日迄

六 試験期日

身體検査 一月二十五日より同三十一日迄の間
學科試験 二月一日より二日間

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

右の外音程の判別並音楽に關する素質の程度を檢査す。

四 志願手續

志願票は二月末日迄に希望身體檢査地の聯隊區司令官(朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國又支那にありては師團長又軍司令官)に差出すものとす。

志願票用紙は教育總監部、陸軍戸山學校又は聯隊區司令部(朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國又支那にありては師團司令官又は軍司令部)に請求すれば渡される。

五 注意 身體檢査は便宜の徵兵檢査の際に行ひ、學科試験の期日場所等は聯隊區司令官又は戸山學校長より本人に通知される。

海軍諸學校生徒志願者心得

採用員數

海軍兵學校 約三〇〇名
海軍機關學校 約八〇名
海軍經理學校 約三〇名

二 志願者の資格

○年齢 大正八年四月二日(海軍經理學校生徒志願者は大正六年四月二日)より大正十一年四月一日迄に出生の者

但し海軍下士官たる志願者にして昭和十年六月二十九日以前入團者は大正四年四月二日以後に出生の者。

○學歷 制限なし。

○學力 中學校第四學年第二學期修了程度を標準とす。

○不採用者

- 1 有妻の者
- 2 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 3 復讐を得ざる破産者
- 4 品行不正其他の事情に依り將來海軍士官たるの體面を保つこと能はずと認むる者

三 志願校の選擇

志願者は三校の中一校を志願すること。

但し機關學校志願者に限り別に兵學校か經理學校を志願し受験することが出来る。此の場合機關學校の身體檢査で不合格となつた者(經理學校の轉志願を認められた者を除く)並兩校の學術及口頭試験通過後、機關學校合格の通知を受け、採用希望を回答して採用豫定者として官報に公表せられたときは、他の兩校の方は志願の資格はなくなる。志願者は志願票を差出したる後でも志願書提出期日迄は其の志願校を變更することが出来る。

四 志願書提出期日

左の書類を、兵學校經理學校志願者は

五 採用試験

採用試験は身體檢査、學術試験及口頭試験に分れ、學術及口頭試験は身體檢査合格者だけで行はれる。

昭和十二年九月十五日迄に、機關學校志願者は昭和十二年八月三十日迄に志願校(二校志願の者は兩校(各別に)の海軍生徒採用試験委員に提出すること。

試驗場

海軍兵學校	札幌 釧路 青森 盛岡 秋田 山形 仙臺 宇都宮 東京 横須賀 新潟 金澤 長野 靜岡 名古屋 中舞鶴
海軍經理學校	札幌 釧路 青森 盛岡 秋田 山形 仙臺 宇都宮 東京 横須賀 新潟 金澤 長野 靜岡 名古屋 中舞鶴
海軍機關學校	札幌 釧路 青森 盛岡 秋田 山形 仙臺 宇都宮 東京 横須賀 新潟 金澤 長野 靜岡 名古屋 中舞鶴

○身體檢査

兵學校、經理學校は十一月上旬、機關學校十月中旬に行ひ、其の日割は前者は十月十五日迄に、後者は九月三十日迄に各學校の海軍生徒採用試験委員より志願者に豫告す(二校志願の者には海軍機關學校の試験委員のみより通知し又海軍下士官兵たる志願者は所轄長に豫告す)

○身體檢査に於て不合格と爲すべき者

- 1 身長一五二・〇(五尺)に達せざる者

陸海軍諸學校生徒志願者便覽

ざる者

- 2 體重四五五(十二貫)(十七年未滿の者に在りては四三・〇(十貫五百匁)に達せざる者
- 3 胸圍七七・〇(二尺五寸三分)(十七年未滿の者に在りては七五・〇(二尺四寸八分)に達せざる者及胸圍擴張五・五(一寸八分)に達せざる者
- 4 身長、體重及胸圍規定に適合するも著しく其の交互の對照を失す

ざる者

- 5 活量三千立方匁に達せざる者
- 6 視力各一・〇(萬國視力表に依る)に達せざる者。海軍經理學校志願者に限り各眼視力〇・二に達せざる者及各眼視力〇・二以上なるも矯正視力一・〇に達せざる者
- 7 遺傳疾患の素因ある者及再發の虞ある疾患の既往症ある者
- 8 身體發育不全、體質薄弱、傷病に起因する全身衰弱

海軍志願兵の榮

(昭和十三年度)

一 志願兵の種類

1 水兵には普通の水兵と掌電信兵とがある。
水兵：大砲、水雷又は測的關係、艦艇の運用、信號等に從事。
掌電信兵：無線電信、電話の取扱。

三 志願者の年齢(昭和十三年十二月一日現在)

水兵(掌電信兵を除く)
航空兵(偵察練習生を除く)
機關兵、看護兵、主計兵

偵察電練習生 兵 自大正十八年十二月三日 出生の者
至大正二十年十二月二日

乙種飛行豫科練習生 自大正十九年十二月三日 出生の者
至大正二十一年十二月二日

軍樂兵 自大正十七年十二月三日 出生の者
至大正二十一年十二月二日

四 身體検査規格

1 各兵種(甲、乙飛行豫科練習生、偵察練習生を除く)

身	身長(寸)	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
體	體重(斤)	一五八・〇	一五六・〇	一五四・〇	一五一・〇	一四七・〇
胸	胸圍(寸)	四九・〇	四七・〇	四五・〇	四一・〇	三八・〇
胸	胸廓擴張(寸)	七九・〇	七八・〇	七七・〇	七四・〇	七一・〇
活	活量(立寸)	六・〇	五・五	五・五	五・五	五・〇
視	各眼視力	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・七〇〇	二・六〇〇	二・五〇〇
備	各眼視力	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
考	備考	一、掌電信兵、軍樂兵、看護兵及主計兵は各眼視力〇・六以上矯正視力一・〇以上ならば合格することもある。 二、主計兵の身長は一五二・〇寸迄は合格することもある。				

2 乙種飛行豫科練習生及偵察練習生

身	身長(寸)	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
體	體重(斤)	一五七・〇	一五六・〇	一五五・〇	一五三・〇	一五二・〇
胸	胸圍(寸)	五一・〇	四八・〇	四五・〇	四三・〇	四一・〇
胸	胸圍(寸)	八〇・〇	七九・〇	七七・〇	七四・〇	七二・〇

2 航空兵は次の三種に分れる。

甲種飛行豫科練習生 航空機の操縦
乙種飛行豫科練習生 及機上諸作業
(少年航空兵)
偵察練習生：航空機に搭乗し偵察、爆撃、通信等の機上諸作業
☆甲種飛行豫科練習生は次章に詳述。
3 機關兵：汽機、機械、電気機械取扱、機關工業、木具工業、潜水作業等。

二 募集、圖書提出期日、検査日等：各府縣毎に告示される。

府縣毎に告示される。

4 軍樂兵：儀式禮式の爲、又は士氣を鼓舞する爲、其他國際的交歓等の際に樂を奏する。

府縣毎に告示される。

5 看護兵：傷病兵の看護、調劑、治療の助手

府縣毎に告示される。

6 主計兵：被服、糧食、需品其他一般經理事務、和洋食調理。

府縣毎に告示される。

胸廓擴張 (櫃)	六・〇	六・〇	五・五	五・五	五・〇
活 量 (立櫃)	三・二〇〇	三・〇〇〇	二・八〇〇	二・七〇〇	二・六〇〇
視 力					一・〇

五 學術試驗等

科目 讀書、數學(高等小學卒業程度)
 猶掌電信兵、乙種飛行豫科練習生、
 軍樂兵は此外に適性検査が行はれ
 る。

乙種飛行豫科練習生の第二次検査

第一次試験に合格した者を四月中、
 下旬に約五日間、各鎮守府所在地の
 海軍航空隊に集めて更に學術試験
 (讀書、數學、雜問(地、歴、理))、
 適性検査及身體検査を行ひ、始めて
 採用者を決定する。

六 入隊期日

一般各兵種：六月一日
 乙種飛行豫科練習生：六月一日、十一

七 進級其他

▲志願兵は入隊すると先づ四等兵で、
 一般に各兵種共約五ヶ月間海兵團の
 教育を受け、三等兵となつて軍艦に
 乗り以後順次進級する。

▲掌電信兵及偵察練習生は海兵團教育
 約三ヶ月の後三等兵となつて、海軍
 通信學校練習生として約一年、偵
 察練習生は更に横須賀海軍航空隊入
 隊、約九ヶ月の後軍艦又は航空隊に
 配員される。

▲乙種飛行豫科練習生は先づ横須賀航
 空隊入隊四等航空兵となり、乙種飛
 行豫科練習生教程卒業迄に一等航空

甲種飛行豫科練習生

(昭和十三年四月入隊)

一 本制度の意義
 海軍に於ては昭和四年飛行豫科練習生
 の制度を設け、少年航空兵の養成に努

めてゐるが、更に四圍の状況に依り、
 昭和十二年に甲種飛行豫科練習生の制
 度を設け、海軍航空の高級幹部を養成
 することゝなつた。従つて従来の豫科
 練習生は、之を乙種豫科と稱し、甲種
 と並進するものである。

二 教育

横須賀海軍航空隊に於ける教育は二年
 二ヶ月で、初めの一年二月は基礎教育
 即ち軍人精神の鍛錬と一般軍事學を教
 へ、後の一年は主眼とする航空幹部に
 必要なる操縦術、偵察術等の技能及び
 航空に関する高等學術を教授する。

三 進級

身 長 (櫃)	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿
體 重 (柜)	一五七	一五六	一五五	一五三
胸 圍 (櫃)	五一	四八	四五	四三
	八〇	七九	七七	七四

入隊すると四等航空兵を命ぜられ、二
 ヶ月後に一等航空兵に、後期の教程中
 に三等航空兵曹に任官、同教程卒業後
 軍艦又は航空隊に配員、實地勤務に服
 したる後一等航空兵曹に進み、更に練
 習航空隊選修學生として約一ヶ年専門
 的技術を修得し、本教程終了後間もな
 く航空兵曹長に進級、此の間入隊以來
 約五年半。
 爾後累進して特務少尉、更に海軍少佐、
 中佐と進級する。

四 志願案内

1 年齢(入隊年十二月一日現在)十
 六年以上二十年未滿

即ち昭和十三年度は
 自大正 七年十二月三日 出生の者
 至大正十一年十二月二日
 2 志願手續 募集、志願書様式其の
 他期日等は各府縣毎に告示。
 3 採用人員 約二五〇名
 4 検査時期
 身體検査
 徵募検査 昭和十二年十二月下旬
 (第一次) 學力試験
 第二次検査 昭和十三年一月中旬
 三月下旬 徵募検査合
 格者のみに行ひ、約半數を採用。
 5 身體検査規格

備考	視力	耐力		呼力		握力左右併合(庇)	活量(立櫃)	胸廓擴張(櫃)
		水銀保留(秒)	呼吸力(耗)	呼吸保留(秒)	呼氣力(耗)			
(一) この外に懸垂がある。懸垂とは吊された繩に片手でつかまつて五秒間自分の體を吊り上げる。左右各五秒間耐へなければならぬ。							三、二〇〇	六
(二) 呼吸保留とは鼻をつまんで息を止め、その長さを計る、長い程宜い。							三、〇〇〇	六
(三) 呼吸力、水銀保留は第二次検査で行はれ、略々(二)と同じく水銀柱を吹き上げた息の長さを計る。							二、八〇〇	六
							六〇	
							五〇	
							一〇〇	
							四〇	
							四〇	
							一・〇	
							三五	
							八〇	
							四五	
							四五	
							二、七〇〇	五・五

6 學力及學力試験科目 中學四年一學期修了程度

○代數、幾何(平面)、英語(和譯、英譯、英作)、國語漢文、作文、日本歴史、物理、化學(無機)、地理

(日本及外國)

○試験順序
第一日 代、國漢、作
第二日 幾、化、歴
第三日 物、英、地

第四日 口頭試問

○第二次検査—身體検査、適性検査及口頭試問

陸海軍軍屬志願者便覽

陸地測量部修技所生徒

- 一 修技所生徒募集は其年の一月募集人員を陸軍大臣告達す。
- 二 生徒は陸軍軍人中左の各號に該當する者より之を採用す。但本人又は父若は戸主家資分散又は破産の宣告を受け復権を得ざる者及本人禁錮以上の刑に處せられたる者は採用せず。
- 1 現役各兵科准士官下士官兵にして募集の年に於て現役を離れ若は歸休となる者又は豫備役後備役將校准士官下士官兵にして現役を離れたる年の十二月一日より起算し三年を経過せざる者。
- 2 年齢三十年(年齢の計算は募集年の十二月一日調を以てす)未滿の者

陸海軍軍屬志願者便覽

生徒の修學に要する器具及書籍は貸與することあるべし。

陸軍監獄看守

- 一 陸軍監獄看守は陸軍各兵科豫後備役下士官兵及歸休兵より其の志願に依り之を採用す。
- 二 左に掲ぐる者を看守に採用せず。
 - 1 身體虚弱の者
 - 2 年齢四十歳以上の者
 - 3 禁錮以上の刑に處せられたる者、但陸軍刑法又は海軍刑法に依り一年未滿の禁錮に處せられたる者は此限に在らず
 - 4 破産の宣告を受け復権を得ざる者
- 三 下士官上等兵にして監獄看守を志願する者は現役滿期若は歸休退管前一月以内又は退管後一年以内に願書に履歴書を添へ、其の退管前なるものは所屬部隊長退管後なるものは聯隊區司令官を経て採用を希望する地の師團長に願出づるものとす。

陸海軍軍屬志願者便覽

上等兵以外の兵より募集する時は身體検査及學科試験に合格したるものより採用す。

四 學科試験は左の科目に就き行はる。

- 1 讀書 假名交り文
- 2 作文 往復文
- 3 算術 四則、分數、比例
- 5 看守に副員に生じたるときは師團長(二)の志願者中身體検査に合格し品行方正學術優等の者より採用す。
- 六 試験に合格したるものには合格證書を付與す、但し合格證書の効力は一年限とす。

陸軍警査

- 一 陸軍警査の採用に關しては陸軍監獄看守採用を準用される。
- 二 陸軍監獄看守の職に在る者は之を陸軍警査に採用される。

陸軍録事

- 一 録事は左の資格の一を有する者より任用される。

務に服し待遇は傭人とす。

朝鮮、臺灣、關東軍各司令部

歩兵、騎兵、工兵、鐵道、電信各聯隊

陸軍大學校 參謀本部

陸軍步兵學校 教育總監部

陸軍騎兵學校 師團司令部

陸軍野戰砲兵學校 軍馬補充部本部

陸軍重砲兵學校 騎砲兵聯隊

陸軍工兵學校

陸軍士官學校

支那駐屯軍司令部

二 調教手は通勤するを本則とし、給料は別に定むる所に依り支給され被服は定制のものを貸與される。

三 調教手の採用及解備は所管長官に於て之を行ふ。

四 調教手は左に掲ぐる者にして一年以上調教手たることを志願するものの中身體強健技術優秀なるものを選びて採用するものとす。

1 騎、砲、輜重兵科の歸休兵

陸海軍軍屬志願者便覽

1 録事登用試験を経て其の合格證書を有する者

2 二箇年以上裁判所書記の職に在る者及在りたる者

3 嘗て二箇年以上録事の職に在りたる者

4 裁判所書記登用試験を経て其の及第證書を有する者

5 三箇年以上陸軍監獄看守長の職に在る者及在りたる者

二 陸軍准士官下士官にして試験を要せず判任文官たるの資格を有する者は之を録事に任用することを得。

陸軍通譯

一 陸軍通譯は年齢二十年以上にして身體強壯身元確實なる者に就き試験の上採用さる。

但本人の履歷に依り陸軍通譯に適することを確認し得る者在りては試験を要せずして採用することあるべし。

二 左の各號の一に該當する者は陸軍通

2 騎、砲、輜重兵科の豫備役下士官

兵 左の各號の一に該當する者は採用されず。

1 家資分散又は破産の宣告を受け復権を得ざる者

2 禁錮以上の刑に處せられたる者

3 素行修らざる者

六 調教手たらむとする者は十月十五日迄に志願書に履歷書を添へ採用希望部隊の所管長官に差出すべし。

在營下士官兵は除隊又は歸休前に於て所屬隊長を経て前項の手續を爲すことが出来る。

七 志願者中資格適當なる者は缺員に應じ採用される。志願書を出したる翌年九月迄に採用せられざる者で志願を繼續せむとするものは更に前記に依る志願手續を爲すことを得。

陸軍軍犬手

一 軍犬手は陸軍步兵學校軍犬育成所に

譯に採用せず。

1 禁錮以上の刑に處せられたる者

2 破産の宣告を受け復権を得ざる者

3 素行修まらざる者

三 陸軍通譯を志願する者は願書に履歷書及戶籍抄本を添へ陸軍大臣に願出づるものとす。

四 試験は左の科目に就き行はる。

1 國語外語譯

2 外語國語譯

3 會話

五 試験後本人の履歷と試験の成績とを調査し其採否待遇及俸給を定めらる。

六 陸軍通譯の俸給は月俸六拾圓以上百五拾圓以下とす。但し最高俸給を受け二年を超え事務熟練成績優秀なる者又は特別の必要ある者には定額以上を給することあり。

陸軍調教手

一 調教手は次に示す部隊に置き新馬の調教に任じ併せて其手入及保育等の業

置き軍犬の手入、保育及訓練の業務に服し待遇は傭人とす。

二 軍犬手は通勤するを本則とし、給料は別に定むる所に依り支給され被服は定制のものを貸與される。

三 軍犬手の採用及解備は陸軍步兵學校長之を行ふ。

四 軍犬手は左に掲ぐる者にして三年以上軍犬手たることを志願するもの、中身體強健、志操堅確且技術優秀なる者を選び採用さる。

1 歸休兵、豫備役下士官兵にして軍犬の取扱に適する者

2 前號以外の者にして犬の取扱に適するもの但前號の者を以て所要人員を充足し得ざる場合に限る。

五 左の各號の一に該當する者は採用せず。

1 禁錮以上の刑に處せられたる者

2 破産の宣告を受け復権を得ざる者

3 素行修まらざる者

カバ専門店

ウワードローブトランク
内外旅行用トラシク
スーツケット
書類入抱へ
ボストン、手提鞆
ズツク着セ柳行李
皮製ラシドセル
御家庭用御轉任用非常用として
衣類ニツ折入トランク
軍用行李代用品
ズツク製夜具ふとん入

(六圓五十錢より)

社員に限り特に歩引申上ます
カタログ進呈

水交社特約店

鈴木カバ店

芝田村一丁目交又角
電話銀座(57)三六〇番
振替東京二〇〇番

軍事刑罰

刑法令

【刑罰、懲罰】
刑罰は犯罪行為に對し科する所の法益剝奪の處分にして、犯罪者を懲らし社會共同生活の危害を豫防する目的を以て設けたる制裁なり。之が爲刑法其他の刑罰法令あり、就中刑法は其主なるものにして他の刑罰法令の基礎を爲し汎く之を適用し、殊に其一般原則は特別の規定あるものの外他の刑罰法令に適用す。懲罰は紀律違反の犯行に對し科する所の軍事上の制裁にして、行政の處分に屬する紀律罰の一種なり。陸海軍軍人軍屬は一般臣民として普通刑法の制裁を受ける外、陸海軍刑罰及陸海軍懲罰令の支配を受けるものとす。

軍事刑罰—刑法令

陸海軍刑法

軍の鞏固なる成立は軍紀の嚴肅を以て其最大要件と爲し、軍紀の嚴肅は軍人に課するに特別なる服従義務を以てせざるべからず。従て常に嚴肅なる紀律の下に立たしむるの要ある軍人に對しては、普通の刑罰法の外更に軍刑法を制定せらる。即ち常人に在ては罰と爲らざる行爲も軍人に在ては特に之を罰と爲し、又等しく罰と爲るべき行爲も軍人に對しては更に之を嚴にせざるを得ざるものあり。陸海軍刑法は此必要に基ける刑法にして、普通刑法に對し特別法たる關係を有するものとす。

陸軍刑法は陸軍の害を爲すものを懲ずるものなるを以て陸軍軍人、陸軍所屬の學

生生徒、軍屬及陸軍の勤務に服する海軍軍人に適用するは勿論、此等の者の身分が構成要件たるべき犯罪行為に共犯した場合(逃亡、抗命の如き犯罪に加擔せる等)及特種の事項(哨兵に對する暴行、軍用物の損壞、戦地に於ける掠奪、召集の遅刻等)に關しては常人にも亦之を適用するものとす。

刑は主として罪の種類に依り其輕重を定むるものにして主刑(懲役、禁錮)及附加刑(沒收)とし、叛亂、擅權、辱職の罪の如きは概ね死刑に處し、其他の罪と雖敵前に於ては殊に重くして多くは死刑に處するものとす。

死刑は陸軍法衙を管轄する長官の定むる場所に於て銃殺し、懲役は無期及有期とし監獄に拘置し定役に服せしむ。禁錮は無期及有期とし監獄に拘置し、沒收は犯罪行為を組成したる物又は該行為に供せんとしたる物又は該行為より生じ又は之に因り得たる物を官に沒

收す。

多衆共同の暴行を鎮壓する爲又は敵前に在る部隊の急迫に臨み軍紀を保持する爲已むことを得ざるに出でたる行爲は之を罰せず。但其必要の程度を超えたる行爲は性狀に因り其刑を輕減又は免除することあり。

普通刑法又は他の法令の罪となるべき行爲に就きても亦然り。

陸軍刑法の罪は行爲の性質に應じ之を叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、違令及俘虜に關する罪の十一に分つ。

海軍刑法に於ても其罪名陸軍刑法と同じく十一より成る。

【懲罰】

陸軍懲罰令に所謂懲罰とは陸軍軍人の爲したる犯行に對し、統帥權に基き科する所の制裁なり。從て懲罰は國家の司法權に基き犯罪に科する制裁たる刑罰と其性質を異にす。懲罰令に所謂犯行とは陸軍

軍人たるの本旨に背き又は軍事の定則に違ひ其他軍紀を害し風紀を紊る行爲にして陸軍刑法の罪に該らざるものを謂ふ。而して懲罰と刑罰とは其性質を異にするを以て同一の行爲に對して二種の制裁を併科するを妨げずと雖、此兩者は共に軍紀保持の必要上科せらるゝ制裁なるが故に、陸軍刑法の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては懲罰を併科するを許さず、之に反し陸軍刑法以外の法令の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては軍事の必要に依りては更に懲罰を科することを得るものなり。

陸海軍軍事司法

司法權は 天皇の總攬し給ふ所にして陸軍に在りては憲法第六十條に據る特別裁判所即ち軍法會議 天皇に代りて之を行ふ。抑々軍人軍屬の犯罪を檢察審判するは常

人と其趣を異にするものなかるべからず蓋し軍人軍屬の國家に對する義務は一般臣民の國家に對する義務權利と同日の論に在らずして森嚴なる軍紀を維持するは軍隊成立上最も緊要なればなり。是即ち軍の特質に適合する軍法會議法を制定せられある所以なり。

軍法會議

【軍法會議の意義及特色】

軍法會議は主として軍人軍屬等に關する刑事裁判を取扱ふ特別裁判所なり。

軍法會議は軍法會議法に依り其犯罪陸軍刑法の罪たる普通刑法の罪たるを問はず之を審判す。即ち刑法は犯罪の成立を規定する法律にして軍法會議法は犯罪審判の權限を規定する法律なり。

軍法會議設置の目的は軍の特質に適合せしむる爲、軍の内容に通曉せる裁判官により最も迅速に判決を與へ、以て軍の要求に應ぜんとするに在り。從て左の特色

を有す。

一 軍隊指揮權と軍の裁判權とを事情の許す限り一致せしむる爲軍隊指揮官を軍法會議の長官とす。

二 平常常設する軍法會議と戰時特設する軍法會議との間に訴訟手續の差別を設け以て軍事の必要に應ぜしむ。

三 軍法會議の裁判官は大部分將校を以て任命し軍事上の必要と人權の尊重との一致調節を圖り、以て軍紀の確保と軍事上の利益保護とを適切ならしむ。

四 判士は被告人の身分に應じて區別し常に被告人と同等以上の官等の者たることを要す。

【軍法會議の裁判權】 軍人、軍屬、陸軍用船の船員、俘虜等の犯罪及戰時事變に際しては常人の特定の犯罪を審判す。其大要次の如し。

一 陸軍の現役に在る者（未入營者及歸休兵を除く）召集中の在郷軍人、召集に依らず部隊に在る現役軍人を以て充

軍事刑罰—刑法令

つべき勤務に服する在郷軍人、現に服役上の義務履行中の在郷軍人、志願に依り國民軍隊に編入せられ服務中の者、陸軍所屬の學生生徒（各部依託學生生徒を除く）陸軍軍屬、陸軍の勤務に服する海軍軍人、陸軍用船の船員並以上掲げたる外陸軍の部隊に屬し又は從ふ者（各部隊所屬の職工を除く）及俘虜の犯罪は時と場所とを問はず又普通法上と軍事法との區別なく總て審判す。

二 前項以外の在郷軍人は時と場所との如何を問はず制服着用中に犯したるは陸軍刑法の罪に因り逮捕拘留若しくは拘引せられ、又は捜査報告ありたるときに限り審判す。

三 常人は戰時事變に際し合國地境又は作戦地域兵站地域の占領地域に於て特定の犯罪ありたるときに限り審判す。

【軍法會議の種類】 軍法會議は次の如く區分し、概して長官指揮官の部下若は監督を受くる者に對する被告事件を管轄す

一 高等軍法會議 東京に常設し陸軍大臣を以て其長官とす。

二 師團軍法會議 内地各師團に常設し師團長を以て其長官とす。

三 朝鮮（臺灣）（關東）軍法會議 軍に常設し軍司令官を以て其長官とす。

四 以上の外戰時事變に際しては必要に依り軍法會議、獨立師團軍法會議、獨立混成旅團軍法會議、兵站軍法會議及臨時軍法會議を特設し、又戒嚴に際しては所要に應じ合國地軍法會議を特設す。而して此等の特設軍法會議は軍法會議を設置したる部隊又は地域の司令官を以て長官とす。

【軍法會議の職員】 軍法會議に判士、陸軍法務官、陸軍録事及陸軍警査を置く。判士は陸軍將校を以て之に充て、將官を以て判士と爲す時は陸軍大臣の奏請により之を命じ、佐官以下の將校を以て判士と爲すときは長官之を命ず。

【檢察機關】 陸軍大臣及軍法會議の長官

は公訴及捜査を指揮監督す。檢察官（法務官中より長官之を命ず）は長官に隷屬し捜査を爲し公訴を行ふ。

檢察官は陸軍司法檢察官又は司法警察官をして捜査の輔佐をなさしむることを得憲兵の將校、准士官又は下士官は陸軍司法警察官として捜査を爲す。

中隊以上の軍隊及之に準すべき軍隊、官衙、學校、特務機關及戰時に於ける特設機關の長は其部下に屬する者及監督を受ける者の犯罪に付陸軍司法警察官の職務を行ふ。

警査又は憲兵は檢察官又は陸軍司法警察官の命令を受け、陸軍司法警察吏として捜査の補助を爲す。

【豫審及豫審官】豫審は豫審官（法務官中より長官之を命ず）之を行ふ。審判は裁判官五人（高等軍法會議は判士三、法務官二、其他は判士四、法務官一）を以て構成したる會議に於て之を爲し、其上席判士を以て裁判長と爲す。

示す。

二 公判 公訴提起ありたるときは裁判長は公判期日を定め期日には被告人、辯護人（公訴の提起ありたる後陸軍將校、陸軍高等文官又は同試補陸軍大臣の指定したる辯護士中より之を選出することを得）及其他の關係人を召喚す。被告人の訊問及證據調は裁判長又は其命を受けたる一名の裁判官之を爲す。

辯論は之を公開す。但安寧秩序若は風俗を害し又は軍事上の利益を害する虞あるときは辯論の公開を停むることを得。而して軍法會議は審判を爲すに付他の干渉を受くることなし。裁判は定數の裁判官評議して之を爲し、其評議は之を公開せず。判決は別段の規定あるもの、外口頭辯論に基き之を爲し其宣告は公開して之を爲す。

二 上告 檢察官又は被告人（被告法定

海軍軍法會議法

も陸軍と略同じ。

【軍法會議の種類】

- 一 高等軍法會議 海軍大臣を以て長官とす。
 - 二 東軍軍法會議 同 右
 - 三 鎮守府軍法會議 鎮守府司令長官を以て長官とす。
 - 四 要港部軍法會議 要港部司令官を以て長官とす。
 - 五 艦隊軍法會議 必要に依り艦隊司令長官、獨立艦隊司令官若は分遣艦隊司令官の率ある艦隊又は外國派遣の軍艦に之を特設す。
 - 六 合圍地軍法會議 戒嚴の宣告ありたる合圍地境に之を特設す。
 - 七 臨時軍法會議 戰時事變に際し必要に因り海軍の部隊に之を特設す。
- 軍法會議に判士、海軍法務官、海軍録事及海軍警査を置く。判士は海軍の將校を以て之に充つ、將官を以て判士と爲すときは海軍大臣の奏請に因り之を

命す、佐官以上の將校を以て判士と爲すときは長官之を命ず。

【訴訟手續】

- 一 始末
 - イ 捜査 告訴、告發ありたる時又は苟も犯罪ありたることを知りたるときは捜査を爲す。犯人の自首も亦捜査の端緒たり。捜査を爲したるときは書類及證據物に意見を添へ長官に捜査の報告を爲す。
 - 長官捜査の報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起の命令又は豫審請求事件送致の命令を爲す。
 - ロ 豫審 豫審官取調を終了したるときは書類及證據物を檢察官に送付す。檢察官は之に意見書を添へ長官に豫審終了の報告を爲す。長官は報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起又は不起訴處分の命令を爲す。
 - ハ 公訴 公訴の提起は公訴狀により之を爲し被告人に犯罪事實及罪名を

きは再審開始の決定を爲し其事件の審判に従ひ更に審判を爲す。

五 裁判の執行 裁判は確定したる後之を執行す。裁判の執行は其裁判を爲したる軍法會議の檢察官又は其裁判を爲したる豫審會の屬する軍法會議の檢察官之を指揮す。但其性質上軍法會議裁判長、受命裁判官又は豫審官の爲すべきものは此限に在らず。

大本營令

- 第一條 天皇ノ大廳下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス
- 大本營ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク
- 第二條 參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ作戦ヲ參畫シ終局ノ目的ニ積ヘ陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス
- 第三條 大本營ノ編制及勤務ハ別ニ之ヲ定ム

御家庭の幸福の爲に
眞に責任を以て御勤
めすることの出来る
生命保険！ 日本生
命の保険こそまさし
くそれでありませう。

生日本 生命

橋 今・阪・大

軍 事 法 令

軍機保護法

(昭和十二年八月十三日
法律第七十二號)

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者

軍事法令一軍機保護法

ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス
軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル

者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ原因ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ原因ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス情ヲ知りテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ六月以上七年以上ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他

八ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港
二 堡壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ

海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第二項ニ同ジ

第十條 許可ヲ得ズ若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ詐偽ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若ハ第三號ニ掲グルモノニシテ同條ノ禁止若ハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰

金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲グル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 其ノ區域ニ於ケル航空
二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高所ヨリノ撮影又ハ其ノ複寫若ハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ同項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ開港場以外ノ水面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千

圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス

第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同ジ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項第十條第十一條、第十二條第二項乃至第四項又ハ第十三條第二項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限

リ之ヲ沒收ス其ノ財物ガ犯人以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條又ハ第十二條第二項乃至第四項ニ規定スル犯罪行爲(未遂罪ノ場合ヲ含ム)ヲ組成シタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハズ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ沒取ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十二條第二項、第十五條又ハ第十六條第一項ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條、第

軍事法令—軍機保護法施行規則(陸軍)

十二條第二項乃至第四項及第十五條乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

軍機保護法施行規則

(昭和十二年十月七日)
(陸軍省令第四十三號)

- 第一條 軍機保護法第一條第二項ノ規定ニ依ル陸軍ノ軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ノ種類範圍左ノ如シ
 - 一 國防、作戰又ハ用兵ニ關スル事項
 - イ 國防又ハ作戰ニ關スル諸計畫ノ内容
 - ロ 現在將來ニ亘ル國防、作戰、用兵ノ準備又ハ實施ニ關スル命令ノ内容、發受令者、下達時期、下達地點
 - ハ 外國ニ駐屯スル軍隊又ハ戰時若ハ事變ニ際シ出征若ハ派遣スル軍隊及其ノ軍需品ニ關スル左ノ事項
 - 甲 戰關序列又ハ軍隊區分ニ基ク

- 乙 現在及將來ニ亘ル任務又ハ企圖
- 丙 現在及將來ニ亘ル部署、配備又ハ行動
- 丁 現在及將來ニ亘ル陣地ノ位置構成、設備又ハ強度
- ニ 軍事ニ關スル外國トノ約定
- イ 戰時ノ編制又ハ裝備
- ロ 第二條第二號ニ規定スル電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設内ノ編制又ハ業務
- ハ 軍動員計畫又ハ其ノ實施ノ内容(召集及徵發ニ關スル事項中特ニ指定セザルモノヲ除ク)
- ニ 軍需動員ニ關スル計畫ノ内容
- 三 國土防衛ニ關スル事項

- イ 防衛(戰時警備、防空及要塞防衛ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ關スル計畫ノ内容
- ロ 防衛部隊ノ隸屬系統、部隊號、部隊數又ハ部隊ノ人馬數、裝備
- ハ 現在及將來ニ亘ル防衛部隊ノ任務、企圖、部署、配備又ハ行動
- ニ 現在及將來ニ亘ル防衛ノ準備又ハ實施ニ關スル命令ノ内容
- ホ 要塞ノ編成又ハ堡壘、砲臺、其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ノ位置、構成、施設若ハ強度
- ハ 要塞備付兵器ノ名稱、員數又ハ備付位置
- 四 諜報、防諜又ハ調査ニ關スル事項
- イ 諜報機關又ハ防諜機關ノ編制、配置、業務、成果其ノ他一切ノ事項
- ロ 作戰資料又ハ兵用地理ノ調査ニ關スル計畫ノ内容

五 運輸、通信ニ關スル事項

- イ 作戰、派遣、軍動員又ハ軍需動員ノ輸送計畫又ハ輸送準備ノ内容
- ロ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル輸送軍隊ノ軍用列車ノ列車數又ハ其ノ輸送人馬物件ノ種類及員數若ハ部隊號
- ハ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍艦備船ノ船名、隻數、艦裝、兵裝性能、航路若ハ航行隊形又ハ其ノ輸送人馬物件ノ種類及員數若ハ部隊號
- ニ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍用通信計畫ノ内容
- ホ 軍用通信施設又ハ軍用通信規定ノ内容
- ヘ 軍用暗號
- 六 演習、教育又ハ訓練ニ關スル事項
- イ 第八條ニ規定スル區域内ニ於テ行フ演習、教育、訓練ノ計畫内容又ハ其ノ成果

軍事法令—軍機保護法施行規則(陸軍)

七 資材ニ關スル事項

- ロ 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密ノ資材ヲ以テ行フ演習、教育又ハ訓練ノ計畫内容又ハ其ノ成果
- イ 軍事機密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事極秘ノ標記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ名稱、機構性能、其ノ他一切ノ事項
- ロ 軍事極秘ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事極秘ノ標記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ機構、又ハ性能又ハ形狀
- ハ 軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ機構又ハ性能
- ニ 軍事機密、軍事極秘又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル設計若ハ規格圖書ニ依リ製造中ノ資材亦前三號ノ例ニ依ル
- ホ 資材ノ整備若ハ補給ノ計畫又ハ整備若ハ補給シタル資材ノ種類及數量若ハ補給率

- ハ 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密ノ資材ノ實驗、試驗又ハ其ノ成績
- ト 第八條ニ規定スル區域内ニ於テ行フ實驗、試驗、又ハ其ノ成績
- チ 第二條第二號ニ規定スル軍需品貯藏所内ニ貯藏スル資材ノ種類及數量
- リ 陸軍大臣所管ノ軍需品工場ノ生産(製造、調製及修理ヲ謂フ以下之ニ同ジ)能力又ハ技術
- ヌ 第二條第二號ニ規定スル軍需品工場ノ生産能力、設備若ハ技術又ハ生産中ノ資材ノ種類及數量
- ハ 生産中ノ資材ノ種類及數量
- 八 圖書物件ニ關スル事項
- 軍事機密、軍事極秘又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル圖書物件
- 前項ノ種類範圍ニ屬スル事項又ハ圖書物件ト雖法規ニ於テ公示セラレタルモノ又ハ陸軍省(外國ニ駐屯スル軍隊又ハ出征若ハ派遣スル軍隊ノ最高司令部

軍事法令一軍機保護法施行規則(陸軍)

朝鮮軍司令部、臺灣軍司令部、防衛司令部、師團司令部、航空兵團司令部及要塞司令部ヲ含ムニ於テ公表シタルモノハ之ヲ除ク

第二條 軍機保護法第八條第一項ノ規定

ニ依リ左ニ掲グルモノニ付テハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號ニ掲グルモノニ付テハ當該要塞司令官(陸軍築城部本部長ノ管轄スル防禦營造物ニ付テハ陸軍築城部本部長)ノ第二號ニ掲グルモノニ付テハ當該船舶又ハ軍事施設ヲ管轄スル部隊長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 堡壘、砲臺其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル陸軍防禦營造物

二 陸軍軍用船舶又ハ現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル陸軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

第三條 軍機保護法第九條ノ規定ニ依リ

三四四

前條第一號ニ掲グル陸軍防禦營造物又ハ前條第二號ニ規定スル軍事施設ノ周圍ノ地域ニ付區域ヲ定メタルトキハ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス

前項ノ區域ニ付テハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫又ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ陸軍防禦營造物ノ周圍ノ區域ニ付テハ當該要塞司令官ノ、軍事施設ノ周圍ノ區域ニ付テハ當該軍事施設ヲ管轄スル部隊長ノ許可ヲ

測量(撮影、模寫、模造)許可願

年月日 本箱(外國人ニ在リテハ國籍) 住所 職業 氏名 年齢 要塞司令官(陸軍築城部本部長) 軍司令部(陸軍技術本部長、陸軍航空本部長、陸軍科學研) 師團長(宛所長、陸軍兵器本廠長、陸軍造兵廠長官等) 左記ノ通測量(撮影、模寫、模造)錄取、複寫、複製(致度軍機保護法施行規則第二(三)條ノ規

定ニ依リ許可相成度候也

左記

- 一、目的
二、區域(物件)
三、方法
四、使用器具類ノ名稱
五、日時(期間)
六、作業者ノ住所、氏名
七、作業ノ場所
八、員數
九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注意

- 一 用紙適宜
二 目的ニ付テハ境界確定ノ爲等許可ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載スルモノトス
三 區域(物件)ニ付テハ區域ハ何縣何郡何村字何全部又ハ何縣何郡何村字何ヨリ同村字何間一帶等其ノ地名、區間等ヲ、物件ハ模寫、模造スベキ何縣何郡何村字何一帶ノ

軍事法令一軍機保護法施行規則(陸軍)

得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第二條又ハ前條第二項ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ許可願書(一通)ヲ當該行爲地ノ最寄憲兵隊長分隊長(分遣隊長ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ警察署長(臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ經テ當該要塞司令官(陸軍築城部本部長)又ハ當該部隊長ニ提出スベシ

載スルモノトス

- 七 作業者ノ住所氏名ニ付テハ現ニ作業ニ從事セシムル者ノ住所氏名ヲ記載スルモノトス
八 作業ノ場所ニ付テハ何縣何郡何村字何番地等測量、測量圖書ノ作成、撮影、現像、焼付、模寫、模造又ハ錄取スル場所ノ地名ヲ記載スルモノトス
九 員數ニ付テハ測量ノ成果、寫真原畫、複寫圖書等何部、何枚等其ノ員數ヲ記載スルモノトス
第五條 軍機保護法第十二條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル行爲ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ掲グル行爲ニ付テハ陸軍大臣ノ、第三號又ハ第四號ニ掲グル行爲ニ付テハ行爲地ハ第四號ニ掲グル行爲ニ付テハ行爲地要塞地帯内ニ在ルトキハ當該要塞司令官、字品港域ニ在ルトキハ陸軍運輸部長其ノ他ノ場合ニ在リテハ行爲地ヲ管轄スル防衛司令官又ハ師團長(防衛司

三四五

軍事法令—軍機保護法施行規則(陸軍)

令官ノ管轄地域内ノ師團長ヲ除キ朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官、臺灣ニ在リテハ臺灣軍司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、左ニ掲グル區域ニ於ケル航空

イ 要塞地帯(地帶第三區外方三千五百間ヲ含ム)

ロ 東經百四十四度以東ノ北海道(島嶼ヲ含ム)及千島列島

ハ 北緯四十五度以北ノ北海道(島嶼ヲ含ム)及樺太(島嶼ヲ含ム)

ニ 伊豆七島、小笠原諸島及硫黃列島

ホ 廣島縣豊田郡忠海町大久野島並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面及其ノ海面内ノ島嶼

イ 北海道東部近傍

千島國ノ全島嶼

花咲郡ノ全域

根室郡ノ大部(和田村ノ一部ヲ除ク)

厚岸郡ノ大部(全町村共各一部ヲ除ク)

野付郡別海村ノ一部

ヘ 宇品港域第一區及第二區

ト 北緯三十一度以南ノ鹿兒島縣及沖繩縣ノ諸島

チ 威鏡北道、威鏡南道、平安北道慶尙南道、全羅南道(島嶼ヲ含ム)及鬱陵島

リ 臺灣(島嶼ヲ含ム)

ヌ ロ號乃至ニ號及ト號乃至前號ニ掲グル陸地ノ地先三海里以内ノ海面

二 帝國ノ領土及其ノ地先三海里以内ノ海面上ノ空域ニ於ケル雲ノ高サ、雲ノ厚サ、霧、煙霧、大氣ノ透明度又ハ地表一〇〇メートル以上ノ空域ニ於ケル氣流、溫度若ハ濕度ノ實況ノ器具機械ヲ以テスル觀測(觀測成

果ノ作成ヲ含ム)又ハ觀測成果ノ複寫若ハ複製但シ船舶ノ航行又ハ航空機ノ航空ニ必要ナルモノ及官公立ノ氣象ノ觀測所ニ於テ行フモノ又ハ官公立ノ氣象ノ觀測所ニ報告又ハ通報スル爲行フモノヲ除ク

三 左ニ掲グル區域内ノ水陸ノ形狀若

ハ施設物ノ狀況ノ測量(測量成果ノ作成ヲ含ム)又ハ測量成果ノ複寫若

ハ複製但シ地目地類ノ變換、土地ノ分合、境界ノ確定又ハ家屋倉庫ノ新築、改築、増築ノ爲必要ナルモノ及船舶ノ航行ニ必要ナル測深及方位測定ヲ除ク

川上郡標茶村ノ一部

鉦路郡 鉦路村、昆布森村ノ各一部

北緯四十九度二十分以北國境ニ至ル

北緯四十六度十分以南ノ樺太

北緯四十五度十分以北東經百四十二

樺太北部近傍

宗谷海峽近傍

東津輕郡

一本木村、平館村ノ各全域、蟹田村、三厩村今別村ノ各一部、蓬田村、小湊町ノ各一部

神奈川縣

磯子區ノ大部、中區ノ一部

橫濱市ノ全域

三浦郡ノ全域

鎌倉郡 鎌倉町、大船町、本郷村

深澤村ノ各一部

北緯三十五度十分以南東經百四十四度以西及北緯三十五度二十分以南

東經百三十九度五十六分以西ノ千葉縣及同縣君津郡青堀町ノ全域

北緯三十五度以南東經百三十九度

以東ノ靜岡縣

東京府伊豆大島ノ全域

東京灣要塞近傍

伊豆七島中八丈島及小島

小笠原群島ノ大部

小笠原群島近傍

伊豆七島中八丈島及小島

小笠原群島ノ大部

室蘭近傍

一度十五分以西ノ北海道本土
北緯四十二度二十六分三十秒以南東經百四十一度七分以西ノ室蘭市、有珠郡及幌別郡

北海道

函館市ノ全域

龜田郡 戸井村、錢龜澤村ノ各全域、湯川町、七飯村、龜田村、大野村、尻岸内村、

榎法華村ノ各一部

茅部郡 森町、尾札部村、鹿部村

臼尻村ノ各一部

上磯郡 木古内村ノ全域、上磯町

松前郡 茂別村、知内村ノ各一部

福山町、吉岡村ノ各一部

大澤村、福島村、小島村ノ各一部

檜山郡 上ノ國村、厚澤部村ノ各一部

青森縣

下北郡ノ大部(田名部町及東通村ノ各一部ヲ除ク)

北津輕郡 小泊村ノ大部、内湯村ノ一部

軍事法令—軍機保護法施行規則(陸軍)

チ 舞鶴要塞近傍

東經百三十五度以東北緯三十五度四十分以北、東經百三十五度三十分三十分以東北緯三十五度三十分以北、東經百三十五度三十六分以西ノ京都府與謝郡上宮津村、宮津町、府中村、世屋村、野間村、吉津村、岩瀨町、日置村及中郡五十河村ノ各一部ヲ除ク)及福井縣

リ 由良要塞近傍

北緯三十四度十分以北東經百三十五度十四分以西ノ和歌山縣及大阪府(泉南郡下莊村、西島取村ノ各一部ヲ除ク)
北緯三十四度八分以北東經百三十四度二十分以東ノ德島縣
德島縣那賀郡椿村ノ一部(辨天島、棚子島及其ノ附近ノ島嶼ヲ含ム)
兵庫縣津名郡安乎村平安浦ノ同縣三原郡津井村雁來岬突端ヲ連ナル線以南ノ淡路島

又 島前近傍

北緯三十六度十分以南東經百三十三度十五分以西島前ノ全域及島後ノ一部

ル 吳要塞近傍

北緯三十四度二十分以南、北緯三十三度五十分以北東經百三十二度五十分以東、東經百三十二度四十五分以西ノ廣島縣、山口縣(大島郡前島附近ヲ除ク)愛媛縣(四國本土ヲ除ク)廣島縣

廣島市ノ一部
佐伯郡 廿日市町、地御前村ノ各全域、五日市町、八幡村、井口村、觀音村、平良村、原村、宮内村、地御前村、大野村、友和村、砂谷村、玖島村ノ各一部
安藝郡 熊野町、矢野町、船越町、海田市町、府中町、昭和村、坂村、奥海田村ノ各一部
賀茂郡 中黒瀨村、下黒瀨村、熊野跡村ノ各一部

ヲ 宇品港域第一區及第二區

廣島縣豐田郡忠海町大久野島並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面及其ノ海面内ノ島嶼

カ 豐豫要塞近傍

北緯三十三度三十分以南、北緯三十二度五十分以北東經百三十二度三十分以西ノ愛媛縣
北緯三十三度二十分以南北緯三十二度五十分以北東經百三十一度四十五分以東及東經百三十一度五十二分三十分以東北緯三十二度四十五分以北ノ大分縣

北緯三十四度三十分以南東經百三十三度一度以西ノ山口縣

下關市ノ一部
阿武郡 見島村ノ全域
豐浦郡 小月町、清末村、王司村ノ各一部

福岡縣
八幡市、戸畑市、若松市、門司市、小倉市ノ各全域、直方市ノ一部
企救郡ノ大部(中谷村及東谷村ノ各一部ヲ除ク)
遠賀郡ノ大部(岡垣村ノ一部ヲ除ク)
宗像郡 神湊町、大島村(沖ノ島ヲ含ム)、岬村、勝浦村ノ各一部

コ 下關要塞近傍

軍事法令—軍機保護法施行規則(陸軍)

タ 對島要塞近傍

長崎縣上縣郡及同縣下縣郡ノ全域

レ 壹岐要塞近傍

北緯三十四度以南、北緯三十三度二十分以北東經百三十度以西ノ長崎縣佐賀縣及福岡縣

福岡縣糸島郡北崎村小呂ノ島
北緯三十三度二十分以南、北緯三十二度三十分以北東經百二十九度四十五分以西ノ長崎縣(西彼杵郡黒崎村及同郡三重村ノ各一部ヲ除ク)
長崎縣西彼杵郡式見村大崎一時津村、烏帽子岳一長與村高田、矢上村黒岳一見村小崎ヲ連ナル線以南ノ長崎縣

ソ 長崎要塞近傍

佐世保市ノ一部
北松浦郡 上志佐村、世知原村、
柚木村ノ各一部
西彼杵郡 大串村ノ一部
東彼杵郡 早岐町、折尾瀬村、江
上村ノ各全域、上波佐
見町、川棚町、下波佐
見村、宮村、崎針尾村
ノ各一部
佐賀縣
西松浦郡 有田村、二里村、大山
村、曲川村、東山代村
ノ各一部

ツ 南西諸島近傍

北緯三十度五十一分以南ノ鹿兒島縣
及沖繩縣

ネ 基隆要塞近傍

東經百二十一度三十六分以東北緯二
十五度四分以北及東經百二十一度四
十二分以東北緯二十五度以北ノ臺灣
北緯二十二度五十分以南東經百二十
度三十七分三十秒以西ノ臺灣

ナ 高雄要塞近傍

高雄州旗山郡旗山街礮礮坑一 同州同
郡田寮庄南安老一 同州岡山郡阿蓮庄
石寮潭一 同州同郡湖内庄白砂崙一 同
州同郡同庄頂茄老ヲ連ナル線ト北陽

ラ 澎湖島要塞近傍

澎湖列島(一部ヲ除ク)
北緯四十二度以北東經百二十九度三
十分以東國境以南ノ朝鮮(咸鏡北道
富寧郡三海面沙津端及其ノ附近ノ島
嶼ヲ含ム)

ム 羅津要塞近傍

北緯三十九度四十分以南、北緯三十
九度以北東經百二十七度以東、東經
百二十七度四十五分以西ノ朝鮮

ウ 永興要塞近傍

北緯三十八度以南、北緯三十七度四
十分以北東經百二十四度三十分以東
東經百二十六度以西ノ朝鮮

キ 巡威島近傍

北緯三十七度三十分以南、北緯三十
七度十分以北東經百二十六度十五分
以東、東經百二十六度四十五分以西
ノ朝鮮

ノ 仁川近傍

北緯三十五度以南、北緯三十四度三
十分以北東經百二十五度四十五分以
東、東經百二十六度十五分以西ノ朝
鮮

オ 八口浦近傍

北緯三十五度以南東經百二十七度三
十分以東ノ朝鮮

ク 鬱陵島近傍(慶尙北道鬱陵島)

北緯三十五度二十分以南東經百二十
八度十五分以東、北緯三十五度十分

ヤ 鎮海灣要塞近傍

以南東經百二十七度四十五分以東、

四 左ニ掲グル区域内ノ水産ノ形狀又

ハ施設物ノ狀況ノ空中、高所ヨリノ
撮影又ハ其ノ複寫者ハ複製但シ被寫
體ヨリノ高さ一〇〇メートル以下ノ
場合ヲ除ク

イ 第一號口號ニ掲グル區域

ロ 第一號ハ號ニ掲グル區域

ハ 前號ニ號ニ掲グル區域

ニ 前號ホ號ニ掲グル區域

ホ 京濱地方(東京市、横濱市、川崎

市、川口市及市川市)

ヘ 前號ヘ號ニ掲グル區域

ト 第一號ニ號ニ掲グル區域

チ 福井縣、石川縣、富山縣及新潟縣

リ 名古屋市

又 前號チ號ニ掲グル區域

軍事法令一軍機保護法施行規則(陸軍)

ル 京阪神地方(大阪市、堺市、岸和

田市、中河内郡、北河内郡、三島

郡、神戸市、西宮市、尼ヶ崎市、

武庫郡及京都市)

ヲ 前號リ號ニ掲グル區域

ワ 前號又號ニ掲グル區域

カ 第一號ヘ號ニ掲グル區域

ヨ 前號ワ號ニ掲グル區域

タ 前號カ號ニ掲グル區域

レ 前號ヨ號ニ掲グル區域

ソ 前號タ號ニ掲グル區域

ツ 前號レ號ニ掲グル區域

ネ 前號ツ號ニ掲グル區域

ナ 第一號ト號ニ掲グル區域

ラ 朝鮮(島嶼ヲ含ム)

ム 第一號リ號ニ掲グル區域

マ イ號乃至ル號及カ號乃至前號ニ掲グル陸地ノ地先三

海里以内ノ海面

北緯三十五度以南東經百二十七度三
十分以東ノ朝鮮

前項第三號イ號乃至ヤ號及第四號イ號
乃至ナ號ニ掲グル區域ニ付テハ關係人
ノ閱覽ニ供スル爲其ノ圖面ヲ當該區域
ヲ管轄スル市、町、村役場(朝鮮ニ在
リテハ府廳、邑面事務所、臺灣ニ在
テハ市、街、庄役場 警察署、臺灣ニ在
リテハ郡役所、支廳ヲ含ム)又ハ憲兵隊
ニ備付ク

第六條 前條第一號ニ規定スル行爲ノ許
可ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ許可
願書(二通)ヲ其ノ出發地ノ最寄憲兵隊
長又ハ警察署長ヲ經テ(要塞地帯又ハ
字品港域ニ關スルモノニ在リテハ更ニ
當該要塞司令官又ハ陸軍運輸部長ヲ經
テ)陸軍大臣ニ提出スヘシ

航空許可願

本籍(外國人ニ在リテハ國籍)
住所
職業
氏名
年 齡

年月日

陸軍大臣殿

左記ノ通航空致度軍機保護法施行規則第五條ノ規定ニ依リ許可相成度候也

- 一、目的
- 二、出發地、出發日時(期間)
- 三、通過地(著陸地)
- 四、到着地、到着豫定日時
- 五、航空機ノ種類、機體ノ型式
- 六、發動機ノ型式及馬力
- 七、國籍記號、登録記號
- 八、乗員ノ住所、氏名並ニ乗員ノ伎倆證明及免狀ノ種類
- 九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注意

- 一 用紙適宜
- 二 目的ニ付テハ運送ノ爲等許可ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載スルモ

ノトス

- 三 出發地、出發日時(期間)ニ付テハ何縣何飛行場等航空機出發離陸ノ場所名及其ノ日時(定期航空ニ

在リテハ其ノ期間)ヲ記載スルモノトス

- 四 通過地(著陸地)ニ付テハ航空機ノ通過スベキ主要地名(途中著陸ノ場合何縣何飛行場等ハ其ノ場所名)ヲ記載スルモノトス
- 五 到着地、到着豫定日時ニ付テハ最終ノ目的地タル場所名及其ノ到着豫定日時ヲ記載スルモノトス
- 六 航空機ノ種類、機體ノ型式ニ付テハ飛行機、航空船、氣球等ノ區別及其ノ型式ヲ記載スルモノトス
- 七 發動機ノ型式及馬力ニ付テハ航空機備付ノ發動機ノ型式及馬力ヲ記載スルモノトス
- 第七條 第五條第二號乃至第四號ニ規定スル行爲ノ許可願ニ關シテハ第四條ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 軍機保護法第十三條第一項ノ規定ニ依リ土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキハ現

場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示シ區域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキハ陸軍大臣ハ之ヲ選信大臣(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ニ通知ス

前項ノ期間ニ於テハ其ノ區域内ニ出入スルコトヲ得ズ

第一項ノ期間ニ於テ其ノ區域内ヲ航空セントスル者ハ陸軍大臣ノ許可ヲ、其ノ區域内ニ出入セントスル者ハ演習又ハ實驗等ヲ行フ部隊長ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受クベシ

第九條 前條第三項ニ規定スル航空ノ許可願ニ關シテハ第六條ノ規定ヲ準用ス

第十條 軍機保護法第十四條第一項ノ規定ニ依リ外國船舶ハ第五條第三號ヲ號及マ號ニ掲グル海面(開港港則第一條、大正四年朝鮮總督府令七十二號開港取締規則第一條及昭和二年臺灣總督府令第六十二號臺灣開港規則第一條ニ規定スル徑界内ヲ除ク)ニ出入スルコト

軍事法令一軍機保護法施行規則(陸軍)

ヲ得ズ

前項ノ區域ニ出入セントスル外國船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ陸軍大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ海難若ハ捕獲ヲ避クル爲已ムコトヲ得ザルトキ又ハ開港港則第一條、開港取締規則第一條又ハ臺灣開港規則第一條ニ規定スル徑界内ニ出入スル常用航路ニ依ル航行ハ此ノ限ニ在ラズ

海難又ハ捕獲ヲ避クル爲已ムコトヲ得ズシテ前項ニ掲グル水面ニ出入シタルトキハ船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ事後速ニ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ヲ經テ陸軍大臣ニ其ノ事情ヲ届出ヅベシ

第十一條 前條ニ規定スル行爲ニ付許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可願書(二通)ヲ其ノ本國管轄官廳若ハ日本ニ在ル外交官、領事官ヲ通ジ外務大臣ヲ經由シ又ハ最寄憲兵隊長若ハ警察署長ヲ經テ陸軍大臣ニ提出ス

- 一 目的
- 二 船舶
- 三 船種
- 四 國籍
- 五 船籍港
- 六 總噸數
- 七 船主ノ氏名及國籍
- 八 備船者ノ氏名及國籍
- 九 船長(其ノ職務ヲ執ル者)ノ氏名及國籍
- 十、碇泊豫定期間
- 第十二條 陸軍以外ノ官廳ニ於テ第二條第三條第二項、第五條又ハ第八條第三項ニ規定スル行爲ヲ爲サントスルトキハ主務大臣、朝鮮總督又ハ臺灣總督ニ在リテハ陸軍大臣ニ協議シ其ノ他ノ官廳ニ在リテハ第四條、第六條、第七條又ハ第九條ノ規定ニ準ジ承認ヲ受クベシ
- 第十三條 第四條、第六條、第七條又ハ

軍事法令一軍機保護法施行規則(陸軍)

第九條ニ規定スル許可願書ハ縣、市、町、村其ノ他ノ公共團體及法人ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ
第十四條 第六條、第七條、第九條、第十一條及第十二條ノ規定ニ依リ陸軍大臣ニ許可願書又ハ承認申請書ヲ提出スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル行爲ガ要塞地帯法ニ依リ要塞司令官又ハ陸軍大臣ノ、宇品港域軍事取締法ニ依リ陸軍運輸部長又ハ陸軍大臣ノ許可又ハ承認ヲ要スルモノナル時ハ同一ノ書類ニ依リ申請スルコトヲ得
第十五條 第四條、第六條、第七條、第九條、第十一條及第十二條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケル場合ニ於テ他ノ法令ノ定ムル所ニ依リ主務官廳ノ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ先ヅ其ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ證スル書類又ハ許可證若ハ承認證ノ寫ヲ許可願書又ハ承認申請書ニ添附スベシ但シ昭和十二年海軍省令第二十八號軍機保護

法施行規則ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 第四條、第六條、第七條、第九條及第十一條乃至前條ノ規定ハ許可又ハ承認ヲ得タル事項ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス
第十七條 憲兵隊長又ハ警察署長第四條第七條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可願書又ハ承認申請書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ當該要塞司令官(陸軍築城部本部長、陸軍運輸部長、師團長又ハ當該部隊長)ニ提出スベシ
憲兵隊長又ハ警察署長第六條、第九條第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可願書又ハ承認申請書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ陸軍大臣ニ提出スベシ但シ要塞地帯内及要塞地帯第三區外方三千五百間以内ノ區域ニ於ケル航空ニ關スルモノハ當該要塞司令官、宇品港域第一區及第二區内ニ於ケル航空及航行ニ關スルモノハ陸軍運輸部長ニ送致ス

ベシ

第十八條 陸軍大臣、要塞司令官、陸軍築城本部長、陸軍運輸部長、師團長又ハ部隊長許可若ハ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキハ許可證又ハ承認證ヲ交付ス
第十九條 前條ノ許可證ハ現場ニ於テ行爲ヲ爲ス者必ズ之ヲ携帶シ何時ニテモ憲兵、衛戍服務ノ軍人、警察官吏及陸軍防禦營造物、陸軍軍用船舶又ハ軍事施設當該部長ノ職員ノ閱覽ニ供スベシ
第二十條 許可證ヲ失ヒタル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ再下付ヲ申請スベシ
許可證ヲ失ヒタル者ハ直ニ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ニ其ノ旨ヲ届出テ其ノ行爲ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ届出ヲ受ケタル憲兵隊長又ハ警察署長ハ其ノ旨許可證ヲ交付シタル官憲ニ報告又ハ通報スヘシ
第二十一條 軍機保護法第十九條ノ規定

ニ依ル没取處分ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ憲兵隊長又ハ警察署長之ヲ行フ
前項ノ没取處分ハ憲兵隊長又ハ警察署長命令書ヲ交付シテ之ヲ爲スベシ

第二十二條 第二條第二號及第三條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第一、第八條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第二ニ依リ(附圖略)
第二十三條 第二條第二號、第三條第一項又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ設置シタル標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第二十四條 許可證ヲ所持スベキ者第十九條ノ規定ニ依リ閱覽ヲ拒ミタルトキハ十圓以下ノ科料ニ處ス
附 則
本令ハ軍機保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十二年十月七日)
海軍省令第二十八號

第一條 軍機保護法第一條第二項ノ規定ニ依ル海軍ノ軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件(圖書ニ在リテハ其ノ秘密ノ程度ニ從ヒ「軍機」又ハ「軍機秘」ノ標記ヲ爲シ物件ニ在リテハ之ニ準ズ)ノ種類範圍左ノ如シ
一 國防、作戰又ハ用兵ニ關スル事項
(一)國防、作戰ノ方針又ハ計畫
(二)兵要地點ノ調査ニ關スル計畫、實施又ハ其ノ成果
(三)軍港、要港、防禦港其ノ他作戰要地ノ防備ノ方針又ハ計畫
(四)戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル通商保護ノ方針又ハ計畫
(五)戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル艦船部隊ノ用兵上ノ任務、行動計畫又ハ其ノ實施ノ狀況
(六)軍事ニ關スル外國トノ約定
二 出師準備ニ關スル事項

(一)出師準備ノ方針又ハ計畫
(二)出師準備整備ノ狀況
(三)海軍大臣所管ノ軍需品工場ノ能力
(四)戰時、事變又ハ之ニ準ズル事件ノ際ニ於ケル出師準備ニ關スル諸令達又ハ之ニ基ク出師準備進捗ノ狀況
三 軍備ニ關スル事項
(一)軍備ノ方針、計畫又ハ進捗狀況
(二)水陸設備ノ方針又ハ計畫
(三)艦船部隊、官衙又ハ學校ノ戰時編制
四 諜報又ハ防諜ニ關スル事項
(一)諜報又ハ防諜ニ關スル方針、計畫又ハ其ノ實施ノ狀況
(二)諜報又ハ防諜ノ方法又ハ機關ノ組織、所在若ハ任務
五 艦船部隊、官衙、學校ニ於ケル機密(「軍機」又ハ「軍機秘」ニ屬スルモノニ限ル以上同ジ)ニ屬スル教

軍機保護法施行規則

軍事法令一軍機保護法施行規則(海軍)

軍事法令—軍機保護法施行規則(海軍)

育訓練演習又ハ研究實驗ノ計畫、
實施又ハ其ノ成果

六 通信ニ關スル事項

- (一)軍用通信ノ組織又ハ計畫ノ内容
- (二)軍用ノ秘密通信又ハ暗號

七 艦船、航空機、兵器又ハ軍需品ニ關スル事項

- (一)「軍機」ニ屬スル現用若ハ計畫、
試製、實驗中ノ船體、機關、兵器
航空機、液體燃料、火藥又ハ「軍
機」ノ標記ヲ爲シタル計畫圖ニ依
リ製作中ノ物件ノ形状、名稱、機
構、性能、要目若ハ規格

- (二)「軍機」ニ屬スル現用若ハ計畫
試製、實驗中ノ船體、機關、兵器
航空機、液體燃料、火藥又ハ「軍
機」ノ標記ヲ爲シタル計畫圖ニ
依リ製作中ノ物件ノ機構、性能、
要目若ハ規格

- (三)艦船ノ機密ニ屬スル要目
- 八 「軍機」又ハ「軍機」ノ標記ヲ爲シ

タル圖書

九 機密ニ屬スル物件

前項ノ種類範圍ニ屬スル事項又ハ圖書
物件ト雖モ法規ヲ以テ公示セラレタル
モノ又ハ海軍ニ於テ公表シタルモノハ
之ヲ除ク

第二條 軍機保護法第八條第一項ノ規定

ニ依リ左ニ掲グルモノニ付テハ測量
(船舶ノ運航ニ必要ナル測深、測距、方
位測定等ヲ除ク以下同ジ)、撮影、模寫
模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ
爲スコトヲ得ズ但シ第一號及第二號ニ
掲グルモノニ付テハ當該鎮守府司令長
官又ハ要港部司令官ノ、第三號及第四
號ニ掲グルモノニ付テハ海軍大臣、當
該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨
立艦隊司令官又ハ要港部司令官ノ許可
ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 三五六
- 三 海軍ノ艦船、航空機又ハ兵器ニシ
テ左ニ記載シタルモノ
 - (一) 艦船
 - (イ) 戰艦及航空母艦
 - (ロ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル機密
未成艦艇
 - (二) 航空機
 - (イ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル計畫
試製又ハ實驗中ノ機密航空機
 - (ロ) 機密ニ屬スル航空機(航空中
ノモノヲ除ク)
 - (三) 兵器
 - (イ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル計畫
試製又ハ實驗中ノ機密兵器
 - (ロ) 機密ニ屬スル兵器
 - 四 現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル海
軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、
軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ
軍事施設

第三條 軍機保護法第九條ノ規定ニ依リ
前條第二號ニ掲グル海軍防禦營造物

又ハ同條第四號ニ規定スル軍事施設ノ
周圍ノ地域ニ付區域ヲ定メタルトキハ
現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス
前項ノ區域ニ付テハ測量、撮影、模寫
模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ
爲スコトヲ得ズ但シ海軍大臣、當該鎮
守府司令長官又ハ要港部司令官ノ許可
ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第二條又ハ前條第二項ニ規定ス

ル行為ノ許可ヲ受ケントスル者(海軍
大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令
長官、獨立艦隊司令官又ハ要港部司令
官ニ於テ豫メ指定シテ許可シタル者ヲ
除ク)ハ左ノ様式ノ許可申請書(一通)
ヲ當該行為地ノ最寄憲兵隊長(分隊長
及分遣隊長ヲ含ム以下同ジ)又ハ警察
署長(臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長
ヲ含ム以下同ジ)ヲ經テ海軍大臣、當該
鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立
艦隊司令官又ハ要港部司令官ニ提出ス
ベシ

軍事法令—軍機保護法施行規則(海軍)

測量(撮影、模寫、模造、
錄取、複寫、複製)

(許可申請書)

本籍(外國人ニ在リテハ國籍)

住所

氏名印
年 齡

年月日

海軍大臣(鎮守府司令長官、要港部司令官)
艦隊司令長官、獨立艦隊司令官 殿

左記ノ通測量(撮影、模寫、模造、
錄取、複寫、複製) 致度軍機保護法施行規則第二(三)條ニ依
リ此段及許可申請候也

記

- 一、目的
- 二、區域(物件)
- 三、方法
- 四、使用器具類ノ名稱
- 五、日時(期間)
- 六、作業者ノ住所氏名
- 七、作業ノ場所
- 八、員數
- 九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注意

- 一 用紙適宜
- 二 目的ニ付テハ境界確定ノ爲等許

可ヲ受クヘキ行為ノ目的ヲ記載ス
ルモノトス

三 區域(物件)ニ付テハ區域ハ何縣
三五七

軍事法令—軍機保護法施行規則(海軍)

何郡何村字何全部又ハ何縣何郡何村字何ヨリ同村字何間一帶等其ノ地名、區間等ヲ、物件ハ模寫、模造スベキ何縣何郡何村何字一帶ノ寫眞、模型等其ノ物件ノ名稱等ヲ記載スルモノトス

四 方法ニ付テハ平面測量、油繪等ノ方法ヲ記載スルモノトス

五 使用器具類ノ名稱ニ付テハ何測量器、何寫眞機等使用器具ヲ記載スルモノトス

六 日時(期間)ニ付テハ何年何月何日午前十時頃又ハ何年何月何日ヨリ同月何日迄等日時又ハ期間ヲ記載スルモノトス

七 作業ノ住所氏名ニ付テハ測量者何縣何郡何村何番地何某等現ニ作業ニ從事セシムル者ノ住所氏名ヲ記載スルモノトス

八 作業ノ場所ニ付テハ何縣何郡何村何字何番地等測量、測量圖書ノ

作成、撮影、現像、燒附、模寫、模造、錄取等ヲ爲ス場所ノ地名ヲ記載スルモノトス

九 員數ニ付テハ測量ノ成果、寫眞原畫、複寫圖書等何部、何枚等其ノ員數ヲ記載スルモノトス

第五條 軍機保護法第十二條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル行爲ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ掲グル行爲ニ付テハ海軍大臣ノ、第三號又ハ第四號ニ掲グル行爲ニ付テハ當該鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ニ掲グル區域ニ於ケル航空

(一)軍港、要港又ハ防禦港

(二)平塚市及神奈川縣中郡大野村

(三)東經百四十四度以東ノ北海道及千島列島並ニ其ノ地先三海里以內ノ海面

(四)伊豆七島、小笠原諸島及硫黃列島並ニ其ノ地先三海里以內ノ海面

三五八

(五)北緯三十一度以南ノ鹿兒島縣及沖繩縣ノ諸島並ニ其ノ地先三海里以內ノ海面

二 左ニ掲グル區域内ノ雲ノ高サ、雲ノ厚サ、霧、煙霧若ハ大氣ノ透明度又ハ同區域ノ地面上百メートル若ハ海面上百メートル以上ノ空域ニ於ケル氣流、溫度若ハ濕度ノ器具機械ヲ以テスル觀測(觀測成果ノ作成ヲ含ム)又ハ觀測成果ノ複寫若ハ複製但シ船舶若ハ航空機ノ航行若ハ航空ニ必要ナルモノ、官公立ノ氣象ノ觀測所ニ於テ行フモノ又ハ法規ニ依リ官公立ノ氣象ノ觀測所ニ報告若ハ通報スル爲行フモノヲ除ク

(一)前號(三)乃至(五)ニ掲グル區域

(二)北緯五十度以南ノ樺太及其ノ地先三海里以內ノ海面

(三)東經百二十七度以東北緯二十九度以北ノ朝鮮及其ノ地先三海里以內ノ海面

(四)臺灣及其ノ地先三海里以內ノ海面

三 第一號(二)乃至(五)ニ掲グル區域内ノ水陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量(測量成果ノ作成ヲ含ム)又ハ測量成果ノ複寫若ハ複製但シ地目地類ノ變換、土地ノ分合、境界ノ確定若ハ家屋、倉庫ノ新築、改築、増築ノ爲必要ナルモノヲ除ク

四 前號ノ區域内ノ水陸ノ形狀又ハ施設物ノ狀況ノ空中、高所ヨリノ攝影又ハ其ノ複寫若ハ複製但復寫體ヨリノ高サ百メートル以下ノ場合ヲ除ク

前項第三號又ハ第四號ノ區域ニ付テハ必要ニ依リ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス

第六條 前條第一號ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ許可申請書(二通)ヲ其ノ出發地ノ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ヲ經テ海軍大臣ニ提出スベシ

軍事法令—軍機保護法施行規則(海軍)

航空許可申請書

年月日

海軍大臣殿

左記ノ通航致度軍機保護法施行規則第五條ニ依リ此段及許可申請候也

一、目的

二、出發地、出發日時(期間)

三、通過地(著陸地)

四、到着地、到着豫定日時

五、航空機ノ種類、機體ノ型式

六、發動機ノ型及馬力

七、國籍記號、登録記號

八、乘員ノ住所氏名並ニ乘員ノ技備證明及免狀ノ種類

九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

本籍地(外國人ニ在リテハ國籍)

住所

職業

氏名

年 齡

注意

一 用紙適宜

二 目的ニ付テハ運送ノ爲等許可ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載スルモノトス

三 出發地、出發日時(期間)ニ付テハ何縣何飛行場等航空機出發離陸ノ場所名及其ノ日時(定期航空ニ在リテハ其ノ期間)ヲ記載スルモノトス

三五九

軍事法令—軍機保護法施行規則(海軍)

- 四 通過地(著陸地)ニ付テ航空機ノ通過スベキ主要地名(途中著陸ノ場合何縣何飛行場等其ノ場所名)ヲ記載スルモノトス
- 五 到着地、到着豫定期日時ハ最終ノ目的地タル場所名及其ノ到着豫定期日ヲ記載スルモノトス
- 六 航空機ノ種類、機體ノ型式ニ付テハ飛行機、航空船、氣球等ノ區別及其ノ型式ヲ記載スルモノトス
- 七 發動機ノ型式及馬力ニ付テハ航空機備附ノ發動機ノ型式馬力ヲ記載スルモノトス
- 第七條 第五條第二號乃至第四號ニ規定スル行爲ノ許可申請ニ關シテハ第四條ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 軍機保護法第十三條第一項ノ規定ニ依リ土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキハ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示シ空域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキハ海軍大臣

ハ之ヲ選信大臣(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ニ通報ス
前項ノ期間ニ於テハ其ノ區域内ニ出入スルコトヲ得ズ但シ航空ニ付テハ海軍大臣ノ許可ヲ其ノ他ニ付テハ演習又ハ實驗等ヲ行フ艦船部隊、官衙又ハ學校ノ長ノ定ムル所ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 前條第二項ニ規定スル航空ノ許可申請ニ關シテハ第六條ノ規定ヲ準用ス

第十條 軍機保護法第十四條第一項ノ規定ニ依リ外國船舶ハ左ニ掲グル區域ニ出入スルコトヲ得ズ但シ外國船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者海軍大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ海難又ハ捕獲ヲ避クル爲已ムコトヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍港、要港又ハ開港場ニ非ザル防禦港

三六〇

- 二 多數艦船在泊中ノ左ニ掲グル水面
 - (一) 有明灣(火埼都井岬ヲ連結スル一線以内)
 - (二) 宿毛灣(高茂崎ヨリ姫島ニ引キタル一線、姫島ヨリ櫛ヶ鼻ニ引キタル一線、櫛ヶ鼻ヨリ淺瀬崎ニ引キタル一線以内)
 - (三) 館山灣(洲ノ埼大房鼻ヲ連結スル一線以内)
 - (四) 佐伯灣(蒲戸培鶴見崎ヲ連結スル一線以内)
 - (五) 油谷灣(角島牧ヶ鼻川尻岬ヲ連結スル一線以内)
 - (六) 寺島水道(串島ヲ中心トシテ五海里ノ半徑ヲ有スル圓周ノ弧内)
- 海難又ハ捕獲ヲ避クル爲已ムコトヲ得ズシテ前項ニ掲グル水面ニ出入シタルトキハ船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ事後速ニ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ヲ經テ海軍大臣ニ其ノ事情ヲ届出ヅベシ

- 第十一條 前條ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者ハ船舶法第三條(朝鮮ニ在リテハ朝鮮船舶令第二條、臺灣ニ在リテハ海軍諸法臺灣施行令第二條、樺太ニ在リテハ大正十三年勅令第九十三號)又ハ關稅法第九十八條ノ規定ニ依ル主務官廳ヲ經テ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書(二通)ヲ海軍大臣ニ提出スベシ
- 一 目的
- 二 船名
- 三 船種
- 四 國籍
- 五 船籍港
- 六 總噸數
- 七 船主氏名及其ノ國籍
- 八 備船者氏名及其ノ國籍
- 九 船長(其ノ職務ヲ執ル者)氏名及其ノ國籍
- 十 碇泊豫定期間
- 第十二條 海軍以外ノ官廳ニ於テ第二條

軍事法令—軍機保護法施行規則(海軍)

第三條第二項、第五條第一項又ハ第八條第二項ニ規定スル行爲ヲ爲サントスルトキハ主務大臣、朝鮮總督又ハ臺灣總督ニ在リテハ海軍大臣ニ協議シ其ノ他ノ官廳ニ在リテハ第四條、第六條、第七條、第九條ノ規定ニ準ジ承認ヲ受クルモノトス

第十三條 第四條、第六條、第七條又ハ第九條ニ規定スル許可申請書ハ府、縣、市、町、村其ノ他公共團體並ニ法人ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第十四條 第四條、第六條、第七條、第九條、第十一條及第十二條ノ規定ニ依リ海軍大臣ニ許可申請書又ハ承認申請書ヲ提出スル場合ニ於テ要索地帶法、軍港要港規則又ハ防禦海面令ニ依リ海軍大臣、鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ノ許可又ハ承認ヲ受タルヲ要スルモノニ付テハ本令ノ規定スル書類ノミニ依ルコトヲ得

第十五條 第四條、第六條、第七條、第九條及第十二條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケタル場合ニ於テ他ノ法令ノ規定ニ依リ主務官廳ノ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ先ヅ其ノ許可又ハ承認ヲ受ケテ之ヲ證明スベキ書類又ハ許可書若ハ承認書ノ寫ヲ許可申請書又ハ承認申請書ニ添付スベシ但シ昭和十二年陸軍省令第四十三號軍機保護法施行規則ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 第四條、第六條、第七條、第九條及第十一條乃至前條ノ規定ハ許可又ハ承認ヲ得タル事項ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 憲兵隊長又ハ警察署長第四條、第六條、第七條、第九條、第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ許可申請書又ハ承認申請書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官又

第二十一條 軍機保護法第十九條ノ規定

ニ依ル没取處分ハ海軍大臣ノ認可ヲ受

ケ憲兵隊長又ハ警察署長之ヲ行フ

前項ノ没取處分ハ憲兵隊長又ハ警察署

長命令書ヲ交付シテ之ヲ爲スベシ

第二十二條 第二條第四號、第三條第一

項ニ規定スル標識ハ附圖第一、第五條

第二項ニ規定スル標識ハ附圖第二、第

八條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第三

ノ如シ(附圖略)

第二十三條 第二條第四號、第三條第一

項、第五條第二項又ハ第八條第一項ノ

規定ニ依リ設置シタル標識ヲ損壞シ又

ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシ

メタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料

ニ處ス

第二十四條 許可證ヲ所持スベキ者第十

九條ノ規定ニ依ル閱覽ヲ拒ミタルトキ

八十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十二年法律第七十二號施行ノ

日ヨリ之ヲ施行ス

要塞地帯法

第一章 總 則

第一條 要塞地帯トハ國防ノ爲建設シタ

ル諸般ノ防禦營造物ノ周圍ノ區域ヲ云

フ

第二條 要塞地帯ノ幅員ハ防禦營造物ノ

各突出部ヲ連結スル線ヲ基線トシ此ノ

線ヨリ外方一定ノ距離以内ニ於テ之ヲ

定ム

第三條 要塞地帯ハ陸地ト海面ト間ハ

ス之ヲ三區ニ分チ各區ノ幅員ハ左ノ區

別ニ從ヒ陸軍大臣之ヲ定メ並之ヲ告示

ス其ノ之ヲ變更スル場合亦同シ但シ陸

軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ

區域カ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條

第二項ノ區域ト相關聯スルカ或ハ軍港

要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並陸軍用

地カ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第

一

ト認メタルトキハ之ヲ要塞地帯外ニ退

去セシムルコトヲ得

第九條 要塞地帯ノ第一區ニ屬スル水面

ニ在リテハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ

非サレハ漁獵、採藻及艦船ノ繫泊、土

砂ノ掘鑿ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 第一區間ニ於テ新設スルコトヲ

得サルモノ左ノ如シ

一 不燃質物ヲ以テ築造セル家屋及倉

庫

二 窰室及固定鹽罐

三 不燃質物ヲ以テ築造セル高さ二尺

ヲ超ユル諸般ノ築造物

第十一條 第一區内ニ於テ要塞司令官ノ

許可ヲ得ルニ非サレハ新設スルコトヲ

得サルモノ左ノ如シ

一 埋葬地

二 水車及風車

三 井

四 容易ニ他ニ移動スヘカラサル器械

器具ヲ備フル家屋

ハ要港部司令官ニ提出スベシ
第十八條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官、要港部司令官又ハ艦船部隊、官衙、學校ノ長許可又ハ承認ヲ爲シタルトキハ許可證又ハ承認證ヲ交付ス
第十九條 前條ノ許可證ハ現場ニ於テ行爲ヲ爲ス者必ズ之ヲ携帶シ其ノ附近ヲ警備スル海軍ノ軍人、軍屬若ハ憲兵又ハ警察官吏ノ要求アルトキハ何時ニテモ其ノ閱覽ニ供スベシ
第二十條 許可證ヲ失ヒタル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ再下付ヲ申請スベシ
許可證ヲ失ヒタル者ハ直ニ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ニ其ノ旨ヲ届出テ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ行爲ヲ繼續スルコトヲ得ズ
前項ノ届出ヲ受ケタル憲兵隊長又ハ警察署長ハ其ノ旨許可證ヲ交付シタル官憲ニ報告又ハ通報スベシ

ノ職務ハ鎮守府司令長官要港部司令官之ヲ行フ
第六條 此ノ法律ハ防禦營造物ノ設ケナシト雖モ之ヲ設ケルコトニ決定シタル箇所ニ於テ其ノ豫定防禦營造物ノ各突出部ヲ連結スル線ヲ基線トシ第二條第三條及第七條第二項ニ定メタル區域ニ付テ亦之ヲ適用ス但シ基線以内ノ區域ハ第一區ニ準ス
第二章 禁止及制限
第七條 何人ト雖モ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯内水陸ノ形狀ヲ測量、撮影、摸寫、錄取シ又ハ要塞地帯内ヲ航空スルコトヲ得ス
前項ノ規定ハ要塞地帯外ト雖第三區ノ境界線ヨリ外方三千五百間以内ノ區域ニ於テ適用ス
航空ノ許可ニ關シテハ要塞司令官ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第八條 要塞司令官ハ要塞地帯内ニ入り兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ視察スル者

二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上之ヲ定メ連署シテ告示ヲ爲スコトヲ要ス
第一區 基線ヨリ測リ二百五十間以内及基線ト防禦營造物ノ區域
第二區 基線ヨリ測リ七百五十間以内
第三區 基線ヨリ測リ二千二百五十間以内
第四條 要塞司令官鎮守府司令長官要港部司令官及築城部本部長ハ要塞地帯ヲ劃スル爲其他必要ト認ムル場合ニ於テハ部下官僚ヲシテ要塞地帯内及第七條第二項ノ區域内何レノ地ヲ問ハス出入セシムルコトヲ得但シ陸海軍用地内ニ出入セシメントスルトキハ互ニ當該官廳ノ承認ヲ經ヘシ
第五條 陸軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ニ關聯セサル海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域内ニ關シテハ此ノ法律ニ規定スル陸軍大臣ノ職務ハ海軍大臣之ヲ行ヒ要塞司令官

五 生垣及木造ノ圍籬
六 第十條第一號ニ於テ禁セサル家屋及倉庫

第十二條 第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 不燃質物ヲ以テ築造セル家屋及倉庫

二 埋葬地

三 不燃物ヲ以テ築造セル高サ三尺ヲ超ユル諸般ノ築造物

第十三條 第一區第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ屋内ト屋外トヲ問ハス累積スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 第一區内ニ於テハ高サ五尺、第二區内ニ於テハ高サ八尺以上ニ累積スル不燃質物石炭類
二 第一區内ニ於テハ高サ一丈三尺、第二區内ニ於テハ高サ一丈七尺以上ニ累積スル薪炭及竹木材

第十四條 第一區第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ家屋倉庫及諸般ノ築造物ヲ改築増築スルコトヲ得ス

第十五條 各區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 地表ノ高低ヲ永久ニ變更スル土工即チ堆土開鑿等
二 溝渠、鹽田、排水及溜水
三 公園、育樹場、竹木材、果園及桑茶畑

四 耕作地

第十六條 各區内ニ於テ陸軍大臣ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

堤塘、運河、道路、橋梁、鐵道、隧道永久棧橋
第十七條 本章ノ禁止制限ニ違背シ新設改築増築變更シタル家屋倉庫其ノ他ノ築造物又ハ累積物等ハ違背者ヲシテ期限ヲ定メテ之ヲ除去セシメ地形ノ變更ニ係ルモノハ之ヲ復舊セシメ期限内ニ除去復舊セサルトキ若ハ其ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ方法宜シキヲ得サルトキハ官廳ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

前項義務者ニ於テ負擔スヘキ費用ハ國稅ノ滯納處分ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ政府ハ國稅ニ次キ先取權ヲ有ス
本條ノ處分ハ第十六條ノ違背者ニ就テハ陸軍大臣之ヲ爲シ其他ノ違背者ニ就テハ要塞司令官之ヲ爲スヘシ
第十八條 地帯ノ禁止制限ニ關シ官廳ノ處分ニ服セサル者ハ其ノ處分ニ就テノ告示又ハ通達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ陸軍大臣ニ訴願スルコトヲ得但シ訴願中處分ノ執行ヲ妨ケス
第十九條 陸軍大臣ハ場合ニ依リ或區域

限ヲ定メテ之ヲ除去セシメ地形ノ變更ニ係ルモノハ之ヲ復舊セシメ期限内ニ除去復舊セサルトキ若ハ其ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ方法宜シキヲ得サルトキハ官廳ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

前項義務者ニ於テ負擔スヘキ費用ハ國稅ノ滯納處分ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ政府ハ國稅ニ次キ先取權ヲ有ス
本條ノ處分ハ第十六條ノ違背者ニ就テハ陸軍大臣之ヲ爲シ其他ノ違背者ニ就テハ要塞司令官之ヲ爲スヘシ
第十八條 地帯ノ禁止制限ニ關シ官廳ノ處分ニ服セサル者ハ其ノ處分ニ就テノ告示又ハ通達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ陸軍大臣ニ訴願スルコトヲ得但シ訴願中處分ノ執行ヲ妨ケス
第十九條 陸軍大臣ハ場合ニ依リ或區域

内ニ限り特ニ本章禁止制限ノ全部若クハ一部ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示ス之ヲ變更スルトキ亦同シ

第二十條 本章ノ禁止及制限ハ陸海軍又ハ陸海軍官廳ノ行動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ陸軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ニシテ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合若ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テ當該陸軍官廳若ハ海軍官廳カ此ノ法律ニ據ル許可又ハ承認ヲ爲シ若ハ第十九條ノ處分ヲ爲サントスルトキハ陸軍官廳ハ當該海軍官廳ニ海軍官廳ハ當該陸軍官廳ニ協議スルコトヲ要ス

第二十一條 陸海軍以外ノ官廳ニ於テ第七條第九條第十一條乃至第十五條ニ據ル事項ヲ爲サントスルトキハ要塞司令官ノ承認第十六條ニ據ル事項ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三章 罰則

第二十二條 第七條及第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ十一日以下ノ拘留又ハ五十圓以下ノ罰金若ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第八條ニ依リ要塞司令官ニ退去ヲ命ゼラレ其ノ命ニ從ハサル者亦同シ

第二十三條 第七條及第九條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第二十四條 第十條乃至第十三條第十五條及第十六條ニ違犯シタル者ハ四十圓以下ノ罰金又ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第二十五條 第十四條ニ違犯シタル者ハ二圓以下ノ科料ニ處ス

第二十六條 要塞地帯各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル爲ニ設ケタル標石標木、標札ノ類ヲ移動シ又ハ之ヲ毀壞

シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ十一日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ過失ニ出テタル者ハ二圓以下ノ科料ニ處ス

第二十七條 要塞地帯創設告示ノ當時家屋、倉庫、築造物等ノ新設、變更、改築、増築中ニ係ルモノハ此ノ法律ノ禁止制限ヲ適用セス

第二十八條 要塞地帯各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル標石標木若クハ標札ノ類ヲ建設スル爲ニ要スル敷地ノ買収及使用ニ關シテハ明治二十三年法律第二十三號陸地測量條例ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 此ノ法律ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 此ノ法律ハ軍港規則及要港規則ノ効力ヲ妨グルコトナシ

第三十一條 明治三十一年勅令第七十

三六五

六號ハ此ノ法律ニ依リ第三條又ハ第六條ノ告示ヲ爲シタル箇所ニ限リ其効力ヲ失フ

防務條例 抄

第一條 本條例ハ永久ノ目的ヲ以テ海岸ニ建設シタル防禦地點ノ防禦ニ關シ陸海軍協同作戰ノ分擔任務及其ノ計畫指揮ヲ規定ス

第二條 海岸防禦地點ノ防禦ハ陸海軍協同シテ之ニ任スルモノトス而シテ陸海兩軍ノ性質ニ因リ分擔スヘキモノ概ネ左ノ如シ

- 甲 陸軍ノ擔任
 - 其一 陸地警戒勤務
 - 其二 陸地防禦工事
 - 其三 諸砲臺ノ勤務
 - 其四 堡壘通信勤務
- 乙 海軍ノ擔任
 - 其一 海上警戒勤務

其二 海中防禦及之ニ屬スル諸勤務
其三 船艦ヲ以テスル諸勤務
其四 海上通信勤務

衛戍令

(昭和一二、四、二八)
勅令第一五二號

第一條 陸軍軍隊ノ永久一地ニ駐屯スルヲ衛戍ト稱シ當該軍隊ニ於テ其ノ地ノ警備及陸軍ノ秩序、軍紀、風紀ノ監視並陸軍ニ屬スル建築物等ノ保護ニ任ズ

第二條 衛戍勤務ハ一地ニ駐屯スル團隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)ノ長及其ノ地所在ノ要塞司令官(朝鮮軍司令官、臺灣軍司令官及師團司令部所在地ニ在ル要塞司令官ヲ除ク)中上級先任者衛戍司令官ト爲リ之ヲ管掌スルモノトス

第三條 衛戍勤務執行ノ區域ハ衛戍司令官之ヲ定メ其區域ヲ衛戍地ト稱シ其ノ地名ヲ冠シテ某衛戍地ト謂フ

衛戍勤務ニ關シ師團長ハ師管內(朝鮮

ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域內)ノ各衛戍司令官(東京衛戍司令官及朝鮮ニ在リテハ要塞司令官又ハ飛行團長ニシテ衛戍司令官タルモノヲ除ク)ヲ朝鮮軍司令官ハ朝鮮ニ在ル各衛戍司令官(師團長ノ監督ヲ受クル者ヲ除ク)ヲ臺灣守備隊司令官ハ其ノ守備區域內ノ各衛戍司令官(要塞司令官又ハ飛行團長ニシテ衛戍司令官タルモノヲ除ク)ヲ、臺灣軍司令官ハ臺灣ニ在ル各衛戍司令官(臺灣守備隊司令官ノ監督ヲ受クル者ヲ除ク)ヲ監督シ、朝鮮軍司令官ハ朝鮮ニ在ル師團長ヲ、臺灣軍司令官ハ臺灣守備隊司令官ヲ統督ス

第四條 衛戍參謀又ハ衛戍副官ハ衛戍司令官タル部隊長ノ部隊ノ參謀又ハ副官ノ中ヨリ衛戍司令官タル部隊長之ヲ命ズ

衛戍參謀及衛戍副官ハ衛戍司令官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條 衛戍司令官ハ衛戍勤務ニ關シテ

ハ其ノ地駐屯ノ軍隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)及陸軍病院ヲ管轄ス

第五條ノ二 衛戍勤務ハ近衛師團ノ禁闕守衛勤務ヲ妨グルコトナシ

第六條 衛戍司令官ハ警備上必要アリト認ムルトキハ其ノ衛戍地ニ在ル憲兵ニ對シ地方ノ狀況ニ關スル報告ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アルトキハ衛戍司令官ハ直ニ前項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得但シ衛戍司令官當該憲兵ヨリ上級先任ナラザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 削除

第八條 衛戍地ニ在ル部隊ハ衛戍司令官ノ管轄ニ屬セザルモノト雖モ衛戍司令官ノ定メタル衛戍ニ關スル諸規則ヲ遵守スベキモノトス

第九條 衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際ニ於ケル治安維持ニ關スル處置ニ付テハ當該地方官ト協議スルモノトス

軍事法令一衛戍令、戒嚴令

第十條 衛戍司令官ハ豫メ災害又ハ非常ノ際陸軍ニ屬スル諸建築物其ノ他ノ物件ノ救済及警戒ニ關スル處置ヲ規定シ置クベシ皇族邸宅、官衙、公署等ノ救済及警戒ニ關シ必要アルトキ亦同ジ

東京衛戍司令官ハ前項ノ事項ニシテ宮闕ニ關聯スルモノハ近衛師團長ト協議スベシ

第十一條 軍隊ハ衛戍地外ニ在ルトキト雖モ其ノ任務ニ妨ナキ限リ本令ニ準ジ衛戍勤務ヲ行フベシ

第十二條 關東州及南滿洲ニ在ル軍隊ハ本令ニ準ジ衛戍勤務ヲ行フベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戒嚴令

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲スモノナリ

第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ合圍ノ區域ト爲ス者ナリ

第三條 戒嚴ハ時機ニ應ジ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告ス

第四條 戰時ニ際シ鎮臺營所、要塞、海軍港鎮守府、海軍造船所等邊カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得又戰略上臨戰ノ處分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官之ヲ宣告スルコトヲ得

第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ臨時戒嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信斷絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得

軍事法令—戒嚴令

第六條 軍團長、師團長、旅團長、鎮臺營所要塞司令官警備隊司令官若クハ分遣隊長或ハ艦隊司令官、艦隊司令官鎮守府長官若クハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス

第七條 戒嚴ノ宣告ヲ爲シタル時ハ直チニ其狀勢及事由ヲ具シテ之ヲ太政官ニ上申ス可シ

但其隸屬スル長官ニハ別ニ之ヲ具申ス可シ

第八條 戒嚴ノ宣告ハ曩ニ布告シタル所ノ臨戰若クハ合圍地境ノ區畫ヲ改正スルコトヲ得

第九條 臨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官、地方裁判官及檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フヘシ

第十條 合圍地境內ニ於テハ地方行政事

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲、彈藥、兵器、火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スルコト

第四 郵便電報ヲ開滅シ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査シ並陸海通路ヲ停止スルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬燒スルコト

第六 合圍地境內ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋、建造物、船舶中ニ立入り検査スルコト

第七 合圍地境內ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

第十五條 戒嚴ハ平定ノ後ト雖トモ解止ノ布告若クハ宣言ヲ受クルノ日迄ハ其

軍事法令—徵發令

務及司法事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官、地方裁判官及檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣言アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十一條 合圍地境內ニ就テハ軍事ニ係ル民事及左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

第二編

第一章 皇室ニ對スル罪

第二章 國事ニ關スル罪

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏瀆職ノ罪

第三編

第一章

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二節 毆打創傷ノ罪

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

効力ヲ有スルモノトス

第十六條 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及ヒ裁判權ハ總テ其常例ニ復ス

徵發令

第一條 徵發令ハ戰時若クハ事變ニ際シ陸軍或ハ海軍ノ全部又ハ一部ヲ動かスニ方リ其所需ノ軍需ヲ地方ノ人民ニ賦課シテ徵發スルノ法トス

但シ平時ト雖モ演習及行軍ノ際ハ本條ニ準ス

第二條 徵發ハ陸軍若クハ海軍官憲ノ徵發書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 左ニ列記スル官憲ハ徵發書ヲ出スノ權ヲ有ス

一 陸軍卿、海軍卿、鎮臺司令官及鎮守府長官

二 陸軍ニ於テハ特命司令官、軍團長、師團長、旅團長、分遣隊長若クハ演習及行軍ノ軍隊長

第七節 脅迫ノ罪

第二章

第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀損シ及動物ヲ害スル罪

第十二條 合圍地境內ニ裁判所ナク又其管轄裁判所ト通路斷絶セシ時ハ民事刑事ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス

第十三條 合圍地境內ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ對シテハ控訴上告ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

習及行軍ノ軍隊長

三 海軍ニ於テハ特命司令官、艦隊司令官、艦隊司令官、分遣隊長若クハ操練及航海ノ艦隊司令官又ハ艦長

第四條 徵發ス可キモノノ種類ニ依リ徵發區(會社モ之ニ準ス)ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 第十二條第一項ハ 府縣

二 第十二條第二項及第三項ハ 郡區

三 第十二條第四項以下各項及ヒ第十條三條各項ハ 町村

四 船舶會社所有ノ船舶及鐵道會社所有ノ汽車ハ 會社

第五條 徵發ス可キモノハ徵發區內ニ現存スルモノニ限ル

第六條 徵發書ハ徵發區ニ從ヒ府知事縣令郡區長戶長若クハ停車場長船舶會社ノ店長ニ付ス可シ

第七條 徵發書ヲ受ケタル府知事縣令郡區長戶長若クハ停車場長船舶會社ノ店長ハ時期ヲ誤ルコトナク其供給ヲ完全

軍事法令—徵發令

セシムルノ責アルモノトス
第八條 各徵發區ニ於テハ臨時徵發ニ應
ス可キ便宜ノ方法ヲ豫定ス可キモノト
ス

第九條 徵發ヲ課セラレタルモノハ時期
ニ違フコトナク之ヲ供給スルノ義務ア
ルモノトス若シ其時期ニ違フトキハ府
知事縣令郡區長戸長他ノ方法ヲ以テ調
達シ爲メニ生シタル費用ハ本人ヲシテ
之ヲ辨償セシム但會社ニ係ルモノハ陸
海軍官憲直ニ其處分ヲ爲ス可シ

第十條 徵發ヲ課セラレタル者商用其他
ノ事故ヲ以テ供給ヲ拒ミ又ハ供給ス可
キモノヲ藏匿シタルトキハ直ニ之ヲ使
用スルコトヲ得

第十一條 供給ヲ受ケタル陸海軍官憲ハ
其受領證票ヲ府知事縣令郡區長戸長若
クハ停車場長船舶會社ノ店長ニ交付ス
ヘシ

第十二條 徵發ス可キモノ左ノ如シ
一 米、麥、秣、秣、鹽、味噌、醬油、

漬物、梅干及薪炭

二 乘馬、馱馬、駕馬、車輛其他運搬
ニ供スル獸類及器具

三人 夫

四 宿舍、既園及倉庫

五 飲水、石炭

六 船舶

七 鐵道汽車

八 演習ニ要スル地所

九 演習ニ要スル材料器具

第十三條 戰時若クハ事變ニ際シテハ第
十二條ノ諸項ニ掲タルモノノ外徵發ス
可キモノ左ノ如シ

但シ平時ノ演習及ヒ行軍ニハ徵發スル
コトヲ得ス

一 造船所、工作所及軍事ノ工作ニ要
スル材料器具

二 職工、礦夫、洗濯人ノ類

三 被服、裝具、草鞋、兵器、彈藥、
船具、寢具、藥劑、治療器械及繃帶具

四 水車搗春ノ類

三七〇

五 病院

第十四條 第十二條第二項中徵發ノ免除
ヲ受ク可キモノ左ノ如シ
一 皇族所用ノ車馬
二 外國公使館並領事館ニ屬スル車馬
三 乘馬本分タル職務ニ要スル馬匹
四 郵便用ノ車馬
五 公認セラレタル種牛種馬

第十五條 第十二條第四項中徵發ノ免除
ヲ受ク可キモノ左ノ如シ
一 公務ニ屬スル癩癩
二 皇族ノ邸宅
三 外國公使館領事館及ヒ其所屬館
四 鐵道電信郵便用ノ建造物
五 陸海軍將校並同等官現住ノ家屋
六 博物館書籍館
七 病院、盲啞院、棄兒院
八 學校但臨戰合圍地境內ニ在リテハ
此ノ限ニ在ラス

九 製造場内機械室
第十六條 第十二條第二項ニ掲タルモノ

ノ使用ハ其原因ヲ轉シテ他用ニ供スル
ヲ許サス但戰時若クハ事變ニ際シテハ
此限ニ在ラス
第十七條 第十二條第二項ニ掲タルモノ
ハ其差出場所ヨリ六里未滿ノ地ニ於テ
使用スルヲ例トシ一日ノ使用ハ六里ニ
超ユルコトヲ得ス但戰時若クハ事變ニ
際シテハ六里以外ノ地ニ使用スルコト
ヲ得
第十八條 第十二條第四項ニ掲タルモノハ
合圍地境內ヲ除クノ外居住者ノ起臥及
營業ニ必要ナル場所ヲ徵用スルコトヲ
得ス但營業ニ必要ナルモ旅店等ハ此ノ
限ニ在ラス
第十九條 宿舍ノ廣狹ハ其地家屋ノ數ト
隊伍ノ編制トニ從ヒ一定シ難シ故ニ臨
時適宜ニ之ヲ定ム
第二十條 第十二條第四項ニ掲タルモノ
ハ陸軍若クハ海軍ノ都合ニ依リ特ニ其
場所ヲ指定スルコトアルヘシ
第二十一條 宿舍ヲ定メタルノ後ハ區町

軍事法令—徵發令

村ノ便宜ヲ以テ他ニ轉移スルコトヲ許
サス既園倉庫亦同シ
第二十二條 宿舍既園ノ徵發ヲ課セラレ
タルモノハ併セテ人馬ノ食飼ヲ供給ス
可シ但駐軍三日以上ニ至ルトキハ第四
日ヨリ食飼ハ陸軍若クハ海軍ノ自辨ト
ス
第二十三條 第十二條第六項ノ徵發ニ係
リ其乘載人馬ノ食飼ヲ要スルモノハ併
セテ供給セシム
第二十四條 第十二條第六項及第七項ニ
掲タルモノハ戰時若クハ事變ニ際シ借
切トシテ之ヲ徵用スルコトアルヘシ
第二十五條 第十二條第二項第六項及第
七項ニ掲タルモノハ其操業者ヲ併セテ
徵用スルヲ例トス但シ時宜ニ依リ各個
ニ分別シテ徵用スルコトヲ得
第二十六條 第十二條第六項ニ掲タルモ
ノヲ操業者ト各個ニ分別シテ徵用スル
ハ戰時若クハ事變ノ際ニ限ル但船橋及
駁船ニ充ツルモノハ此限ニ在ラス

三七一

第二十七條 第十二條第七項ニ屬スル汽
車其屬具鐵道建築所用ノ材料器具及ヒ
操業者ヲ各個ニ分別シテ徵用スルハ戰
時若クハ事變ノ際ニ限ル
第二十八條 第十三條第五項ニ掲タルモ
ノハ陸海軍病院ノ補助トシテ徵用スル
ヲ例トス但合圍地境內ニ在リテハ全ク
明渡サシムルコトヲ得
第二十九條 徵發ニ係ルモノハ第三十一
條乃至第五十條ニ定ムル所ノ方法ニ從
ヒ賠償ス
第三十條 徵發物件ヲ差出場所ニ輸送ス
ルハ徵發區ノ義務トシ其輸送貨ヲ支辨
セス
第三十一條 賠償ハ平時ト戰時ト論セス
其時々之ヲ支辨スルモノトス但戰時若
クハ事變ニ際シ紛擾ノ爲延滞シテ三ヶ
月ヲ超ユルトキハ年六分ノ割ヲ以テ其
利子ヲ付ス
第三十二條 賠償ハ徵發區毎ニ一括シテ
府知事縣令郡區長戸長停車場長船舶會

軍事法令一 徵發令

社ノ店長ヨリ之ヲ請求ス可シ

第三十三條 徵發物件ノ其使用ノ爲メニ毀損シタルモノハ賠償ス其金額ニ就キ供給者ト熟議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス

其毀損ハ持主若クハ操業者ヨリ速ニ其地ニ在ル陸海軍官憲若クハ戸長ニ届出可シ其届出ハ徵用濟引渡ノ後左ノ期限ヲ超ユヘカラス若シ其ノ期限ヲ超ヘ又ハ期限中持主若クハ操業者ニ於テ使用セシトキハ無効トス

一 西洋形船舶 七日間
二 地所 評價委員ノ告示スル時日間

三 其他ノ物件 一日間

第三十四條 第十二條第一項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ其地市場ノ前三ヶ年間ノ平均價ヲ取リ之ヲ定ム其平均價ノ取リ難キモノハ評價委員ノ評定ニ任ス

第三十五條 第十二條第二項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ其郡區平常ノ賃價トス但

物件ト操業者ト各個ニ分別シテ徵用シタルトキハ其郡區平常ノ雇賃及借賃ニ準シテ賠償ス

第三十六條 第十二條第二項ノ徵發ニ係ルモノヲ宿泊セシメ連日使用スルトキ及ヒ六里以外ノ地ニ於テ使用スルトキハ第三十二條ノ例ニ拘ハラス賃價ノ半額ヲ前給シ宿泊食飼ヲ官給ス但此場合ニ於テハ賃價ノ四分ノ一ヲ減ス

第三十七條 第十二條第六項ニ掲グルモノヲ買上クルトキハ勿論其他使用ノ都合ニ依リ價格ノ豫定ヲ要スルトキハ其金額ヲ定メ置ク可シ其金額ニ就キ供給者ト熟議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス

第三十八條 第十二條第三項ノ徵發ニ係ルモノハ第三十五條ニ準シテ賠償シ第三十六條ヲ適用ス

第三十九條 第十二條第四項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ陸海軍省ニ於テ之ヲ定ム

第四十條 第十二條第五項ノ徵發ニ係ル

三十六條ヲ適用ス

第五十條 第十三條第五項ノ徵發ニ係ルモノハ通常患者ノ例ニ從フテ賠償ス全ク明渡サシムルトキハ第三十九條ノ例ニ準ス

第五十一條 徵發ヲ拒ミ或ハ忌避シ或ハ漫リニ使役ヲ離レタルモノ及之ヲ教唆誘導シタルモノハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五十二條 徵發ノ命令ヲ受ケタル府知事縣令郡區長戸長停車場長船舶會社ノ店長其處置ヲ爲ササルモノハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其懈怠ニ出ルモノハ二十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十三條 徵發書ヲ出スノ權ヲ有スル官憲ニ徵發書ヲ出シ又ハ其權ヲ有セサル官憲徵發書ヲ出シタルトキハ一年以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ別官ヲ附加ス

軍事法令一 徵發令馬匹徵發細則事務

ニハ第四十二條ノ損料トス但船橋及野船ニ充テタルモノノ賠償金額ハ第四十條第三項ニ準ス

第四十四條 第十二條第七項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ別ニ命令書アルモノノ外平常ノ定賃トス

第四十五條 第二十七條ノ場合ニ於ケル賠償金額ハ操業者ニハ平常ノ給料物件ニハ其地平常ノ代賃若クハ損料トス其金額ニ就キ供給者ト熟議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス

第四十六條 第十二條第八項ノ徵發ニ係ルモノハ其植物ニ損害ヲ加ヘ又ハ地形ヲ變更シタルトキニ限り賠償ス其金額ハ評價委員ノ評定ニ任ス

第四十七條 第十二條第九項ノ徵發ニ係ルモノハ其地平常ノ代賃若クハ損料ヲ賠償ス其金額ニ就キ供給者ト熟議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス

第四十九條 第十三條第二項ノ徵發ニ係ルモノハ第三十五條ニ準シテ賠償シ第

賠償金額ハ其地平常ノ代賃トス

第四十一條 第十二條第六項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ別ニ命令書アルモノノ外左ノ區別ニ從フ

一 出船ノ定時アリテ定路ヲ航スルモノハ平常ノ定賃
二 定路ヲ航スルモ特ニ出船時日ヲ命シタルトキハ其乘載量五分ノ三ニ滿チタル以上ハ前項ノ例ニ準ス若シ之ニ滿タサルモ五分ノ三ニ値ル平常ノ定賃

三 出船及航路ノ定メナクシテ定賃ナキモノ又ハ運送ヲ以テ營業トセサルモノ等其賠償金額ニ就キ供給者熟議調和セサルトキハ評價委員ノ評定額

第四十二條 第二十四條ノ場合ニ於ケル賠償金額ハ操業者平常ノ給料船舶賃費及船舶ノ損料トス其損料ハ一ヶ月ニ各船舶買入代價六十四分ノ一トス

馬匹徵發事務細則

第一章 總則

第一條 本則ハ動員ノ爲師團長ニ於テ行フ馬匹徵發ニ關スル準備及實施ノ事務ヲ規定スルモノトス

第二條 馬匹ノ徵發ハ別表ニ示ス徵發管區ニ從テ之ヲ行フ

第三條 徵發管區内ノ地方官衙公署ニ於ケル馬匹徵發ノ準備及實施ニ關シテハ本則ニ依ルノ外尙該管區ヲ管轄スル師團長ノ規定スル所ニ從フヘシ

第四條 師團長ハ定期又ハ臨時ニ地方官衙公署ニ於ケル馬匹徵發準備ノ整否ヲ檢閲シ又ハ聯隊區司令官及其ノ他部下將校ヲシテ之ヲ檢閲セシムヘシ

第五條 地方長官、憲兵司令官、憲兵隊長ハ其所部ノ馬匹徵發事務ヲ檢閲シ又ハ部下官吏ヲシテ之ヲ檢閲セシムヘシ